

# **再発防止策実施状況報告書 別冊資料**

**令和8年4月**

**上尾市教育委員会**

# 目 次

【資料 1】 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針	P 1
【資料 2】 上尾市いじめ重大事態対応マニュアル	P 3 3
【資料 3】 上尾市小・中学校生徒指導主任会議	P 6 0
【資料 4】 上尾市教育委員会「生徒指導及び教育相談に係る 研修動画」について	P 6 1
【資料 5】 上尾市スクールロイヤー活用事業	P 6 2
【資料 6】 いじめ対応について	P 6 7
【資料 7】 青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム	P 7 4
【資料 8】 上尾市教育センターの手引き	P 7 5
【資料 9】 上尾市いじめ防止子供サミット	P 1 2 4
【資料 1 0】 なかよく楽しい学校生活を送るための標語	P 1 2 5
【資料 1 1】 上尾市生徒指導推進協議会啓発資料	P 1 2 6
【資料 1 2】 いじめの防止に関するアンケート等の実施について	P 1 2 7
【資料 1 3】 子供・いじめホットライン・ホットメール	P 1 3 5
【資料 1 4】 小中学生のための相談窓口	P 1 3 6
【資料 1 5】 児童生徒のいじめに係る報告書（速報概要）	P 1 3 9
【資料 1 6】 令和7年度「いじめを考える授業」研究協議会	P 1 4 1
【資料 1 7】 いじめを見逃さない学校を目指して	P 1 4 2
【資料 1 8】 いじめ防止啓発資料「いじめの対応について」	P 1 5 7
【資料 1 9】 いじめ発生時の対応	P 1 5 9
【資料 2 0】 上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例	P 1 6 4
【資料 2 1】 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び 「上尾市いじめ重大事態対応マニュアルについて	P 1 6 9

# 上尾市いじめの防止等のための

## 基本的な方針

平成30年 2月策定

令和 8年 4月改訂

上 尾 市

## 目次

はじめに.....	1
改訂の概要.....	1
第1 上尾市いじめ防止基本方針の策定.....	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策.....	2
(1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割.....	2
(2) 上尾市教育委員会の調査組織の設置.....	3
(3) 上尾市が実施する施策.....	3
(4) 首長部局との連携.....	6
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策.....	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	6
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	8
(4) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底.....	14
(5) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進.....	15
3 重大事態への対処.....	15
(1) 重大事態への対処の流れ.....	15
(2) 上尾市教育委員会又は学校による調査.....	16
(3) 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置.....	21
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	21

## はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」に取り組んできた。

平成24年8月には「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催し、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」には、児童生徒の実態を常に把握し、迅速かつ組織的に対応すると共に、学校、家庭と連携して、いじめの根絶を目指した取組を一層推進していくことが重要であると確認した。

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「上尾市いじめ防止基本方針」という。）は、これらの推進してきた取組を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 改訂の経緯

令和7年10月27日に上尾市いじめ問題再調査委員会による調査報告書が公表され、令和7年10月30日付け上総第801号にて、調査報告書に記載された7項目の提言について再発防止策を実施するよう市長より通知を受けた。

加えて、令和7年12月22日付け教生指第917号で埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長から、「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について通知があった。

本市においては、平成30年2月の策定以降、令和5年11月に改訂を行う等、法令や通知をもとに適切に対応してきた経緯があるが、前回の改訂から3年間が経過する中で改めて内容を精査したところ、事業の見直しにより終了した取組、また新たに実施している取組があることが確認された。

そこで、記載された内容を改めて見直すとともに必要に応じて加除・修正を行い、今後もより一層、いじめ問題に適切に対応を行うことができるようにするため、一部改訂をするものである。

## 第1 上尾市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

上尾市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、上尾市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市いじめ防止基本方針を定める。

上尾市いじめ防止基本方針では、上尾市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、上尾市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上尾市いじめ防止基本方針が、本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

#### (1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

上尾市は、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、総務課長、**こども家庭保健課長**、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指

導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長  
会長、上尾市中学校長会長、**またはこれらの者が推薦する者をもって構成する。**また、必  
要に応じて他の者を加えることができる。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること
- エ 上尾市いじめ防止基本方針が本市の実情に即して機能しているかを点検すること

## (2) 上尾市教育委員会の調査組織の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円  
滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための  
対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要  
な組織を置くことができるものとする。

上尾市教育委員会は、「上尾市いじめ問題調査委員会」（以下「問題調査委員会」とい  
う。）を設置する。**問題調査委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策につ  
いて調査審議するとともに、法第28条（16ページ参照）に定める重大事態のうち、  
学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。**

問題調査委員会は、調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験  
を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有し  
ない第三者の参加を図る。

## (3) 上尾市が実施する施策

### ア 学校を支援する

#### (7) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する

- いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応  
について理解させる、研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の  
日常的な人間関係づくりについて学ばせる等により、いじめを見抜く力と見過  
ごさない意識を高め、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
- 学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの  
未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含め  
た生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじ  
め問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や  
個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等  
が推進されるよう指導・助言を行う。
- **いじめや暴力行為の防止に関する研修会（オンライン及びオンデマンド形式に  
よる研修を含む）を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解**

を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。

- 「いじめを考える授業」研究協議会を開催し、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや学級経営方法等について学び、教職員のいじめ問題に対する指導力を向上させる。

- 定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもとに、いじめのない学校づくりのための取組を促す。

(イ)いじめの未然防止のための道德教育の充実を図る

- 「彩の国の道德 道德教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道德が『いじめ問題』にできること～」の活用について指導・助言する。

(ウ)いじめのない学級づくりを支援する

- 社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。

(エ)児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する

- 児童生徒によるいじめ防止活動の成果を普及する。

- いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。

- 児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。

(オ)SNS等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する

- SNS等によるいじめを含むインターネット上の情報モラル教育を推進するため、埼玉県が作成した啓発資料等を活用し、SNS上のトラブル防止に向けた適切なインターネット利用について啓発を図る。

(カ)学校評価等実施上の留意点を周知する

- 学校が学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたり、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、指導・助言を行う。

(キ)児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。

- 部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

(ク)いじめに対する措置

- いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

イ 相談しやすい環境を整備する

(ア)いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。

(イ)相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。

(ウ)児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。

## ウ 家庭・地域・関係団体との連携を図る

### (7)関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する

- 児童生徒が学校以外の仲間づくりができるよう、関係団体との連携を図る。
- 学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。
- 学校と警察が連携して、いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施する。

(平成16年2月23日「学校と警察署との連絡等に関する協定」締結)

- 「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」を開催し、生徒指導上の課題解決に向けて、家庭・地域・関係団体が一体的となった取組について協議を行う。

### (4)保護者のいじめに対する意識、理解を深める

- 保護者向け啓発資料を作成・配布し、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高める。
- 上尾市教育委員会のホームページに上尾市のいじめ防止に向けた取組を掲載し、上尾市の基本的な対応について周知する。

### (5)学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる学校とのいじめの情報に関する連携を推進する。

- 学校応援団などの通常の活動の中で、いじめの兆候を発見した場合、速やかに連携を図り、対応する。

## エ いじめを許さない気運を醸成する

### (7)「いじめ撲滅強調月間」で、重点的に「いじめを許さない」という児童生徒の意識の高揚を図る。

- 「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」(平成25年12月7日 上尾市「いじめ根絶」中学生サミット)、「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」(平成29年8月25日 上尾市『いじめ根絶』小学生サミット)を周知する。

- 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童生徒から募集し、いじめ防止の意識を高める。

### (4)「子供の人権」の啓発を推進する

- お互いの人権を尊重する意識の高揚を図るイベントや研修会の中で、「子供の人権」について啓発する。

### (5)児童生徒の主体的な取組を推進する

- 「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催し、いじめ防止に向けて児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。また、その内容について学校において周知を図り、児童生徒のいじめ防止に資する意識を高める。

- 児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的かつ実践的な取組を推進する。

- いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権標語の作成を促進する。

- 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」、「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」を活用し、いじめのない学校をつくろうとする児童生徒の心を育てる。

#### (4) 首長部局との連携

教育委員会は、いじめ重大事態が発生した際に、首長部局と確実に連携した対応がとれるよう、総合教育会議の開催に限らず、日頃から密にコミュニケーションをとるよう努めること。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、上尾市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として各学校の実情に応じて定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

ウ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛

り込んでおく必要がある。

オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

キ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を定期的実施する。

(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)

ケ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。

コ 重大事態への対処については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り迅速な対応ができるようにする。

(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)

サ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、この組織は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査を行う組織の母体となる

ものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

**【未然防止】**

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

**【早期発見・事案対処】**

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

**【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

**(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置**

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際、上尾市教育委員会と連携

して対処に当たる。

#### ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (7) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、次の点に十分に留意する。

① 教師がいじめはあるものとの認識を持つ

いじめはないと思いつまず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童生徒に「いじめは絶対許さないことを常に発信する。

② 目配り・気配り・心配りに努める

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで行われることが多い。そのため、児童生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

③ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、誠意をもった態度が相談しやすい「先生」になる。

④ 保護者との連携及び信頼関係の醸成を図る

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。

(イ) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

- ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・ 居場所をつくる。
- ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### (E) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

#### イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

#### (F) 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめを見逃さない学校を目指して」

にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト(教職員用)」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目

が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。

- 学校の生活アンケート（児童生徒対象）を毎月実施する。
- 子供のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- 子供のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

(ウ) 県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(7) 学校いじめ対策組織への情報提供

上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめを見逃さない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。

(イ) いじめの事実確認

聴き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討を行う。

(ウ) いじめを行った児童生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

(I) いじめを受けた児童生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(I) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(II) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(III) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(IV) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (7) 記録について

「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、認知年度後5年間とする。

#### (4) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- ア 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- イ 学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求めなければならないこと。
- ウ 近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。
- エ 学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行うこと。
- オ 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校は、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意しておくこと。（想定される担当者の例：教頭、生徒指導主任 など）
- カ 警察への相談・通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談・通報を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早

期に可能となるよう相談・通報の促進を図ること。

(5) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ア いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要であること。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。（16ページ参照）
- イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。  
学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- ウ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。
- エ 当該学校は、法第22条に基づく、いじめの防止等の対策のための組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、対象児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係を対象児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）
- ク 学校は、上記エの調査結果を上尾市教育委員会へ報告する。その際、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ケ 上記クの調査結果を上尾市教育委員会は上尾市長へ報告する。報告を受けた上尾市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果について

の調査を行う。

- コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- サ 上尾市長及び上尾市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- シ 上記ケの調査を行ったときは、上尾市長はその結果を上尾市議会に報告する。

## (2) 上尾市教育委員会又は学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## ア 重大事態の発生と調査

### (7) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、上尾市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着

手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

#### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。

#### (ロ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに上尾市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行うことを基本とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと上尾市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、上尾市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、上尾市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

#### (ハ) 調査を行うための組織について

上尾市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、第三者委員会方式（問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査にあたる。問題調査委員会の組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。

また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づくいじめの防止等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。

#### (ニ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と上尾市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は上尾市教育委員会は、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

対象児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である

（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、対象児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、対象児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するとともに、事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。

② 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行ったりすることなどが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12

月改訂)を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、問題調査委員会が中心となる。必要に応じて、問題調査委員以外に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、上尾市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

(キ) 関係資料の保存について

重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期間が迫る状況において、

再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

(ウ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校及び上尾市教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

上尾市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、上尾市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、上尾市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、学校に係る調査結果は上尾市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて上尾市長に提出する。

### (3) 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた上尾市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この調査は、上尾市長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、上尾市教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

上尾市長及び上尾市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、上尾市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、上尾市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

連絡協議会において毎年度、上尾市いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、上尾市いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（令和8年4月改訂）に係る新旧対照表

	改正前	改訂後	頁	改訂理由
1	<p>改訂の概要</p> <p>令和5年2月8日付け教生指第729号で埼玉県教育委員会教育長から、いじめ問題への確かな対応に向けた警察との連携等の徹底について通知があった。本市においても、いじめ問題に対し、法などをもとに、対応してきた経緯がある。しかし、本通知にあるように、いじめ問題に対しては、より一層、警察との連携等が求められている状況である。そこで、学校が警察との連携等をどのように行うかを示すことで、いじめ問題が早期に解決できるよう、一部改訂をするものである。</p>	<p>改訂の経緯</p> <p>令和7年10月27日に上尾市いじめ問題再調査委員会による調査報告書が公表され、令和7年10月30日付け上総第801号にて、調査報告書に記載された7項目の提言について再発防止策を実施するよう市長より通知を受けた。</p> <p>加えて、令和7年12月22日付け教生指第917号で埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長から、「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂について通知があった。</p> <p>本市においては、平成30年2月の策定以降、令和5年11月に改訂を行う等、法令や通知をもとに適切に対応してきた経緯があるが、前回の改訂から3年間に経過する中で改めて内容を精査したところ、事業の見直しにより終了した取組、また新たに実施している取組があることが確認された。</p> <p>そこで、記載された内容を改めて見直すとともに必要に応じて加除・修正を行い、今後ともより一層、いじめ問題に適切に対応を行うことができるようにするため、一部改訂をす</p>	1	令和8年4月に改訂を行うこととなった経緯を記載するため。

		るものである。		
	連絡協議会は、総務課長、子ども家庭総合支援センター所長、青少年課長、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長、上尾市PTA連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市自治会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。	連絡協議会は、総務課長、子ども家庭保健課長、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長、上尾市PTA連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市自治会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。	子ども家庭総合支援センターは子ども家庭保健課となったため。 青少年課、少年愛護センターは職務が重複するため。 担当課長及び各関係団体会長の推薦による委嘱・任命でも可とするため。	
2			2	
3	問題調査委員会は、法第28条(15ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査が行うものとする。	問題調査委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、法第28条(16ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。	該当ページを修正したため。 令和8年3月予定の条例改正において、上尾市いじめ問題調査委員会の所掌事務を追加するため。	
4	いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。	いじめや暴力行為の防止に関する研修会(オンライン及びオンデマンド形式による研修を含む)を実施し、資質能力の向上を図る。	3	近年、オンラインやオンデマンド形式による研修を設定しており、それらも研修会に含むため。
5	記載なし	「いじめを考える授業」研究協議会を開催し、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや学級経営方法等について学び、教職員のいじめ問題に対する指導力を向上させる。	4	継続して実施しているが、項目に適する内容であると判断したため。
6	(ウ)いじめのない学級づくりを支援する ・児童生徒の発達段階に応じて、学級診断ア	(ウ)いじめのない学級づくりを支援する ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい	4	学級診断アセスメントとして実施していた心理検査は、事業見直しにより令和7年度か

<p>セサメント（児童生徒の学級満足度・学級生活意欲を把握）を実施し、児童生徒の集団の中での位置の変化を把握し、いじめの早期発見、早期解消に役立てる。</p> <p>・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。</p>	<p>人間関係づくりの取組を促す。</p>	<p>ら中止しているため。</p>
<p>7</p> <p>(オ) ネットいじめへの対応を推進する</p> <p>・ ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。</p> <p>・ ネットパトロールを実施し、そこから得られた注意事項等を学校等に情報提供するとともに、インターネットの使用に関するルールや情報モラルの教育の充実に努める。</p>	<p>(オ) SNS等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する</p> <p>・ SNS等によるいじめを含むインターネット上の情報モラル教育を推進するため、埼玉県が作成した啓発資料等を活用し、SNS上のトラブル防止に向けた適切なインターネット利用について啓発を図る。</p>	<p>SNS等によるいじめへの対応が急務であるため。また、活用できる資料は「青少年のネットモラル啓発DVD」に限らないため。加えて、ネットパトロールは、事業見直しにより令和7年度から中止しているため。</p>
<p>8</p> <p>イ 相談しやすい環境を整備する</p> <p>(ア) いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。</p> <p>(イ) 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。</p> <p>(ウ) 児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。</p> <p>(エ) 児童生徒用「いじめ相談カード」を作成・配布する。</p>	<p>イ 相談しやすい環境を整備する</p> <p>(ア) いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。</p> <p>(イ) 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。</p> <p>(ウ) 児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。</p>	<p>「いじめ相談カード」は、事業見直しにより作成していないため。</p>

9	記載なし				継続して実施しているが、項目に適する内容であると判断したため。
10	・「なかよく楽しい学校生活を送るための標語 ～いじめをしない させない ゆるさない～」を全児童生徒から募集し、いじめ根絶の意識を高める。	・「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童生徒から募集し、いじめ防止の意識を高める。	5	5	現在「～いじめをしない させない ゆるさない～」にあたるサブテーマを削除しているため。 また、当該取組はいじめ防止を趣旨としているため。
11	・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分のできることを考えてもらう機会とする。	・「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催し、いじめ防止に向けて児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。また、その内容について学校において周知を図り、児童生徒のいじめ防止に資する意識を高める。	5	5	主として、「上尾市いじめ防止子供サミット」をとおして主体的な取組を推進しているため。
12	・人権作文・標語集を活用し、児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的に考え、話し合う取組を推進する。	・児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的かつ実践的な取組を推進する。	5	5	いじめ問題について主体的かつ実践的な取組を推進すること、人権作文・標語集を活用することに限らないため。
13	ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。	ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を定期的を実施する。	7	7	アンケート実施回数は、毎月（児童生徒対象）、毎学期（保護者対象）と明確に定めているため。
14	コ 重大事態への対処については、埼玉県基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。	コ 重大事態への対処については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り迅速な対応ができるようにする。	7	7	重大事態への対処は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するため。

15	シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	7	学校で策定する学校いじめ防止基本方針について全教職員が理解できるようにすることが必要であるため。
16	(ア) 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときは、生徒指導主任や学年主任に相談する。	(ア) 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめを見逃さない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときは、生徒指導主任や学年主任に相談する。	11	いじめを見逃さずに認知し、適切に対応を行う学校を目指すため。
17	(イ) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。	(イ) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。 なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。	12	アンケートの保存期間を定めるため。
18	(ウ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。	(ウ) 県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。	12	作成元を明確にするため。
19	(ア) 教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめが生じた際の対応図」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改	(ア) 学校いじめ対策組織への情報提供 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめを見逃さない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。	12	(ア) に係る項目名の記載がなく、内容を整理し、項目名を設定することとしたため。

	善する。			
20	記載なし	(イ) いじめの事実確認 聴き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのかが最適切か検討を行う。	12	いじめに対する措置の1つとして、いじめの事実確認を行う必要があるため。
21	(イ) いじめ児童生徒への指導・措置	(ウ) いじめを行った児童生徒への指導・措置	12	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、「いじめ児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」と表記しているため。
22	記載なし	(ク) 記録について 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、認知年度後5年間とする。	14	記録方法や記録期間を定めるため。
23	ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(15ページ参照)	ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係	15	重大事態について全教職員が理解できるようにすることが必要であるため。

		者が理解する。(16ページ参照)		
24	上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、問題調査委員会が調査にあたる。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等が調査にあたる。問題調査委員会の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の特別な利害関係又は直接的利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。	上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、第三者委員会方式(問題調査委員会)、もしくは教育委員会等方式で調査にあたる。問題調査委員会の組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の特別な利害関係を有する者であって、当該いじめ事案の特別な利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。	17	令和7年1月に改訂した上尾市いじめ重大事態対応マニュアルにおいて、調査組織を追加したため。
25	いじめを受けた児童生徒	対象児童生徒	15 18	文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、重大事態事案における「いじめを受けた児童生徒」を「対象児童生徒」と表記しているため。
26	いじめた児童生徒	いじめを行った児童生徒	18	文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、重大事態事案における「いじめた児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」と表記しているため。
27	これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』	これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』	18	重大事態への対処は、「学校における『いじめの防止』」早期発見『いじめに対処する措置』

<p>『早期発見』『いじめに対処する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえ、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。</p>	<p>『早期発見』『いじめに対処する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応する。また、事案の重大性を踏まえ、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。</p>	<p>のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応する。また、事案の重大性を踏まえ、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。</p>	<p>のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」</p>
<p>28</p> <p>児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議して協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。</p>	<p>児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議して協議し、調査に着手する。調査方法としては、これまでの学校の記録の記録の確認等から事実関係を整理したり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行ったりすることなどが考えられる。</p>	<p>18</p> <p>文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、聴き取りが不可能な場合の対応として、「これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり」することも明記があるため。</p>	<p>文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、聴き取りが不可能な場合の対応として、「これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり」することも明記があるため。</p>
<p>29</p> <p>いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。</p>	<p>いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）を参考とするものとする。</p>	<p>18</p> <p>令和7年12月改訂に文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されたため。</p>	<p>令和7年12月改訂に文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されたため。</p>
<p>30</p> <p>「彩の国 生徒指導ハンドブック」</p>	<p>県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」</p>	<p>19</p> <p>作成元を明確にするため。</p>	<p>作成元を明確にするため。</p>
<p>31</p> <p>記載なし</p>	<p>(キ)関係資料の保存について</p>	<p>19</p>	<p>いじめ重大事態に係る関係資料の保存につ</p>

<p>いて、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に示しているため。</p>	<p>重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。</p>	
--	--	--

## 上尾市いじめ重大事態対応マニュアル

上尾市教育委員会  
令和 5 年 8 月策定  
令和 8 年 4 月改訂

## 【目次】

はじめに	1
1 いじめの重大事態とは	2
2 いじめの重大事態に対する平時からの備え	3
3 学校の基本姿勢	3
4 いじめの重大事態の判断について	4
5 重大事態発生時の対応	6
6 調査組織の設置	6
7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	7
8 重大事態調査の進め方	9
9 調査結果の説明・公表	10
10 重大事態調査の対応における個人情報保護	12
11 調査結果を踏まえた対応	12
12 地方公共団体の長等による再調査	13
13 関係機関との連携について	14
14 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について	15
15 いじめの重大事態対応フロー図	16

はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの早期発見」に取り組んできました。

平成25年9月には、いじめ防止対策推進法（以下、法）が施行され、「いじめは行ってはいけない」と正式に法律に謳われることとなり、平成29年3月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインがそれぞれ施行されました。

上尾市では、平成30年2月に、上尾市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市いじめ防止基本方針（以下、基本方針）を定めました。この方針では、いじめ防止対策等の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載するとともに、また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みについて具体的に定めました。

令和4年度には、市内のいじめ重大事態について、調査の主体を学校から市教育委員会に移行し、市教育委員会のいじめ問題調査委員会によるいじめ重大事態の調査等も行われました。

また、令和5年4月、文部科学省は、こども家庭庁とともに、学校又は教育委員会が行ういじめ重大事態調査について、必要に応じて助言等を行うこととし、学校及び教育委員会は、文部科学省に、いじめ重大事態の発生及び調査開始に係る報告や、調査報告書の提出を要するようになりました。

しかしながら、全国的に、いじめ重大事態の発生件数は増加傾向にあり、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生していることから、文部科学省は、令和6年8月に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を改訂しました。ガイドラインでは、重大事態調査を行う調査主体が法や基本方針の趣旨を踏まえ、円滑かつ適切に調査を行えるよう、基本的な進め方や留意事項等をまとめています。また、平成28年3月に示されていた「不登校重大事態に係る調査の指針」を廃止して、国のガイドラインを一本化しました。

これらのことを受け、上尾市でも、令和7年1月に「いじめ重大事態対応マニュアル」を改訂することといたしました。調査主体においては、本マニュアルに沿って調査に当たっていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。

また、重大事態調査は、学校が、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への適切な対処及び支援を行うとともに、再発防止策を講ずることを目的とした調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

以上のことに留意の上、上尾市内小・中学校、上尾市教育委員会及び上尾市いじめ問題調査委員会が、いじめ重大事態に適切に対応できるよう、本マニュアルを活用ください。

## 1 いじめの重大事態とは

「重大事態」は、法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)(以下、「生命・心身財産重大事態」という。)
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)(以下、「不登校重大事態」という。)
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

法第28条第1項は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定しています。なお、各号における「～と認めるとき。」の主体は、学校又は教育委員会となります。また、「疑い」とは、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態となります。

改めて、いじめの定義と定義の4つのポイントについて示します。

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条第1項)

### 【いじめの定義の4つのポイント】

- 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- Bが心身の苦痛を感じていること

そして、いじめの対応は、大きく以下の2つがポイントとなります。

- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力すること。
- 学級担任等が抱え込まず、組織で迅速かつ的確に対応すること。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであるため、次章に示す平時からの備えを充実させ、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応にあたる必要があります。

## 2 いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要です。

また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明することも必要です。

さらに、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中心として、定例の学校いじめ対策組織を実施するとともに、重大な被害等の「疑い」が生じた際には、早期にケース会議を開き、調査の実施に向けた取組を開始します。

なお、重大事態調査を行う際には、正確な記録が必要であるため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが大切です。

教育委員会においては、重大事態を含むいじめ事案について、学校が適切な対応をとることができるよう支援します。

## 3 学校の基本姿勢

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

### (1) 調査を行うに当たっての基本姿勢

学校は、対象児童生徒やその保護者の切実な思いを理解し、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが求められます。

そのためには、学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む必要があります。たとえ、自らの対応に不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが重要です。

## (2) 重大事態調査中における学校の対応

対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければなりません。

学校は、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める際は、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談・通報し、適切に情報共有を行い、援助を求めることが重要です。

学校は、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながることから、警察に相談・通報するとともに、教育委員会にも共有を図ります。

## (3) 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければなりません。

対象児童生徒・保護者が希望する場合、学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要があります。

## 4 いじめの重大事態の判断について

- いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査の実施に向けた取組を開始する。
- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」や「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。
- 被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性が高いことから、学校が調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに注意する。

### (1) 「生命・心身・財産重大事態」に係る判断について

「生命・心身・財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をするなどして、丁寧に判断する必要があります。心身に重大な被害が生じたことについては、いじめを認知し、対応を行った後も、

当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなどして、丁寧な対応を図ることが必要です。例えば、被害児童生徒がいじめの事案で転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたと解釈できるため、「生命・心身・財産重大事態」として適切に対応することが求められます。また、高額な金品に係るいじめがあった場合も「生命・心身・財産重大事態」として扱い、対応することが求められます。

## (2) 「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当期間は、年間30日が目安となりますが、一定期間連続して欠席している「不登校重大事態」に該当するかどうかの判断は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談をし、情報共有を図るとともに、「生命・心身・財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をし、丁寧に判断する必要があります。

また、欠席の日数が30日になった時点で、「不登校重大事態」であると判断し、対応を開始するとなると、対応が遅れることが考えられます。欠席日数が30日に達していなくても、今後欠席日数が30日に達すると予想される場合は、その段階で、「不登校重大事態」として扱うことも考えられます。

## (3) 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

学校は、ICT端末の活用や「学校の生活アンケート」（児童生徒対象）や「子供のサイン発見アンケート」（保護者対象）の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えます。

そのような中で、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合には、学校いじめ対策組織において、必要な聴取やアンケート調査を行い、いじめの有無を確認します。その際、児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けます。

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

たとえ、いじめが発生した「疑い」があるという段階でも、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要があります。

また、保護者からの重大事態の申立てについては、重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てます。

## 5 重大事態発生時の対応

- 学校は、速やかに教育委員会に第一報を入れる。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際は、速やかに市長まで重大事態が発生した旨を報告する。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡調整に当たり、情報が途切れないようにする。

### (1) 重大事態の発生報告

重大事態が発生した際、学校は、教育委員会を通して市長まで、重大事態が発生した旨を報告します。また、教育委員会会議においてもその旨を説明します。なお、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」は、市長の判断により総合教育会議を開催します。

### (2) 重大事態発生時の初動対応

重大事態調査を滞りなく始めるためには、教育委員会及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応が必要です。教育委員会は、重大事態の報告を受けた場合や重大事態に当たると判断した場合には、市長への報告など必要な手続きを進めます。

なお、教育委員会及び学校が重大事態の発生を公表する前に、報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応との担当者（校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行うことが重要です。

## 6 調査組織の設置

- 上尾市においては、調査の主体は、原則、学校とするが、個別の重大事態の状況に応じて、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査を行う。その判断は、教育委員会が行う。
- 学校主体の調査であっても、事案の状況により教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査を行うこともある。
- 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態は、上尾市いじめ問題調査委員会が調査を行う。

### (1) 調査主体の決定

法律上、重大事態調査は、教育委員会又は学校が行うものとされております。上尾市では、原則、学校主体の調査組織が調査を実施しますが、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者主体の調査組織が調査を実施します。学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は、教育委員会が行います。

## (2) 調査組織の種類

実際に調査を行う組織については、以下のとおりとします。なお、いずれの組織においても、公平性・中立性を確保することが大切です。

### ア 学校主体の調査組織

学校における調査組織は、各校で定められている、「いじめの防止基本方針」に定められている組織（いじめ問題対策支援チームなど、各校で呼称が定められている組織）が行います。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画する組織とします。

※事案の状況や対象児童生徒の状況を踏まえ、教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査組織に加わるなど、柔軟に対応します。

### イ 学校の設置者主体の調査組織

学校の設置者主体の調査は、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で行います。上尾市いじめ問題調査委員には、弁護士、精神科医、心理・福祉の専門家等、学識経験者、その他教育委員会が推薦する者と定められています。教育委員会等方式では、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画します。

## 7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項（6項目）と、調査組織の構成や調査委員等、調査を行う体制が整った段階で説明する事項（7項目）があり、2段階に分けて行う。
- 調査を行う体制が整った段階で説明する事項について、関係児童生徒・保護者への説明も行う。

### (1) 事前説明等を行うに当たっての準備

重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者に説明し、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ります。

説明に当たっては、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておくようにします。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられます。児童生徒も同席する場合は、児童生徒の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明を行えるよう説明の場や人選等に配慮します。

また、各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって、臨機応変に対応することも、予め説明します。

重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、不適切な対応により対象児童生徒や保護者を傷つけたことが明らかである場合は、詳細な調査結果を待たずして、

速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行います。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請が必要な際は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めます。

## (2) 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど、説明内容を「見える化」することが望ましいです。事前説明は、以下のとおり2段階で実施します。

### 第1段階 【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

### 第2段階 【体制が整った段階で説明する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

なお、これらの説明において、対象児童生徒・保護者が、詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければなりません。

その際、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を、関係児童・保護者を含めた外部に対して明らかにしないまま行うことも可能です。その場合は、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどの調査方法の工夫を行います。このように、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して、丁寧に説明す

る必要があります

### (3) 関係児童生徒・保護者に対する事前説明等

関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要です。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者の協力が重要となります。

基本的には、(2)で示した対象児童生徒・保護者に対する説明のうち、【体制が整った段階で説明する事項】について、関係児童生徒・保護者に説明を行います。特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行い、また関係児童生徒・保護者にも説明を行うことから、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要です。

## 8 重大事態調査の進め方

- 学校は、調査開始日を教育委員会へ報告する。
- 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。
- アンケート調査や聴き取りを行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。
- 対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行うことが重要である。
- 調査報告書の作成における標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげられるようにする。

### (1) 調査の進め方についての事前検討

※別添チェックリスト参照

#### 〈事前に確認・検討すべき事項〉

- ・ 調査の目的・趣旨
- ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査に当たっての体制
- ・ 調査結果の公表の有無、在り方

### (2) 調査の実施

※別添チェックリスト参照

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定しますが、以下のような流れが想定されます。

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

- ・学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・過去のアンケート、面談記録

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・必要に応じて、学校以外の関係機関への聴き取り

④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥報告書の作成、取りまとめ

(3) 関係資料の保存について

調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存することとします。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても、同様とします。

但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

## 9 調査結果の説明・公表

○調査が終了したら、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に説明する調査報告書を、事前に教育委員会に提出する。

○精査した調査報告書に基づいて、対象児童生徒・保護者へ説明を行い、「保護者面談記録」を作成するとともに、「所見書」を提出することが可能であることを説明する。

○いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行う。

○教育委員会は、市長へ調査結果を説明する。対象児童生徒・保護者から「所見書」が提出されれば、併せてその内容も説明する。

○調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、対象児童生徒・保護者の意向に基づいて判断する。

### (1) 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

学校は、調査が終了したら、調査結果を対象児童生徒・保護者に説明する前に、調査報告書を教育委員会に提出します。その後、学校は、精査した調査報告書に基づい

て、対象児童生徒・保護者に対して、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行い、また、その際の対象児童生徒・保護者の意向も踏まえて「保護者面談記録」を作成します。

調査結果の説明方法は、基本的には調査報告書本体を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられます。なお、その際は、個人情報適切に管理することについて対象児童生徒・保護者と確認します。ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要です。

また、学校は、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を市長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの「所見書」を合わせて提出することが可能であることを説明します。

## (2) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行います。

## (3) 市長等への報告及び公表

教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、教育委員会会議においてもその旨を説明します。加えて、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。

また、調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、対象児童生徒・保護者の意向に基づいて判断しますが、個人情報保護法や上尾市情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいです。

そのため、対象児童生徒・保護者への調査結果の説明をする際に、公表についての意向を確認することが必要であり、その意向を「保護者面談記録」に記録します。

調査報告書の公表については、教育委員会が、下に示す指針に基づいて、市長部局と連携して行います。

1. 上尾市教育委員会のホームページに公表（原則公表日より6か月）及び報道機関に資料提供を行う。
2. 個人等が特定できない形とする。

報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒およびそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、事前に調査結果を報告することが望まれます。事前に調査結果とともに、再発防止策を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、学校に対する不信を生む可能性があります。

## 10 重大事態調査の対応における個人情報保護

- 令和5年4月に施行された改正個人情報保護法に基づいて対応する。
- 対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。
- 調査報告書の公表を行う場合には、個人等が特定できないよう適切に整理する。

### (1) 個人情報保護法に基づく基本的な対応

重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、学校において、個人情報保護法の規定に基づいて対応します。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・破棄等も適切に行います。

### (2) 調査報告書の提示・提供について

法28条第2項は「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」ことを求めています。これに基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行います。

### (3) 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理した上で、公表を行います。その際は、個人情報保護法及び上尾市情報公開条例に基づいて対応します。

公表に際しても、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に確認をとることが必要です。

## 11 調査結果を踏まえた対応

- 学校は、調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を継続する。
- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習支援や登校支援を行う。
- 学校は、いじめを行った児童生徒に対して、必要な指導及び支援を行う。
- 調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底等、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

### (1) 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心

のケアや、安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行います。不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を継続します。

事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合があります、その場合は、進級や進学、転学の際にも継続的に配慮するとともに、学校間で適切に引継ぎを行い、継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要です。その際には、指導要録や「児童生徒支援シート」を活用して情報共有を図ることが考えられます。

これらの支援において、教育委員会は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わります。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、保護者とも協力しながら、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行います。また、必要に応じて、当該児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、福祉に関する相談・支援を要する場合における子ども家庭総合支援センターなど、首長部局と連携し、関係機関等による支援につなげます。

このように、いじめを行った児童生徒に対して、保護者の協力を得ながら、個別に指導を行い、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討するとともに、教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討します。

## (2) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

調査報告書において記載した再発防止策は具現化されないと意味がありません。調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底等、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組みます。

## (3) 調査後に教育委員会において検討を要する事項

事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、教育委員会が聴取等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば埼玉県教育委員会へ内申を検討します。

## 12 地方公共団体の長による再調査

○重大事態調査の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分である場合、市長が再調査を判断する。

### (1) 再調査の概要

再調査を行うか否かについては、調査報告を受けた市長が、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときに行います。

再調査を行う必要があると考えられる場合としては、次のようなものが挙げられます。

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

## (2) 再調査の進め方

再調査においては、対象児童生徒・保護者が所見書を提出されている場合はその内容も踏まえつつ、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理します。また、教育委員会は文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

## (3) 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

再調査結果を取りまとめた後は、本マニュアル 10「調査結果の説明・公表」を参考に、対象児童生徒・保護者、いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行います。また、調査報告書及び再調査報告書を踏まえて、当該事案の対処や再発防止の取組を行います。

なお、再調査を実施した場合は、市長は、その結果を議会に報告します。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、適切に判断します。また、教育委員会は、文部科学省に再調査報告書を提供します。

## 13 関係機関との連携について

いじめの重大事態、特に生命・心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定されます。そのような事案については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となります。

いじめへの対応については、いじめの重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要です。

## 14 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

### (1) 初期対応について

児童生徒の死亡事案が発生した場合には、速やかな事実確認と遺族への丁寧な関わりと教育委員会への報告を、役割分担しながら、同時に冷静に初期対応を行うことが大切です。

また、スクールカウンセラーによる児童生徒支援や学校支援については、市教育委員会と相談の上、市教育センターに連絡してください。

原因がいじめによるものか否かに関わらず、児童生徒の自殺については、以下の調査を行う必要があります。

ア 上尾市立〇〇小（中学校）における基本調査に関する確認事項について

イ 生徒指導関係調査項目（プロフィール）

### (2) 外部への説明について

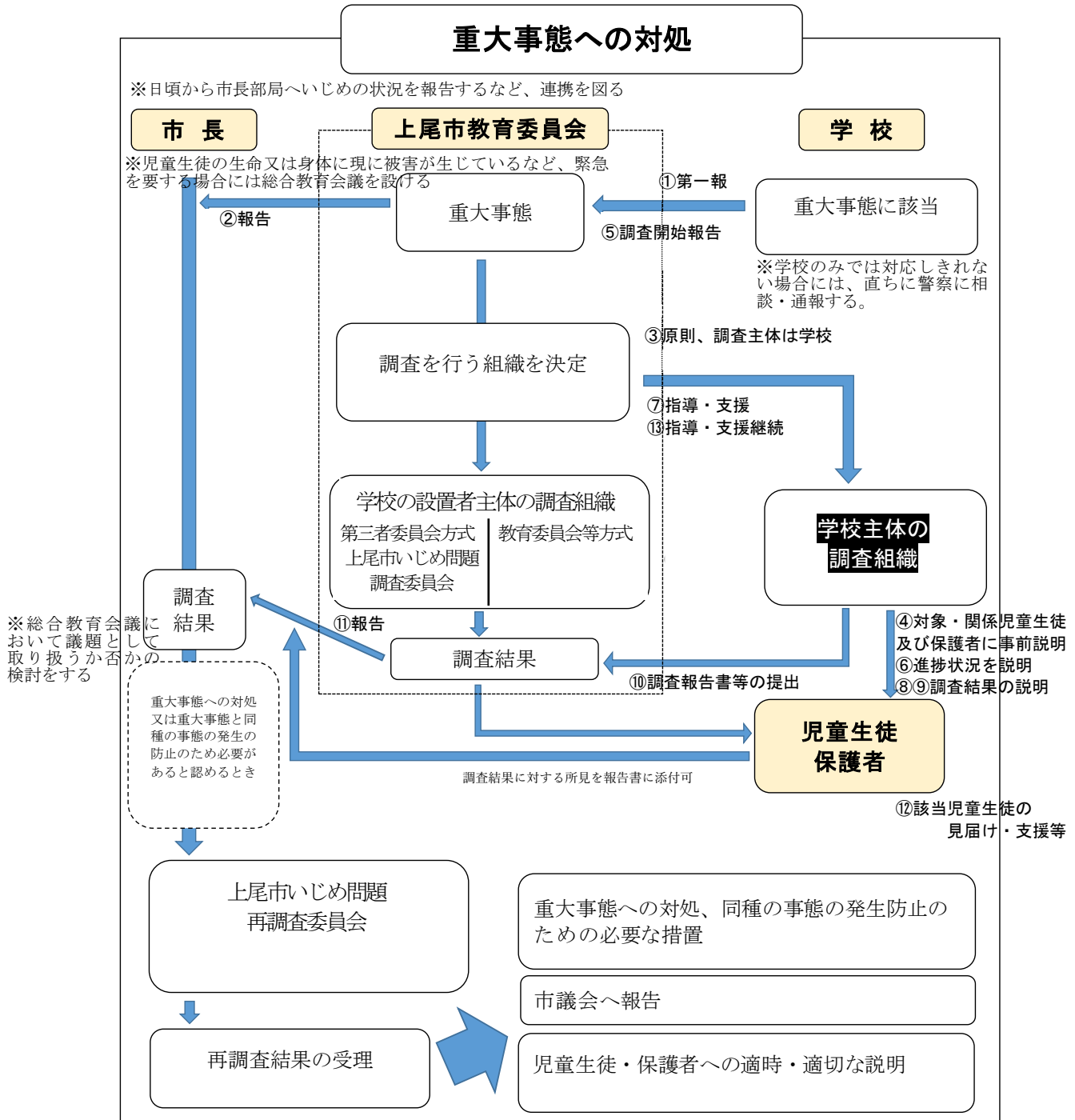
自殺事案において、その事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族からの了解をとるよう努めます。

遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、「事故死であった」「転校した」などと説明することは、学校が嘘をつくことになり、児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う必要があります。

保護者、記者会見など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える必要があります。その際、配布資料等、文書として外部に出す場合には、事前に文案の了解をとるよう努めます。

15 いじめの重大事態対応フロー図

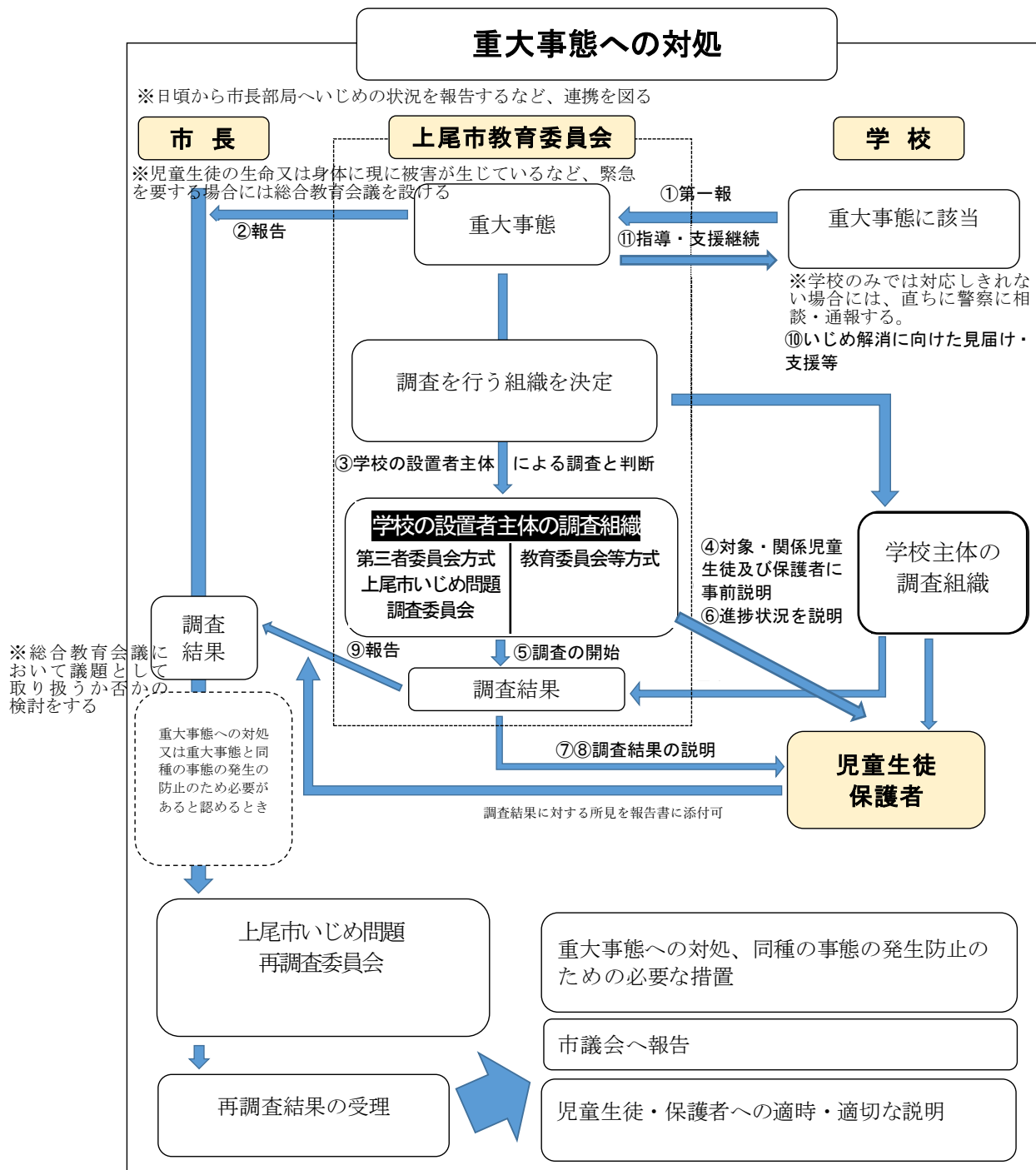
【学校主体の調査組織による対応フロー】



※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。

学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p> <p>③各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、事案の状況を確認するとともに、対応方針（調査組織、調査事項、調査方法、調査対象、窓口となる担当者等）を検討する。</p> <p>④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒及び保護者に、重大事態調査に係る２段階の事前説明・確認を行う。</p> <p>１段階 ア重大事態の別・根拠イ調査の目的ウ調査組織の構成エ調査事項オ調査方法カ調査対象ク窓口となる担当者</p> <p>２段階 ア調査の目的イ調査組織の構成ウ調査期間エ調査事項・調査対象オ調査方法カ調査結果の提供キ調査終了後の対応</p> <p>⑤調査開始日（２段階目の説明が完了した日以降）を教育委員会へ報告する。</p> <p>⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。</p> <p>また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。</p> <p>調査全体の流れ（例） ※関係資料は卒業後５年間保存する。</p> <p>アこれまで作成している対応記録等の確認イ対象児童生徒・保護者からの聴き取りウ教職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りやアンケート調査等エ事実関係の整理オ事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討カ調査報告書の作成</p> <p>⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明（所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む）を行う。</p> <p>なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑨いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑩対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査報告書と保護者面談記録を教育委員会に提出する。</p> <p>⑫いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低３か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>②市長報告を行う。</p> <p>・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。</p> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> <p>⑦学校と密に連絡をとり、調査状況を把握するとともに、指導を行いながら、いじめ解消に向けて支援する。（学校を支援する。）</p> <p>⑪調査が完了したことを市長に報告する。</p> <p>なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。</p> <p>・教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑬連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p> <p>・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。</p> <p>・更なる調査等が必要と認められたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。</p> <p>・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。</p> <p>併せて、市議会へ報告する。</p>

【学校の設置者主体の調査組織による対応フロー】



※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。

学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p>	<p>②市長報告を行う。 ・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。</p> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> <p>③事案の状況を確認するとともに、調査組織を決定し、対応の方針（調査組織、調査事項、調査方法、調査対象窓口となる担当者）を検討する。</p> <p>④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒及び保護者に、重大事態調査に係る２段階の事前説明・確認を行う。 1段階 ア重大事態の別・根拠イ調査の目的ウ調査組織の構成エ調査事項オ調査方法カ調査対象力窓口となる担当者 2段階 ア調査の目的イ調査組織の構成ウ調査期間エ調査事項・調査対象オ調査方法カ調査結果の提供キ調査終了後の対応</p> <p>⑤調査を開始する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p>
<p>該当児童生徒への継続的な見届け・支援等</p> <p>⑩いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。 調査全体の流れ（例）※関係資料は卒業後5年間保存する。 アこれまで作成している対応記録等の確認イ対象児童生徒・保護者からの聴き取りウ教職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りやアンケート調査等エ事実関係の整理オ事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討カ調査報告書の作成</p> <p>⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明（所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む）を行う。なお、その際、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑧いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑪連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の調査が完了したことについての報告を受ける。 ・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。 ・更なる調査等が必要と認めたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。 ・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p>

版数	発行日	改訂内容
第1版	令和5年8月	初版発行
第2版	令和6年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、警察へ相談・通報することを記載</li> <li>・総合教育会議において議題として取り扱うか検討することについて記載</li> </ul>
第3版	令和7年1月	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (文部科学省 令和6年8月改訂版)を踏まえて改訂
第4版	令和8年4月	対応フローを具体的に記載

上尾市いじめ重大事態対応マニュアル（令和8年4月改訂）に係る新旧対照表

	改正前	改訂後	頁	改訂理由
1	<p>(3) 市長等への報告及び公表 教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。</p>	<p>(3) 市長等への報告及び公表 教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、教育委員会においてその旨を説明します。加えて、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。</p>	11	調査結果については、教育委員会会議においても説明をするため。
2	⑥調査の開始	削除	16	調査開始報告を重複して記載していたため。
3	<p>(調査結果の報告のフローにおいて) ※教育委員会会議において議題として取り扱う。</p>	<p>※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。</p>	16	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。

4	記載なし		・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。	17	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。
5	③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、対応の方針を定める。	③各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、事態の状況を確認するとともに、対応方針（調査組織、調査事項、調査方法、調査対象、窓口となる担当者等）を検討する。	17	「対応の方針を定める」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。	
6	④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。	④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒及び保護者に、重大事態調査に係る2段階の事前説明・確認を行う。 1 段階 了 重大事態の別・根拠イ調査の目的 ウ調査組織の構成エ調査事項オ調査方法・調査対象カ窓口となる担当者 2 段階 了 調査の目的イ調査組織の構成ウ調査期間エ調査事項・調査対象オ調査方法カ調査結果の提供キ調査終了後の対応	17	「事前説明・確認」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。	
7	⑤調査開始日を教育委員会へ報告する。	⑤調査開始日（2段階目の説明が完了した日以降）を教育委員会へ報告する。	17	調査開始日を明確にし、調査主体が適切に対応できるようにするため。	
8	⑥調査を開始する。組織的に対応するために、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。	⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・	17	フロー図によれば⑥の項目は「調査の進捗状況を説明」することを示しており、調査を開始する段階ではなかったため。 また「組織的に」が重複していたため。	

	また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。	保護者に連絡し、状況を説明する。		
9	記載なし	調査全体の流れ (例) ※関係資料は卒業後5年間保存する。 アこれまで作成している対応記録等の確認 イ対象児童生徒・保護者からの聴き取りや 職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りや アンケート調査等工事実関係の整理才事実 関係を踏まえた評価、再発防止策の検討力調 査報告書の作成	17	「調査全体の流れ (例)」を具体的に明記し、 調査主体が適切に対応できるようにするた め。
10	⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。	⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明 (所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む) を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。	17	「調査結果の説明」を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。
11	(調査結果の報告のフローにおいて) ※教育委員会会議において議題として取り扱う。	※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。	18	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。
12	③調査組織を決定し、対応の方針を定める。	③事案の状況を確認するとともに、調査組織を決定し、対応の方針 (調査組織、調査事項、調査方法、調査対象窓口となる担当者) を検討する。	19	「対応の方針を定める」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。
13	記載なし	・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。	19	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。
14	④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。	④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒及び保護者に、重大事態調査に係る2	19	「事前説明・確認」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするた

		段階の事前説明・確認を行う。 1 段階 ア重大事態の別・根拠イ調査の目的 ウ調査組織の構成エ調査事項オ調査方法・調 査対象カ窓口となる担当者 2 段階 ア調査の目的イ調査組織の構成ウ調 査期間エ調査事項・調査対象オ調査方法カ調 査結果の提供キ調査終了後の対応		め。
15	⑥組織的に対応するためにも、定期的にいじ め重大事態に係る会議を開催し、情報共有、 今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童 生徒への支援などについて組織的に対応す る。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・ 保護者に連絡し、状況を説明する。	⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開 催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童 生徒及び関係児童生徒への支援などについ て組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・ 保護者に連絡し、状況を説明する。	19	「組織的に」が重複していたため。
16	記載なし	調査全体の流れ (例) ※関係資料は卒業後 5 年間保存する。 アこれまで作成している対応記録等の確認 イ対象児童生徒・保護者からの聴き取りウ教 職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りや アンケート調査等エ事実関係の整理オ事実 関係を踏まえた評価、再発防止策の検討カ調 査報告書の作成	19	「調査全体の流れ (例)」を具体的に明記し、 調査主体が適切に対応できるようにするた め。
17	⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護 者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、 保護者面談記録を作成する。	⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護 者側に調査結果の説明 (所見書の提出及び調 査報告書の公表に係る意向確認含む) を行 う。なお、その際、保護者面談記録を作成す	19	「調査結果の説明」を具体的に明記し、調査 主体が適切に対応できるようにするため。

る。		
18	<p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p>	<p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p>
	19	<p>本フロー図は「学校の設置者主体の調査組織による対応フロー」を示しており、調査報告書は学校から提出されないため。</p>

# 資料 3

【令和7年度 事業報告より抜粋】

第1回上尾市小・中学校生徒指導主任会議		
1	日 時	令和7年7月10日（木）
2	場 所	各上尾市立小・中学校教室等（オンライン開催）
3	対 象	各上尾市立小・中学校生徒指導主任
4	参加人数	34名
5	担当者名	樋口 飯島
6	研修概要	(1) 上尾市立小・中学校生徒指導の状況について (2) 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針 (3) いじめ認知後の流れについて
7	成 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の生徒指導の状況について情報提供した。</li> <li>年度始めに、上尾市の生徒指導に係る内容について情報共有を図った。</li> <li>いじめ認知及び暴力行為発生件数の認知についての指導を行い、足並みを揃えていけるようにした。</li> <li>参加者を小グループに分けていじめ未然防止に係る対応について、協議を行った。</li> </ul>
8	課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度始めで、各研修会や校内行事が多いため、日程調整が難しい。</li> <li>異動がからみ、適切に引継ぎが行われていないため、前年度の反省が生かされていない。特に、各調査の数値の計上の仕方などに差が見られる。</li> </ul>

第2回上尾市小・中学校生徒指導主任会議		
1	日 時	令和7年12月4日（木）
2	場 所	上尾公民館講座室503
3	対 象	各上尾市立小・中学校生徒指導主任
4	参加人数	34名
5	担当者名	樋口 飯島
6	研修概要	(1) 市内小・中学校における生徒指導の現状について (2) 冬季休業中の生徒指導について (3) 児童生徒の自殺予防に係る取組について
7	成 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度1学期間の生徒指導の状況について情報提供した。</li> <li>児童生徒の自殺予防に係る取組について各小中学校に周知した。</li> <li>参加者を中学校ごとにグループ分けを行い、いじめの認知見逃しゼロ、初期対応について協議及び、指導した。</li> </ul>
8	課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校にいじめの認知の差がある。</li> </ul>

## ⑧ 教職員研修

## 1 趣 旨

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応に係る研修を通して、いじめを見抜く力といじめを見過ごさない意識を高め、教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を図る。

## 2 上尾市立小・中学校生徒指導主任研修会

## (1) 概要

生徒指導体制を推進するため、講義を通して、いじめ対応に関する生徒指導主任としての資質向上を図る。

## (2) 講義

- ・講 師 上尾市スクールロイヤー 弁護士 森田 智博 氏
- ・講義題 「事例を通じて組織的対応について検討する」

## 3 「生徒指導及び教育相談に係る研修動画」シリーズを活用した研修

## (1) 概要

いじめの対応方法や児童生徒への支援方法に関する動画の視聴を通して、実践的指導力を向上させる。

## (2) 内容

- ・いじめ対応研修シリーズ
  - ①「いじめに迅速に対応するための平時からの備え」
  - ②「いじめを認知した際の具体的対応について」
  - ③「いじめの重大事態について①」
- ・教育相談研修シリーズ
  - ①「保護者対応の基本」
  - ②「『なぜできないのかを考えること』から始める支援」動画
  - ③「自傷行為への対応の基本」

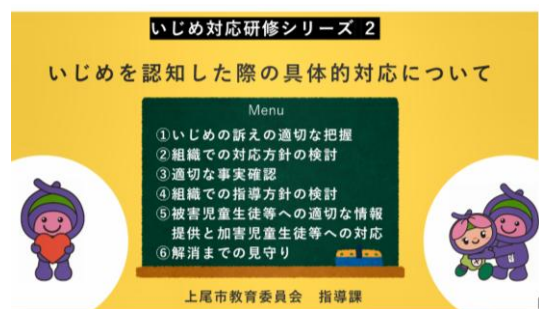
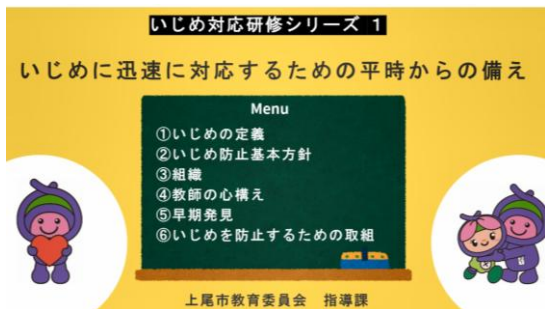
## 4 「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」を活用した研修

## (1) 概要

いじめを早期に発見し、迅速かつ組織的に対応するための方法をまとめた資料の活用を通して、教職員のいじめに対する感度を高める。

## (2) 内容

- ・いじめの定義
- ・いじめに気付くための教師の姿勢
- ・いじめの対応



さまざまな側面から、スクールロイヤーが学校を支援します。

## 上尾市スクールロイヤー活用事業

### 目的

上尾市スクールロイヤー活用事業は、いじめをはじめとする学校現場における問題への対応方法について、学校が弁護士から直接的なアドバイスを受けることで、問題の未然防止や早期解決を図ることが目的です。

### 上尾市スクールロイヤー活用事業の内容

#### 学校における法的相談

スクールロイヤーが、学校からの相談に応じ、法的な側面から助言を行います。教職員が本来の業務に集中できる時間の確保が期待できます。

#### 教職員向け研修会

スクールロイヤーが、いじめ等の学校で起こる様々な問題に対し、教職員としてどのようにかかわるべきかについて法的な側面から講義します。

#### いじめの予防教育

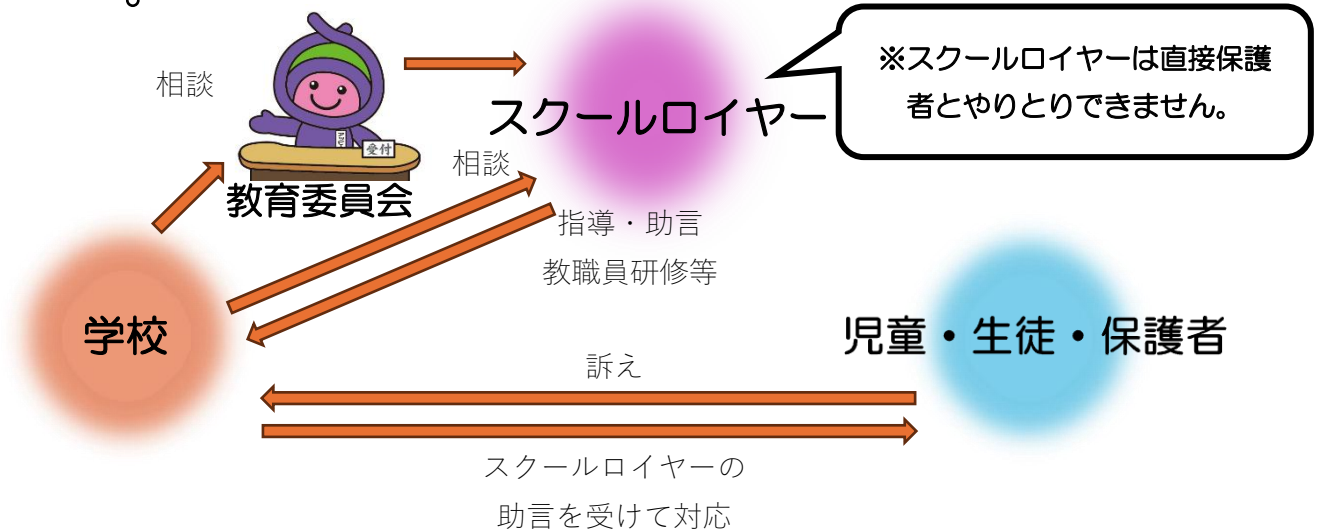
スクールロイヤーが、児童に対していじめ防止教室を実施し、いじめをなくすためにはどのような行動をとるべきかについて直接指導します。

## 学校における法的相談

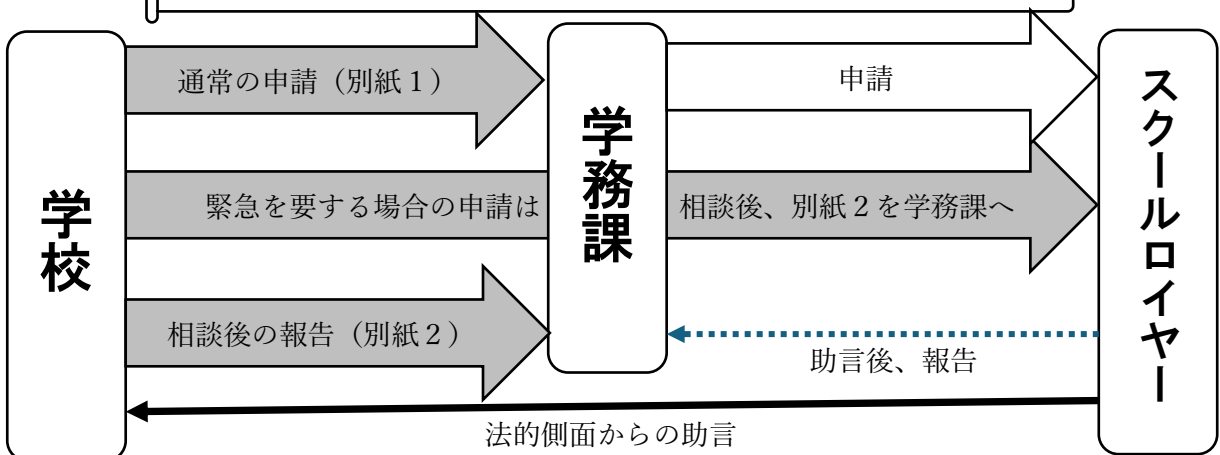
例えばこんな相談ができます

- ◇児童生徒同士のトラブルや保護者同士のトラブルに関する事
- ◇生徒指導上の諸課題への学校の対応に関する事
- ◇教職員のサービスや指導内容、学校運営に関する事
- ◇学校内外の事故やトラブル、施設の瑕疵による事故に関する事
- ◇教育的な配慮から第三者の公平・公正な判断が必要な事案に関する事

### スクールロイヤーによる相談のイメージ図



### 法的相談実施の流れ



## いじめの予防教育 教職員向け研修会

例えばこんな教室や研修会を実施します

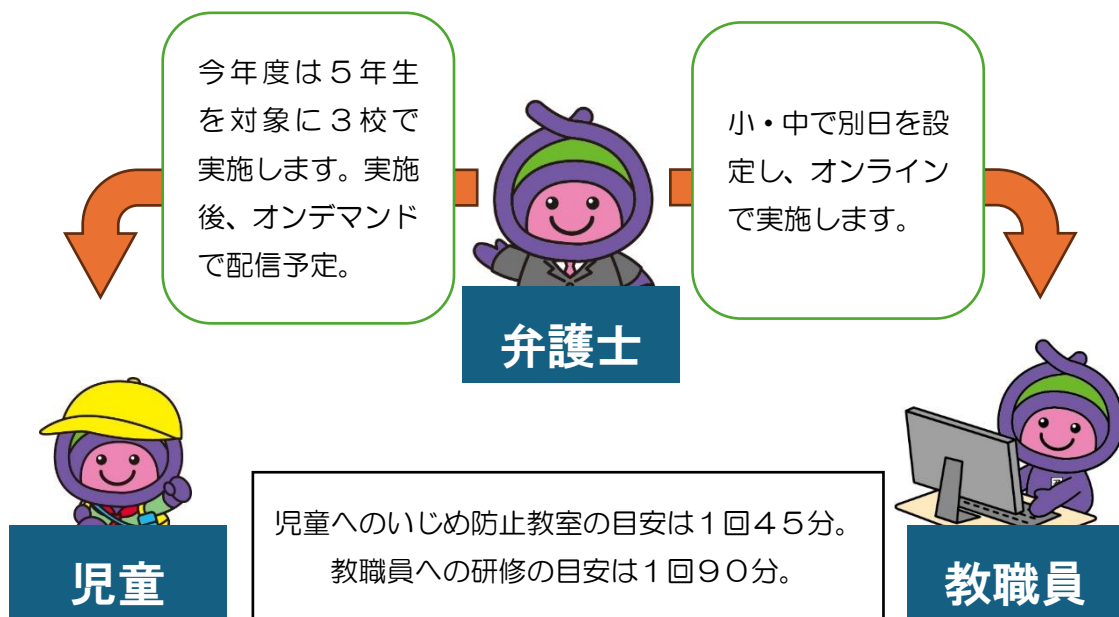
児童へ向けて

- ◇いじめをなくすためにはどのような行動をとるべきかについて
- ◇いじめが起こったときにどのように対応するべきかについて

教職員へ向けて

- ◇学校で起こる様々な問題への教職員の対応について
- ◇個人情報の保護など学校での法的な責任について

スクールロイヤーによるいじめ予防教室・研修会のイメージ



※いじめ防止教室は、数年をかけて全小学校で実施する予定です。

※弁護士が、今年度末までに全小・中学校を巡回相談します。

## 今後の予定

### (1) 助言業務（7月3日開始）

#### ①相談内容

- ・いじめ対応、保護者対応、地域対応、学校事故等学校における課題

#### ②相談方法

- ・電話・訪問・メール・オンライン等で相談。  
（必要が生じたときに随時相談。学校からの要望により教育委員会を通じて相談依頼）
- ・急を要する場合、学校（管理職）はスクールロイヤーに相談し、相談後に教育委員会へ報告
- ・相談時間は平日午前10時から午後4時45分まで

### (2) 研修等の実施

#### ①教職員研修（オンライン）

- 実施回数・・・小学校と中学校に分けてそれぞれ1回（計2回）
- 実施時期・・・8月下旬～9月上旬
- 実施時間・・・90分程度
- 実施内容・・・スクールロイヤーの活用事例について
- 実施場所・・・各小・中学校

#### ②巡回相談

- 実施回数・・・各校1回
- 実施時期・・・8月下旬～2月
- 実施時間・・・各校20分程度
- 実施内容・・・各校職員との顔合わせ・課題の確認
- 実施場所・・・各小・中学校

### (3) いじめ防止教室の実施

- 実施回数・・・市内小学校5年生に対して各1回（今年度は3回）
- 実施時期・・・8月～2月
- 実施時間・・・45分～90分
- 実施内容・・・いじめ防止教室
- 実施場所・・・市内小学校のうち3校

## Q & A

Q スクールロイヤーが保護者向けに講演を行うことはできますか。

A スクールロイヤーが保護者向けの講演会を実施することはできません。

Q 学校がスクールロイヤーに相談できるのは1回だけですか？

A 必要に応じて複数回相談することが可能です。また、ひとつの案件について複数回相談することも可能です。

Q スクールロイヤーへの相談時間は1回につきどのくらいですか。

A スクールロイヤーへの相談は原則として1回につき1時間とします。

Q スクールロイヤーへの相談はどこで行うのですか。

A 学校や弁護士事務所で直接会って相談することもできます。その他、電話、メール、オンラインでの相談も可能です。

Q 学校が直接スクールロイヤーに相談することも可能ですか。

A 法的相談は教育委員会学務課を窓口とします。急な相談が必要な場合には、直接相談も可能ですが、終了後に別紙2にて必ず報告をしてください。

### ご相談は…

上尾市教育委員会 学務課

電話 048-775-9604

メール s731000@city.ageo.lg.jp

コモンズ法律事務所

森田 智博

住所 〒330-0845

埼玉県さいたま市大宮区仲町2-80-1KS・DiO101

電話 048-640-1707

メール morita@commons-omiya-law.com



# 資料 6

上教指第 9 9 7 号  
令和 5 年 8 月 2 2 日

各上尾市立小・中学校長 様

上尾市教育委員会教育長

## いじめ対応について（通知）

昨年度、市内中学校が認知したいじめ事案について、調査の主体が学校から上尾市教育委員会に移り、上尾市いじめ問題調査委員会による調査が行われました。そして、その調査内容が明日、公表されます。各学校においては、被害児童生徒に寄り添いながらいじめが解消できるよう、研修を重ねてきたところではありますが、改めて、組織的・計画的かつ迅速にいじめ対応が行われるよう、指導を徹底願います。

つきましては、下記のとおり校内研修を実施の上、実施内容を報告願います。

## 記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 研修実施期間 | 令和 5 年 8 月 2 4 日（木）から令和 5 年 9 月 8 日（金）まで    |
| 2 | 報告内容   | 別紙  |
| 3 | 報告期限   | 令和 5 年 9 月 1 5 日（金）                         |
| 4 | 報告先    | 学校教育部指導課長（担当者アドレス：a5545395@city.ageo.lg.jp） |

担 当	学校教育部指導課 森 内田
電 話	7 7 5 - 9 6 7 2
F A X	7 7 5 - 5 6 3 3
E-mail	s732000@city.ageo.lg.jp

上尾市 ●●● 学校  
校内研修 (生徒指導)  
令和5年●●●●日

## 生徒に寄り添う積極的な生徒指導

夢を育み 未来を創る 上尾の教育  
上尾市教育委員会 学校教育部指導課

### 本日のアウトライン

- 1 生徒指導とは
- 2 いじめの未然防止のための生徒指導の在り方
- 3 生徒指導の課題について

### 1 生徒指導とは

### 生徒指導とは

一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的責任や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

生徒指導提要 (平成22年3月 文部科学省) P1

自己実現を図っていくための **自己指導能力の育成** を目指す

### 生徒指導とは

- 1 消極的な生徒指導  
問題が起きてから対処する生徒指導のこと
- 2 積極的な生徒指導  
問題行動等を未然に防止するために、日頃から実践している生徒指導のこと

### 生徒指導とは

積極的な生徒指導

- 1 授業中
- 2 休み時間中
- 3 給食・清掃中
- 4 特別活動中 (委員会活動・学校行事)
- 5 部活動中
- 6 その他の学校生活中

### 生徒指導とは

生徒指導の三機能と自己指導能力の育成

### 生徒指導とは

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。(定義)  
生徒指導提要 (令和4年12月 文部科学省) P12

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的責任・能力の発達を支え、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。(定義)  
生徒指導提要 (令和4年12月 文部科学省) P13

### 生徒指導とは

社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つよう、その成長・発達を促したり支えたりする働きかけの総称です。

- ・児童生徒が自発的かつ主体的に自己を成長させていく過程を、支援する。
- ・集団や社会の一員として自己実現を図っていく大人へと育つよう、促す。

こうした働きかけのことを、生徒指導と呼んでいます。

1. 2019-いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック (平成31年3月 埼玉教育開発総合大学校研究開発推進課) P1

**生徒指導とは**

- 2 問題行動に対する生徒指導の心構え
- 3 組織での対応と関係機関との連携
- 4 法律等に基づく対応
- 5 記録のファイリングの重要性
- 6 初期対応の重要性

1' 12019ーいじあ・自教・暴力行為対応ハンドブック（平成31年3月 埼玉県教育委員会立学校長生徒指導課）P2～4

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P14～P15

**生徒指導とは**

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受  
・自分ほここにいて、いいんだ。
- (2) 共感的な人間関係の育成  
・人間関係に悪影響している、悩むことが少ない。
- (3) 自己決定の場の提供  
・自分が物事を決めて学校生活が送れている。
- (4) 安全・安心な風土の醸成  
・学校にいると気持ちが安定する、誰からも責められることはない。

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P14～P15

**生徒指導とは**

生徒指導の構造（2軸3類4層構造）

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P17

**生徒指導とは**

生徒指導の構造（2軸3類4層構造）

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P19

**生徒指導とは**

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P24～P28

**生徒指導とは**

支援チームの形態

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P92

**生徒指導とは**

生徒指導の取組上の留意点

- (1) 児童生徒の権利の理解  
・児童の権利に関する条約、こども基本法など  
→差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存、発達に対する権利…
- (2) ICTの活用  
・悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見、不登校生徒等への支援…

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P32～P35

**生徒指導とは**

生徒指導と教育課程

- (1) 学習指導と生徒指導
- (2) 学級・ホームルーム経営と生徒指導
- (3) 教科の指導と生徒指導
- (4) 道徳科を要とした道徳子教育における生徒指導

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）P39～P52

**生徒指導とは**


どのように感じますか？

私は、2年生の学級担任である。7月上旬の放課後、私は、1学期末テストの採点業務を職員室でしていた。そのとき、担任をしている生徒Aが職員室を訪れ、「先生、ちょっといいですか？」と言った。私は、採点業務が忙しかったこともあり、「急ぎ？もし急ぎでなかったら、あとにでもらっていい？」と言い、Aを職員室から帰した。

**生徒指導とは**

どのように感じますか？


私は、1年生の学級担任である。学校全体でチャイム2分前着席が決まっている。私は、2分前着席を徹底するために、担任しているクラスに「2分前着席を徹底するために、このクラスは、チャイム4分前着席をすること」と指導した。すると、学級の生徒数人から「なんで、このクラスだけ4分前着席なのですか？他のクラスは4分前に着席していませんよ。」と言った。



**生徒指導とは**

どのように感じますか？


私は、2年生の学級担任である。ある日、私は、掃りの会が終了した後、職員室に戻った。その後、担任している男子生徒Aがたを訪れ、「教室の机といすが散らかっていたので、整理しておきました。」と言った。



**生徒指導とは**

どのように感じますか？

私は、生徒会主担当である。ある日の放課後、生徒会だよりを印刷室で全校生徒分刷していた。すると、担任をしている中2の女子生徒Aが印刷室を訪れ、「先日、先生からお願いされた教室の掲示物が完成しました。あとは、印刷するだけだと思うので、これも印刷してください。」と言った。私も「ありがとう。明日の朝までに、教室に掲示しておくよ。」と言った。翌日、朝の会終了後、Aが私に「先生、掲示物が教室に掲示されていないのですが・・・。」と言った。



**生徒指導とは**


どのように感じますか？

私は、2年生の担任である。3月の道徳の時間に、東日本大震災に関連する題材を扱って授業を進めることとした。

**生徒指導とは**

どのように感じますか？

私は、2年生の学級担任である。ある日の朝、私は、生徒朝会のため、学級の生徒を引率して、体育館へ移動した。学校全体で体育館への移動は、無言移動が徹底されている。しかし、本学級の数人の男子生徒がおしゃべりをしながら移動していたことを確認したため、私は、「うるさい！」と言った。本学級の数人の男子生徒は、「俺らだけじゃない。女子の〇〇も普通にしゃべってる」と言った。




**生徒指導とは**

どのように感じますか？

Aは、日頃から提出物が期限内に提出できない、身の回りの整理整頓ができないなど、学校生活で担任等から多く注意を受けている。ある日、Aは、体育祭の朝練習に遅刻した。担任は、Aに対して「なんで遅れたのか？クラスの仲間は時間内に集まっているのに、なぜあなただけ遅刻するのか。先生には理解できない」と指導し、Aを朝練習に参加させなかった。

Bは、クラスでは目立たないが、係活動や委員会活動など、与えられた役割はきちんと果たす。提出物も期限内に提出するなど、真面目な性格である。ある日、Bは、体育祭の朝練習に遅刻した。担任は、Bに対して「遅れた理由はいいから早く練習に参加しなさい」と言い、体育祭の朝練習に参加させた。



**生徒指導とは**

平等？

信頼・信用？

約束？

整理整頓？



**生徒指導とは**

懲戒と体罰、不適切な指導

4年度公立校の体罰16件、埼玉県教委調査

埼玉県教育委員会(2023)より。令和4年度に公立中・高で発生した体罰16件のうち、11件が教員による体罰、5件が生徒による体罰であった。体罰は体罰防止法上の体罰と区別され、体罰防止法上の体罰とは区別されている。

問題は、発生するに至った事柄の体罰や懲戒と区別が不明確な点にある。体罰防止法上の体罰と区別が不明確な点にある。体罰防止法上の体罰と区別が不明確な点にある。

4年度(14校)の調査は、小学校4校、中学校5校、高校4校で、計13校が行われた。調査結果(発生)の件数は、小学校(1件)、中学校(1件)、高校(1件)の合計3件であった。発生した件数は、1件、1件、1件であった。

生徒指導提案 (令和4年12月 文部科学省) P103~P105

**生徒指導とは**

懲戒と体罰、不適切な指導

不適切な指導とは？

【不適切な指導と見なされる例】

- 大声で怒る。ものすごい、どける等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の罪を問わず、事実確認が不十分なまま怒り込みで指導する。
- 説明が不十分でよくわからないまま、指導で指導する。
- 児童生徒の生活史の背景や状況等を考慮し、児童生徒の専攻やツライバーを踏まえようとする指導を行う。
- 児童生徒の著しく不安感や拒絶感を感じる場面で指導する。
- 他の児童生徒に被害責任を負わせることで、本人に必要な以上の負担感や罪悪感を生じる指導を行う。
- 指導後に監視に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

生徒指導提案 (令和4年12月 文部科学省) P103~P105



**いじめ未然防止のための生徒指導の在り方**

いじめ未然防止に向けた取組

- 1 教職員の意識の醸成
  - ・「いじめは、どの学校でも起こり得るということ、いじめは絶対に許されないこと」
- 2 児童生徒同士の絆づくり
  - ・他者から認められ、他者の役に立っているという「事故有用感」を感じ取れる絆づくりがいじめを未然に防ぐ風土づくりを後押しする。
- 3 児童生徒の居場所づくり
  - ・どの児童生徒にとってもそれぞれが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所が学校の中に存在することが大切である。

『12.019』～12.019 掲載：東武野田線沿線のいじめ防止（平成31年3月） 埼玉県教育委員会学校経営推進課 720

**いじめ未然防止のための生徒指導の在り方**

いじめ未然防止に向けた取組

ネットいじめにおける未然防止

- 1 情報モラル教育の充実
  - ・実際にネット上で問題が発生した時の対処法等について、日頃から指導することが大切。
- 2 保護者への啓発
  - ・PIA活動の中で外部講師を招いたり、保護者向け啓発資料を活用したりするなどの啓発が大切。
- 3 児童生徒自身によるスマートフォン等の利用づくり
  - ・別紙参照
- 4 サイト監視
- 5 「ネットトラブル注意報」の周知

『12.019』～12.019 掲載：東武野田線沿線のいじめ防止（平成31年3月） 埼玉県教育委員会学校経営推進課 720

**いじめ未然防止のための生徒指導の在り方**

事例研究 1

Aは、クラスで4人組のグループに属しており、放課後に待ち合わせをして一緒に下校したり、休日に遊びに行ったりしていた。  
ある日、Aは先生（あなた）に、「他の3人と一緒にいたくない」と言ってきた。先生（あなた）がAに理由を聞いてみたところ、次のような答えが返ってきた。  
・3人とは5月ぐらいから仲良くなって、一緒に下校したり、遊びに行ったりするようになった。  
・一緒に遊びに行った時、何度が菓子や飲み物などをおごったが、そのうち3人の要求は段々エスカレートしていった。  
・今では無断で親の財布から1万円を持ち出すようになってしまった。そのようなことが数か月続いている。

先生（あなた）は、どのように対応しますか。

**いじめ未然防止のための生徒指導の在り方**

事例研究 1

【対応のポイント】

- ・いじめ重大事態（一号）の可能性があること。
- ・Aに寄り添い、組織で対応すること。

**いじめ未然防止のための生徒指導の在り方**

事例研究 2

サッカー部の部長であるAは、リーダーシップがあり、チーム全体のことをよく考えて部を引っ張っていた。なかでも、下級生であるBの活躍を期待し、日頃からアドバイスなどの声掛けをしていた。  
ある日、Bは練習中に、自らの技術を自慢し、チームワークを乱すような行動をとった。Aは、Bの自分勝手な行動を注意し、その後はBがチームワークを乱すことなくその日の練習が終わった。  
翌日からBは部活動を欠席するようになった。1週間後、Bの母親から「1週間前に部長のAから強い言葉で責められ、Bは休んで部活動に参加できないと言っている。これは、いじめではないか。」という訴えがあった。

先生（あなた）は、どのように対応しますか。

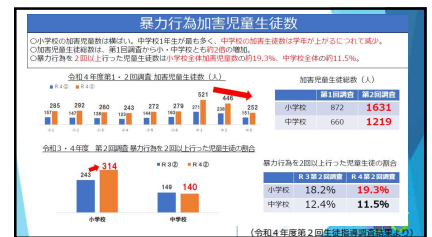
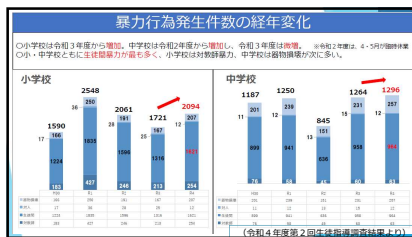
**いじめ未然防止のための生徒指導の在り方**

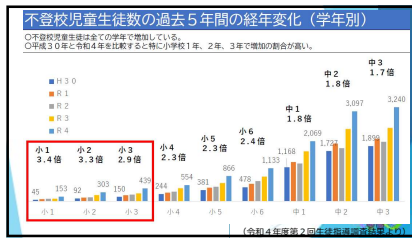
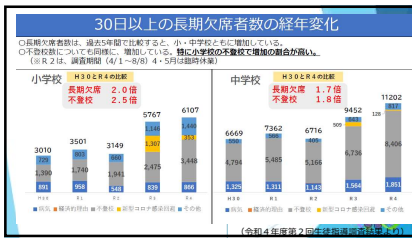
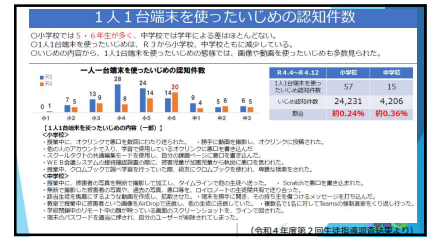
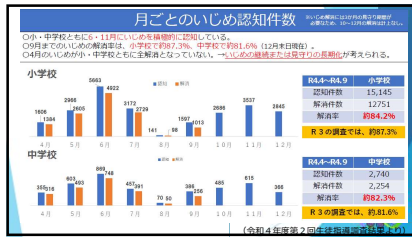
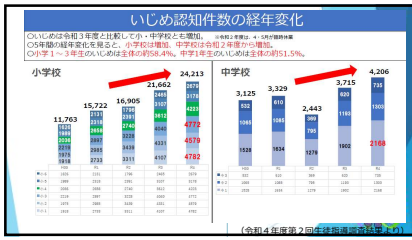
事例研究 2

【対応のポイント】

- ・いじめの可能性があると捉えて対応すること。
- ・「この程度のトラブルだったら、どこにでもあるからいじめではない」と決めつけないこと。

3 生徒指導の課題について





### 不登校児童生徒について

○不登校の生徒は、小学校が約4.5%、中学校が約3.2%であった。  
 ○令和4年度と比較して、不登校児童生徒の割合は、小学校1.3.2%、中学校1.3.5%であった。

区分	小学校(割合)	中学校(割合)
① 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	1,902(55.2)	5,038(59.7)
② 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合が低い児童生徒の割合	2,055(60.5)	6,335(81.1)
③ 不登校児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	2,136(61.9)	5,355(64.4)
④ パソコン等で授業を受けられる児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	1,314(38.1)	3,172(37.7)
⑤ 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	285(11.0)	1,210(14.4)
⑥ 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	2,255(65.4)	6,770(80.5)
⑦ 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	213(6.2)	700(8.3)
⑧ ICT機器を活用した授業を受けられる児童生徒の割合	1,652(48.0)	2,733(32.5)
⑨ 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	575(16.7)	1,523(17.7)
⑩ 児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合が児童指導員が1対1で対応している児童生徒の割合	456(13.2)	1,135(13.5)
⑪ その他	146(4.2)	146(1.7)

(令和4年度第2回生徒指導部報告書より)

### 参考文献

生徒指導要綱  
 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック  
 生徒指導要綱  
 令和4年度  
 文部科学省

御静聴、ありがとうございました。

## ③ 青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム ～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～

1 主 催 上尾市生徒指導推進協議会  
上尾地区学校警察連絡協議会

### 2 趣 旨

学校と青少年健全育成関係機関並びに諸団体が生徒指導上の諸課題に係る協議を通して、学校・地域における生徒指導体制の意識を高めるために、青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～を開催するものである。

3 日 時 令和7年11月26日（水）午後2時00分から午後4時35分まで

4 場 所 あげお富士住建ホール（上尾市文化センター）  
201号室（全体会）  
201号室・203号室・204号室（協議会）

### 5 内 容

#### (1) 協 議 協議の柱

子供たちの健全な育成のために、私たちがすべきこと、できること等は何だろうか？

①子供を巡る課題について考える。

②その課題に対して、学校・家庭・地域としてすべきこと、できることは何かを考える。

(2) 指導講評 埼玉県警察本部 生活安全部少年課



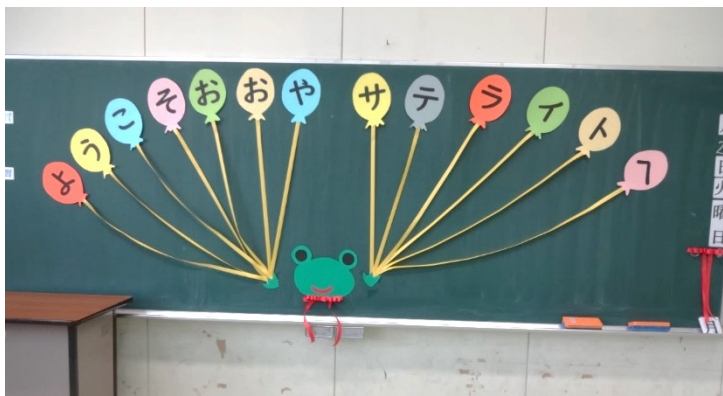
令和7年度

# 上尾市教育センターの 手引き

上尾市不登校対策キャッチフレーズ

よ そ ささ  
寄り添う つながる 支える

～安心できる居心地のよい居場所づくりのために～



上尾市教育センター

# 目 次

あいさつ

主要事業の概要	1
施設等案内	3
I 教育相談	4
1 概要	
2 相談形態	
3 教育相談の流れ	
4 教育相談回数	
II 就学相談	10
1 概要	
2 対象	
3 方法	
4 就学支援委員会	
5 就学相談の流れ	
6 令和7年度上尾市就学相談計画	
7 学校における就学相談の流れ	
III 学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）	16
1 設置の目的	
2 設置場所	
3 開設	
4 対象児童生徒	
5 活動内容	
6 通所相談から学校適応指導教室へ（例）	
7 学校適応指導教室入級手続きについて（入級までの流れ）	
IV 総合的な不登校対策・支援プロジェクト推進計画	23
1 趣旨	
2 不登校の状況	
3 令和7年度の取組	
V いじめ相談専用ダイヤルについて	25
1 対応の仕方	
2 連絡先	
VI 教職員研修	26
1 各年次経験者研修等（県立総合教育センター・南部教育事務所と共催）	
2 特別支援・教育相談関係研修等（上尾市教育センター主催）	
VII 上尾市スクールソーシャルワーカー活用事業の運用について	28
VIII さわやか相談室相談員の活動	32
IX 上尾市スクールカウンセラー活用事業の運用について	35
X 校内教育支援ルーム（SSR：スペシャルサポートルーム）の活用について	39
XI 資料	41
○上尾市教育センター教育相談リーフレット	
○学校適応指導教室かもめ・けやき教室分室おおやサテライトリーフレット	

# あ い さ つ

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上尾市教育センターは、昭和63年9月に上尾市立西小学校内に開所して以来、教育相談・就学相談を中心として、不登校児童生徒対策や教育関係職員研修等の業務に取り組んでまいりました。その後、元大谷支所を経て、平成9年9月から現在に至るまで、上尾市役所別館にて、多くの児童生徒、保護者の悩みや相談に寄り添ってまいりました。

さて、令和5年度の全国の小・中学校における長期欠席者数は約49万3千人で、その内不登校児童生徒数は約34万6千人となりはじめて30万人を超え、生徒指導上の喫緊の課題となっております。そのような中、令和6年度の教育センターへの延べ相談件数は、9,574件となり、とりわけ不登校に関する相談は、7,432件で、78%を占めております。

これを受け、教育委員会では教育センター内での教育相談、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援、さわやか相談室相談員やスクールカウンセラーによる学校内での相談対応など、児童生徒や保護者の相談ニーズに対応できるような相談体制整備に努めております。

令和4年度からは、新たに不登校対策推進委員会を立ち上げ、不登校対策基本方針を策定し、令和5年度には、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に向け、民間施設との連携が必要との認識のもと、民間施設等に関するガイドラインを策定しました。

令和6年度は、上尾市教育センター内に設置している学校適応指導教室の分室として、上尾市立大谷小学校内に「おおよサテライト」を開設しました。

また、不登校の悩みを持つ保護者が、お互いの気持ちを共有しながら語り合い、今後の活力とするとともに、悩みを抱えて孤立しないことを目的とした「不登校について語り合う会」や、民間施設と学校及び教育委員会との連携を目的とした、「民間施設等連絡会」を開催いたしました。

さらに本市では、特別な教育的支援を必要としている児童生徒への対応が重要視されている現状から、ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進しております。本センターにおいても、上尾市特別支援教育基本方針をもとに、教育・就学相談事業においても、関係機関と連携を強化しながら、より一層、特別支援教育体制の充実に向けて取り組んでいくところです。

本手引きは、本センターの活用にあたり、教育相談や就学相談等の目的・方法・過程等について示したものです。各学校においては、児童生徒一人一人の現状や特性に応じ、適切な支援のために、本書を有効に活用されますことを御期待申し上げます。

## 主要事業の概要

### 1 業務内容

教育センターの業務は、上尾市教育センター条例(第2条)に基づく以下の内容である。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談・いじめ相談に関すること。
- (4) 教育に関する資料の収集及び活用に関すること。
- (5) その他教育の充実と振興を図るために必要な事業に関すること。

### 2 令和7年度 上尾市教育センター主要事業の概要

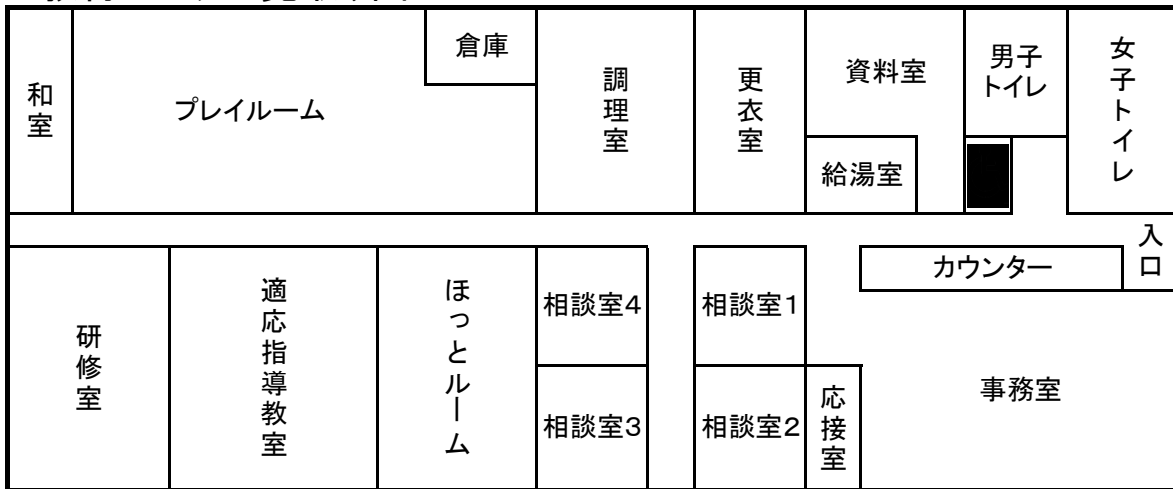
主 要 事 業	事 業 概 要
<p>1 教育相談</p> <p>◇相談時間</p> <p>月曜日～金曜日</p> <p>10:00～12:00</p> <p>13:00～17:00</p> <p>&lt;ほっとルーム活動&gt;</p> <p>月曜日～金曜日</p> <p>10:00～12:00</p> <p>13:00～17:00</p>	<p>相談者との信頼関係をつくり、学校と連携した相談を進める。関係機関・医療機関等との連携を強化。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電話相談</li> <li>② 来所(面接)相談</li> <li>③ 電子メール相談(さわやかメール)</li> <li>④ オンライン相談 ※必要に応じて実施</li> <li>⑤ ほっとルーム活動</li> <li>⑥ 訪問相談(出前相談)</li> <li>⑦ さわやか相談室相談員・スクールカウンセラーの有効活用</li> </ol>
<p>2 就学相談</p>	<p>障害の理解と受容、適正な進路を判断するための相談活動を行う(児童生徒の生活や就学に関する教育的支援)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就学相談及び助言(就学相談:年15回実施)</li> <li>② 就学支援委員会(7月～12月 年4回開催)</li> <li>③ 特別支援学級・通級指導教室との連携</li> <li>④ 就学支援委員会部会の開催(通級指導教室の入退級関係)</li> </ol>
<p>3 学校適応指導教室</p> <p>&lt;かもめ・けやき教室&gt;</p> <p>&lt;おおやサテライト&gt;</p> <p>月・火・木・金曜日</p> <p>9:30～14:00</p>	<p>不登校児童生徒に対して社会的自立を目指すための指導・支援を行う。「社会的自立に向けた個別支援計画」による段階的な取組実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① かもめ・けやき教室(自主学習・体験活動の実施)</li> <li>② 活動支援ボランティアの活用</li> <li>③ 学校・家庭(保護者)との連携</li> </ol>
<p>4 不登校児童生徒対策</p> <p>不登校児童生徒の早期発見・早期対応を重点にきめ細かな支援を行うため、学校と教育センターの連携を中心に事業を展開し、総合的な不登校対策の効果的な推進を目指す。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 月例児童生徒欠席状況調査による長欠児童生徒の把握</li> <li>② 不登校対策推進委員会</li> <li>③ 不登校対策コーディネーター研修会</li> <li>④ さわやか相談室訪問の実施</li> <li>⑤ センター職員・さわやか相談室相談員・サポートルームティーチャー対象研修会の実施</li> <li>⑥ 市町村配置の身近な相談員活用状況調査</li> <li>⑦ スクールカウンセラー活用状況調査</li> <li>⑧ プロジェクトによる調査研究(不登校解消に向けた対応の成果・課題の把握)</li> </ol>

<p>5 いじめ相談 (いじめ相談専用ダイヤル) 「子ども・いじめホットライン」</p> <p>◇相談時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00 *夜間、土・日は留守番電話対応</p>	<p>いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、 「子ども・いじめホットメール」で、市内児童生徒及び保護者からの、いじめに特化した相談を受け付ける。</p> <p>子どもたちのSOSを受けとめるとともに、いじめの解消に向け共に考えていく。相談の内容、相談者の意向によっては、学校や関係機関、指導課等との連携を図り、いじめの解消に向けた支援を行う。</p> <p>① 電話相談（子ども・いじめホットライン） ② 電子メール相談（子ども・いじめホットメール） ③ 来所（面接）相談 ④ スクールソーシャルワーカー、さわやか相談室相談員、スクールカウンセラーの有効活用</p>
<p>6 教職員研修 県立総合教育センター・南部教育事務所との共催による研修会及び上尾市教育委員会主催の研修会の運営</p>	<p>① 初任者研修・ステップ・アップ研修（2年次）・ジャンプ・アップ研修（3年次） ② 5年経験者・中堅教諭等資質向上（10年次）・20年経験者研修 ③ 生徒指導・教育相談中級研修 ④ 上尾市臨時的任用教員・任期付教員研修 ⑤ アップスマイルサポーター研修会 ⑥ 特別支援学級補助員研修会 ⑦ さわやか相談室相談員研修会 ⑧ 教育相談主任会議 ⑨ 児童理解のための知能検査講習会</p>
<p>7 スクールソーシャルワーカー活用事業 (県費SSW2名・年間90日の勤務) (市費SSW6名・年間90日の勤務)</p>	<p>児童生徒の問題行動等には子どもの置かれている様々な環境の問題が複雑に絡み合っているために、関係機関等とコーディネートすることや児童生徒への働きかけが必要。</p> <p>① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ② 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整 ③ 学校内におけるチーム体制の構築支援 ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤ 職員等への研修活動</p>
<p>8 さわやか相談室相談員の活動</p>	<p>① 学校での位置づけ等 ② 相談員の活動と教員、SCとの関係 ③ 関係諸機関との連携 ④ 相談活動について ⑤ 児童生徒への支援 ⑥ さわやか相談室相談員の仕事の範囲 ⑦ 小・中連携</p>

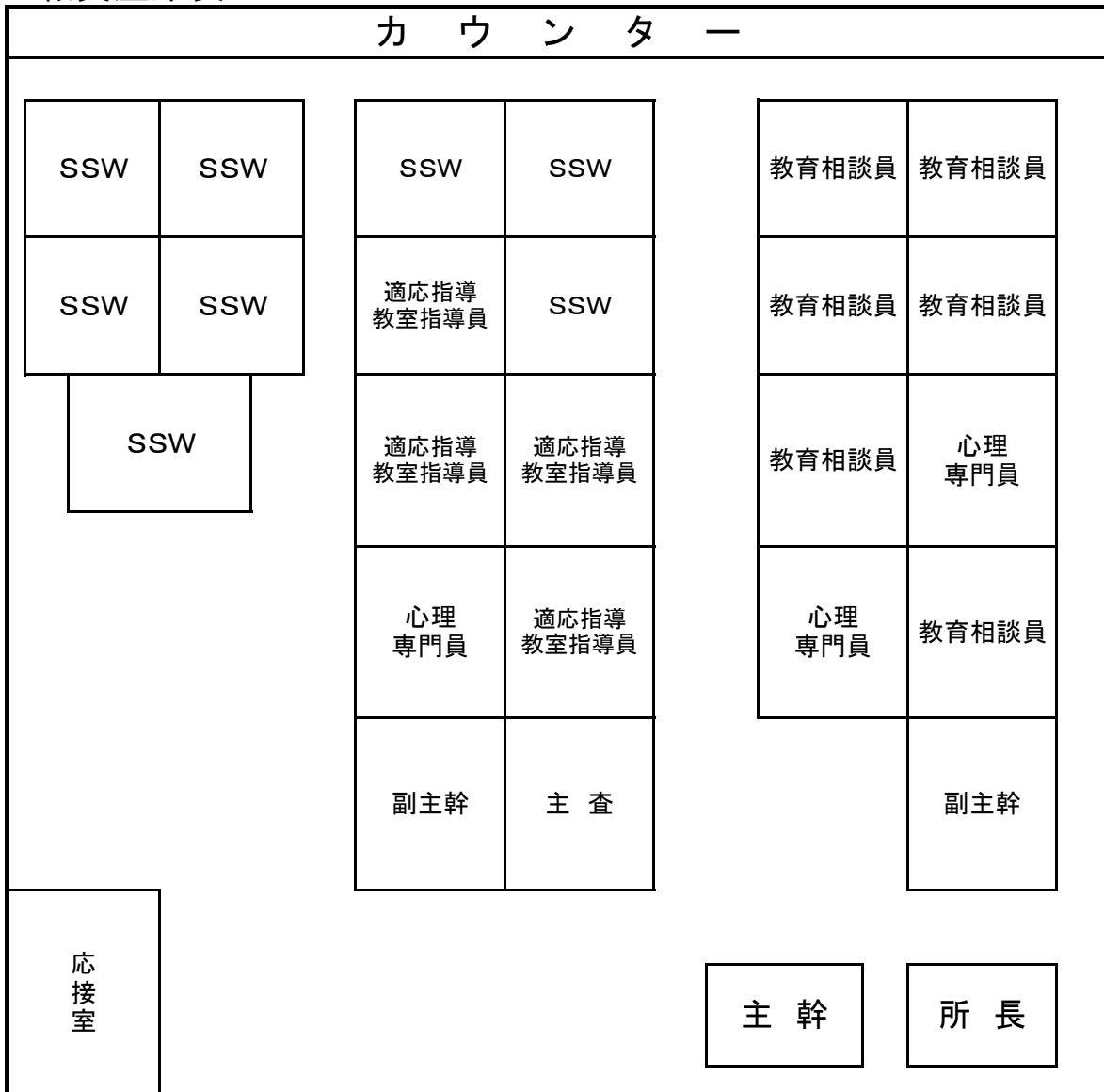
## 施設等案内

住 所 上尾市上町2-14-19  
 電話番号 048-776-7600  
 FAX番号 048-776-7604

## 教育センター見取り図



## 職員座席表



※ SSW・・・スクールソーシャルワーカー

# I 教育相談

## 1 概要

上尾市教育センターでは、市内小・中学校の児童生徒、保護者及び教職員を中心に、市内在住の児童生徒に関する教育相談を行っている。相談内容は、不登校、性格・行動、学習・発達、その他（精神身体症状、障害、教育一般、家庭生活、就学等）である。相談形態は、電話相談、来所相談、訪問相談、オンライン相談（必要に応じて）電子メール相談である。

- (1) 相談担当 副主幹 1名、心理専門員 2名、教育相談員 6名  
スクールソーシャルワーカー 8名、計 17名

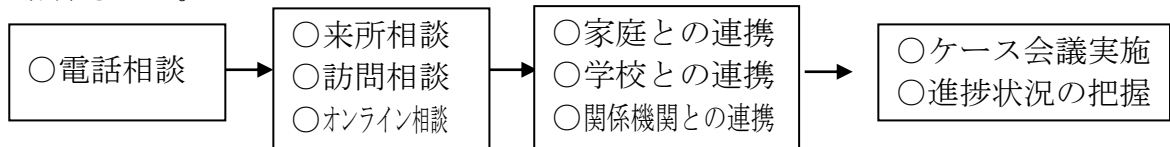
### (2) 相談時間

電話相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
来所相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
訪問相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
オンライン相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
電子メール相談	随時

## 2 相談形態

- (1) 電話相談 TEL：048-776-7600

教育相談の第一歩が電話相談である。相談状況が複雑な場合は、相談者に来所を促し面接相談に切り替える。センターから学校や家庭に出向く訪問相談を行う場合もある。



### (2) 来所相談（面接相談）

事前に電話連絡等により予約を受け付け、センター相談室にて相談を行っている。一つ一つのケースに対し了解を得た後、学校と連携しながら相談を進めている。その際、児童相談所、保健センター等の相談機関や医療機関等、関係機関とも連携を図っている。 ※1回 45分



### (3) 訪問相談（出前相談）

学校から依頼があった場合、副主幹、心理専門員、教育相談員を学校に派遣し、訪問相談を実施している。学校からの依頼については、事故等に関する心理的ケアにおける緊急対応や児童生徒の行動観察のための訪問がある。その他、校内研修の指導者として招聘されることもある。

また、来所相談の中で保護者の依頼により、家庭訪問をして児童生徒と面談するケースもある。

### (4) オンライン相談

相談者の事情により、来所相談が実施できない場合は、必要に応じてビデオ会議システムを活用したオンライン相談を受け付けている。

(5) 電子メール相談（さわやかメール相談）

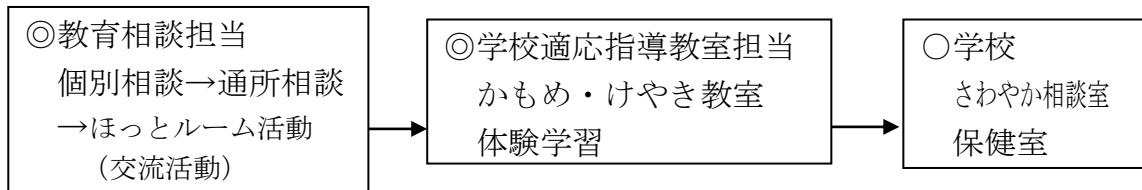
相談者の事情により、電話や家庭訪問等による相談や支援ができない場合は、電子メール相談を受け付けている。毎日、心理専門員が2回（午前10時、午後4時）開封しているが、相談内容が継続すると判断された場合は、電話や面談による相談に切り替える。

さわやかメールアドレス	t733100@city.ageo.lg.jp
-------------	-------------------------

3 教育相談の流れ

(1) 不登校の相談

相談の多くは不登校（登校しぶりを含む）に関するものとなっている。不登校の児童生徒に対しては、本人の学力、性格及び本人を取り巻く環境等、様々な視点から実態を把握し、学校復帰及び社会的自立に向けた支援・助言を行っている。



(※ケースによって、相談の流れはこの限りではない)

① 通所相談

教育相談員と児童生徒の1対1の個別相談が進み、児童生徒が定期的・継続的にセンターに来所（月2回程度）できる状況になったとき、保護者からの「通所願」を受けて通所相談を認め、児童生徒が在籍する学校の校長に通所相談の開始を連絡する。センターは毎月在籍校に児童生徒の通所相談状況（別紙）を報告し、学校と連携しながら不登校状況の改善を図る。通所相談の終了は、学校復帰時と来所ができなくなった時とし、通所相談状況等で、在籍校に終了を知らせる。また、年度の最終日をもって通所相談を終了とする。

なお、通所相談の場合は、指導要録上、校長の判断で出席扱いとすることができる。

② ほっとルーム活動（交流活動）

個別相談がさらに進み、集団の中で活動が可能と判断されたとき、ほっとルームでの活動に移行する。ほっとルームでは、教育相談員1～2名が交代で対応し、小集団で児童生徒を活動させる。個別学習や、各種ゲーム、軽スポーツ等の活動を行う。ほっとルームは、学校適応指導教室への入級、小・中学校の別室登校、さわやか相談室登校を支援するため、人間関係を構築するための基礎を培う場所を提供するものである。

(2) 性格・行動、学習・発達等の相談

性格・行動（学級内で気になる行動を取る、孤立してしまう等）、学習・発達（極端に苦手な学習内容がある等）の相談では、学級内で適切な人間関係が構築できなかったり、授業の内容が分からなかったりして、登校しぶりとなっているケースが少なくない。児童生徒の実態を把握するために、相談室での面接・観察に加え、個別相談や交流を通じて必要性があると判断した場合については各種知能検査（WISC-IV・V、田中ビネー等）を実施している。発達または知的に課題があると思われる場合は、発達障害・情緒障害通級指導教室（芝川さわやか教室・西小さわやか教室）や特別支援学級に関する情報を提供している。また、検査の結果によっては医療機関等を案内し、連携を図りながら相談状況の改善を図っている。

令和 年 月 日

上尾市教育委員会教育長 様

保護者氏名

教育センター通所願

下記の児童・生徒について、継続的に通所させたいので、よろしくお願ひします。なお、安全については責任をもって留意いたします。

記

学校名 学年組	上尾市立 学校 年 組 担任氏名 ( )
ふりがな 児童・生徒氏名	
住 所	(〒 — )
電 話 番 号	<自 宅> <緊急時>

(別紙)

事 務 連 絡  
令 和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

上尾市教育センター所長

通所相談状況（月）について  
このことについて、下記のとおりお知らせします。  
なお、公的機関への通所の一形態として、指導要録上、出席扱いとすることができます。

記

児童・生徒氏名	第 学年 組	担任	教諭
通所回数	回		
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
	日（ ）	日（ ）	日（ ）
通所相談 状 況			
	教育センター担当		
学校の 対 応			

※ 学校の対応の欄に本人及び保護者との関わり等の概要を月末までに入力願います。

4 教育相談回数

1 年間教育相談(実件数)

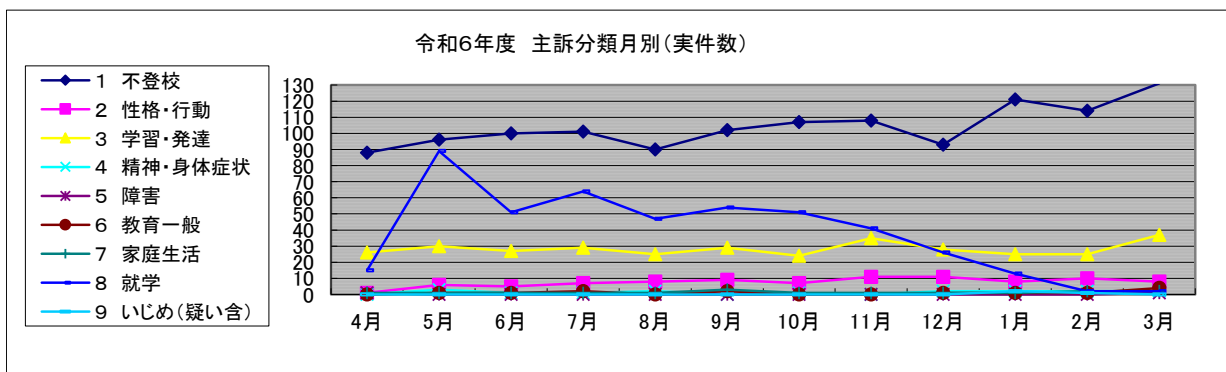
令和6年度

主訴分類月別(実件数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	88	96	100	101	90	102	107	108	93	121	114	131	1251	104.3
2 性格・行動	1	6	5	7	8	9	7	11	11	8	10	8	91	7.6
3 学習・発達	26	30	27	29	25	29	24	35	28	25	25	37	340	28.3
4 精神・身体症状	0	3	1	1	2	0	1	0	2	2	2	2	16	1.3
5 障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0.2
6 教育一般	0	1	1	2	0	2	0	0	1	1	1	4	13	1.1
7 家庭生活	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	2	2	16	1.3
8 就学	15	89	51	64	47	54	51	41	26	13	2	2	455	37.9
9 いじめ(疑い含)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.3
合計	132	226	186	205	173	199	191	196	162	173	157	187	2187	182.3
いじめホットライン	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3	0.3
いじめホットメール	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0.2

※3月末までの実件数(ケース相談+適応指導教室+単発・非継続電話相談)=423+62+69=554



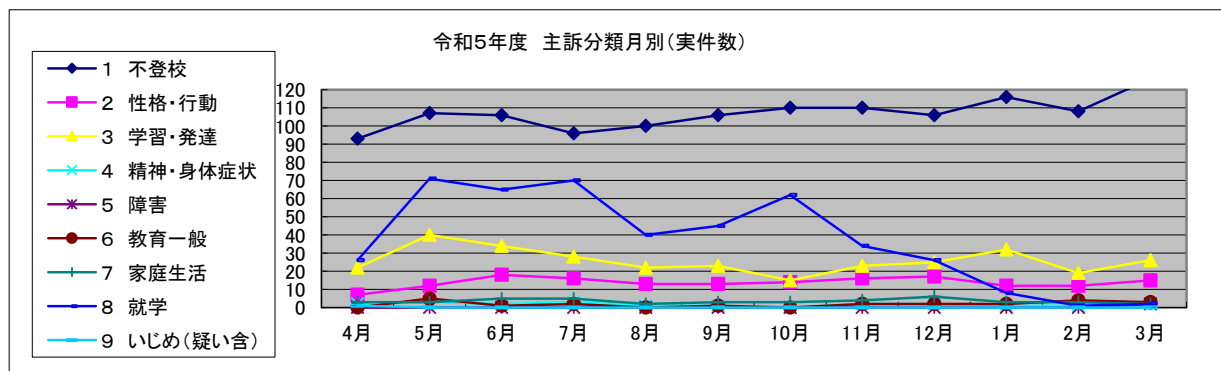
令和5年度

主訴分類月別(実件数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	93	107	106	96	100	106	110	110	106	116	108	126	1284	107.0
2 性格・行動	7	12	18	16	13	13	14	16	17	12	12	15	165	13.8
3 学習・発達	22	40	34	28	22	23	15	23	25	32	19	26	309	25.8
4 精神・身体症状	2	3	2	3	1	1	0	2	2	1	1	2	20	1.7
5 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.2
6 教育一般	0	5	1	2	0	1	0	2	2	2	4	3	22	1.8
7 家庭生活	3	3	5	5	2	3	3	4	6	3	3	2	42	3.5
8 就学	26	71	65	70	40	45	62	34	26	8	1	2	450	37.5
9 いじめ(疑い含)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
合計	154	241	231	220	178	192	204	191	184	174	148	178	2295	191.3
いじめホットライン	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	4	0.3
いじめホットメール	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1

※3月末までの実件数(ケース相談+適応指導教室+単発・非継続電話相談)=451+18+96=565



4 教育相談回数

2 年間教育相談(のべ回数)

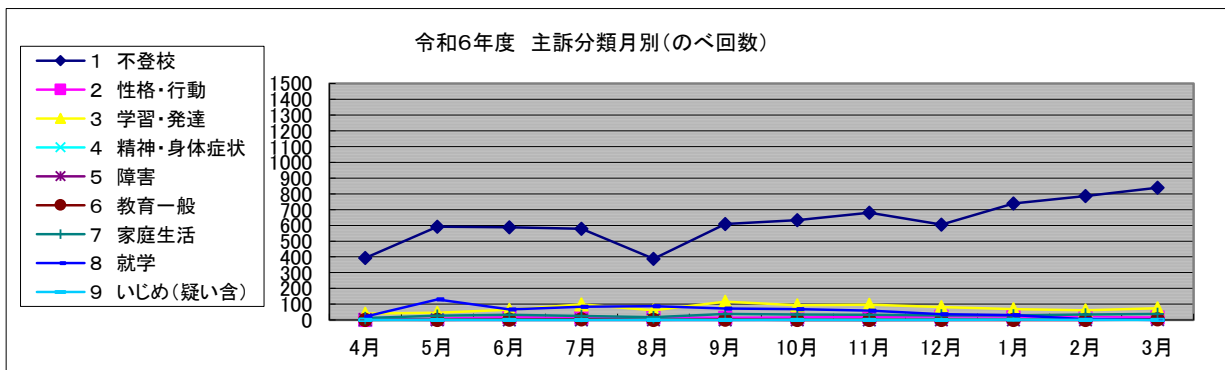
令和6年度

主訴分類月別(のべ回数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	394	592	587	579	388	609	634	680	605	738	787	839	7432	619.3
2 性格・行動	1	8	17	14	15	14	15	20	22	21	18	16	181	15.1
3 学習・発達	40	46	64	99	60	116	93	96	81	69	61	74	899	74.9
4 精神・身体症状	0	3	1	1	5	0	2	0	4	3	7	2	28	2.3
5 障害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0.3
6 教育一般	0	1	3	4	1	2	0	0	1	1	1	4	18	1.5
7 家庭生活	12	27	33	26	17	38	34	32	29	29	34	38	349	29.1
8 就学	22	130	67	83	87	72	69	59	36	30	5	0	660	55.0
9 いじめ(疑い含)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.3
合計	471	807	772	806	573	851	847	887	778	893	914	975	9574	797.8

3月末までの実件数1件あたりの平均相談継続回数 **4.4**

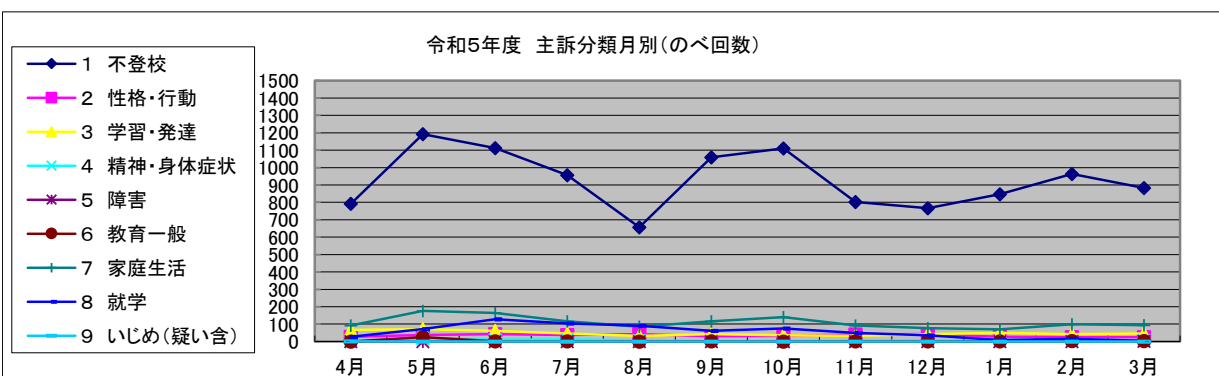


令和5年度

主訴分類月別(のべ回数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	792	1192	1112	957	657	1060	1110	803	767	847	963	883	11143	928.6
2 性格・行動	27	37	42	38	42	30	33	41	43	28	25	25	411	34.3
3 学習・発達	67	71	61	46	32	42	35	33	43	50	43	46	569	47.4
4 精神・身体症状	2	16	10	12	6	1	0	5	5	2	1	7	67	5.6
5 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.2
6 教育一般	0	25	1	2	0	1	0	2	2	2	4	3	42	3.5
7 家庭生活	93	176	164	116	86	117	140	92	76	70	99	94	1323	110.3
8 就学	27	71	128	104	90	61	75	49	35	9	16	4	669	55.8
9 いじめ(疑い含)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
合計	1009	1588	1518	1275	913	1312	1393	1025	971	1008	1151	1064	14227	1185.6



## Ⅱ 就学相談

### 1 概要

就学相談は、特別な支援を要する幼児・児童生徒及びその保護者がその状況について深く見直し、望ましい就学先を判断するための相談活動である。相談は上尾市就学相談調査専門員21名が行い、調査専門員は行動観察及び保護者からの聞き取りを行い、必要に応じて検査を実施して就学相談票を作成する。さらに、保育所、幼稚園や学校等を訪問し、集団内での行動や学習の様子を観察、及び担当者からの情報の収集を行う。それをもとに、上尾市就学支援委員会において教育的判断を行い、保護者が就学先を決定するための情報として提供する。

### 2 対象

上尾市内に在住し、市内小・中学校に在籍（予定）の幼児、児童生徒及びその保護者が対象である。

### 3 方法

#### （1）就学相談におけるセンターの役割

年度当初に、市内各保育所・幼稚園等へ次年度就学予定児を対象とした就学相談申込書を配布する。申込先である教育センターが、就学相談希望の保護者から就学相談を受け付ける。また、就学時健康診断の検査結果を含む各小学校からの情報を基に、教育センターが必要と判断した幼児及びその保護者を対象に就学相談を実施する。

#### （2）就学相談調査専門員

就学相談調査専門員による相談活動は、毎年5月から8月まで年間概ね15回ほど実施する。その後、就学支援委員会において、望ましい就学先を判断する。その判断結果をもとに、担当者が保護者との相談を重ねて合意形成を図り、就学先を決定していく。

#### （3）在学中について

在学中の児童生徒については、学校が保護者と連絡をとり、面談等を行いながら就学相談を実施する。

### 4 就学支援委員会

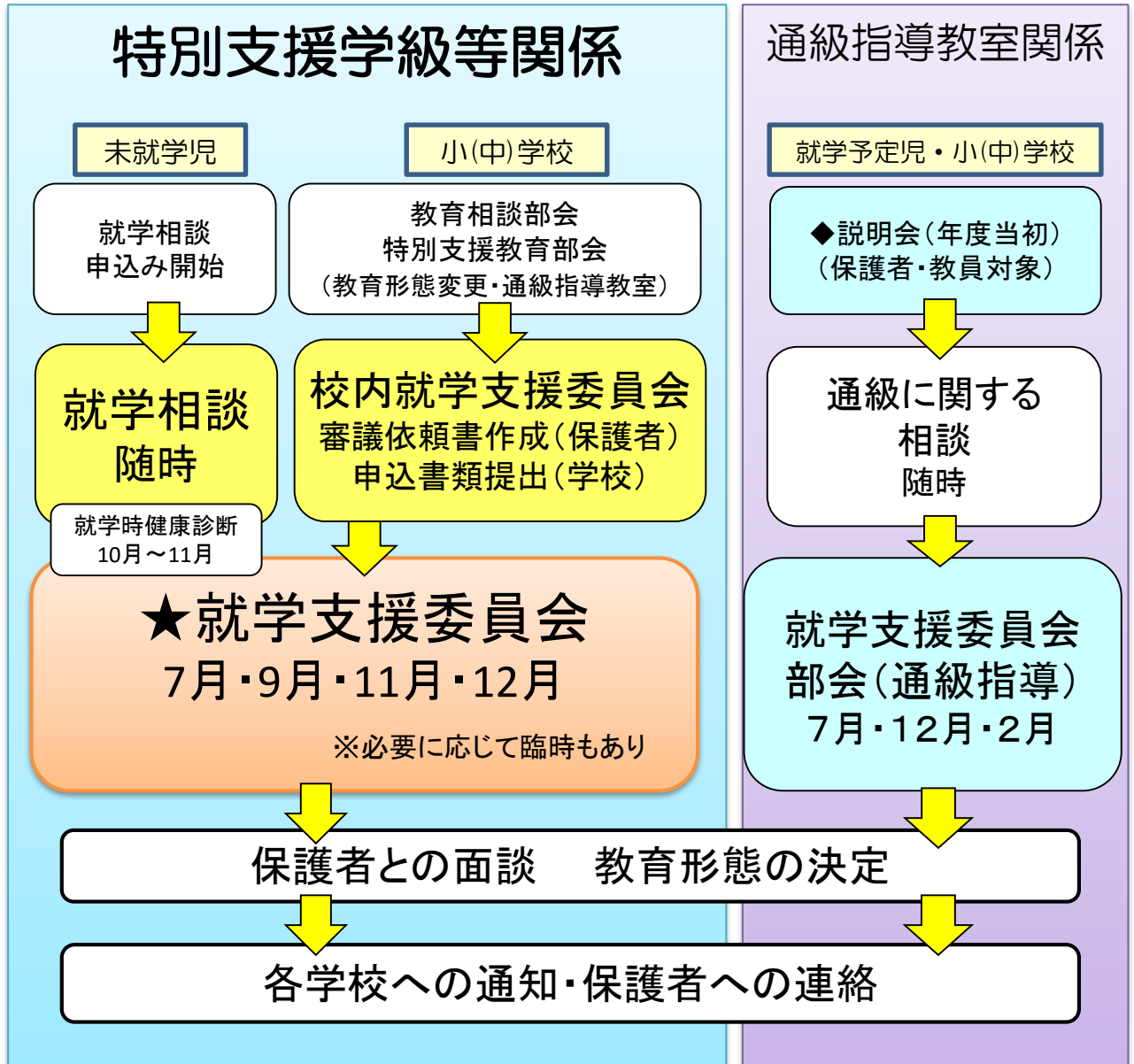
#### （1）概要

就学支援委員会は、医師・学識経験者など21名で構成される。上尾市立小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒で、教育上特別な配慮を必要とする者に対して、教育的判断を行い、教育形態の適正化を図ることを目的としている。教育センターでは、その判断に基づき学校・保護者への相談・支援を行っている。

#### （2）実施日程（令和6年度）※ 開始時刻は、いずれも午後1時30分予定。

第1回上尾市就学支援委員会（委嘱・任命式、審議）	7月 3日（木）
第2回上尾市就学支援委員会（審議）	9月16日（火）
第3回上尾市就学支援委員会（審議）	11月 5日（水）
第4回上尾市就学支援委員会（審議）	12月 5日（金）

# 就学相談・通級指導教室に関する相談の流れ

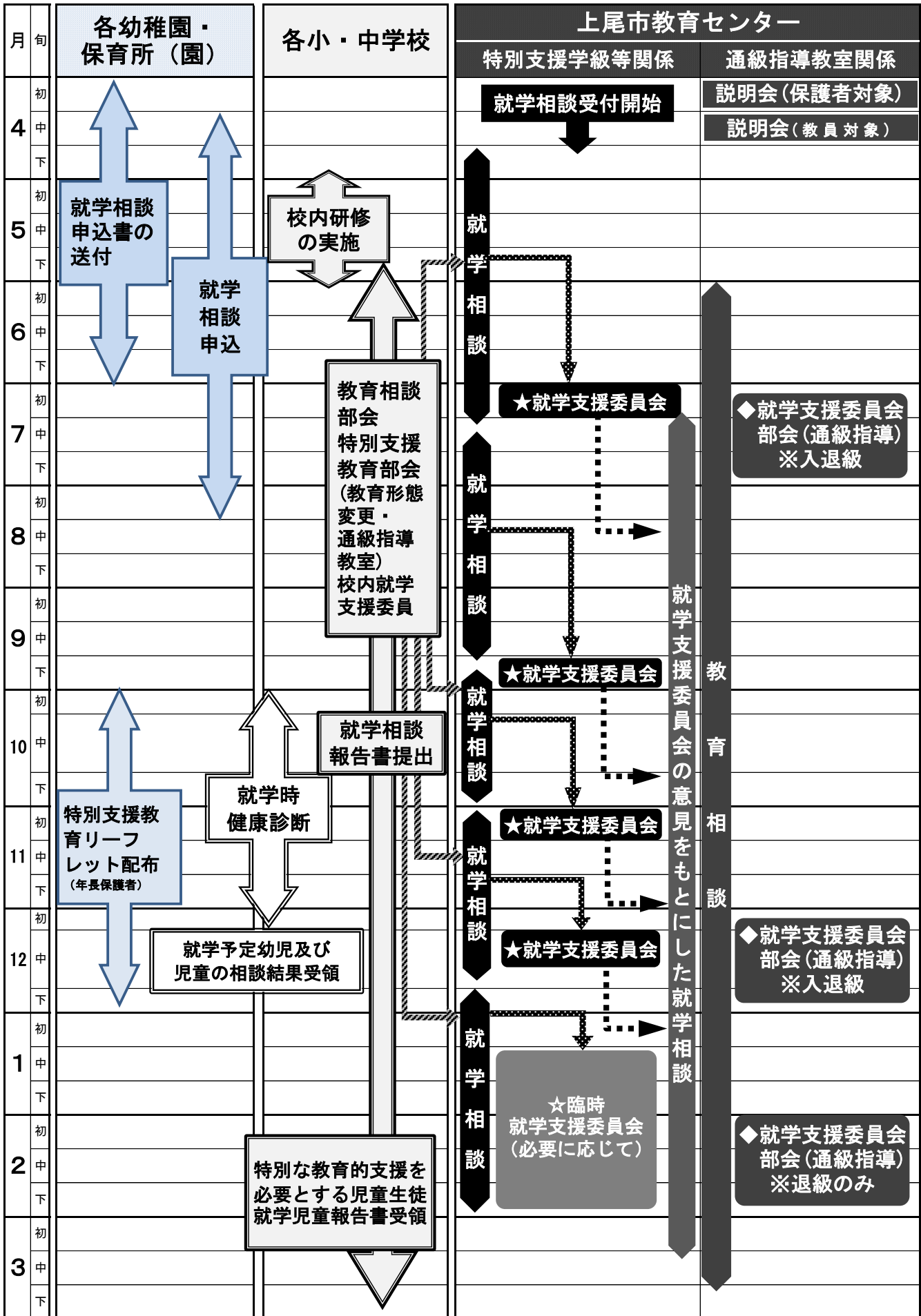


- ◎関係施設における、就学相談に係る説明会開催
- ◎特別支援教育リーフレット配布(幼稚園・保育所・関係機関等)
- ◎通級指導教室に係る保護者説明会、担当者・担任連絡会

《教育形態変更及び通級指導教室入・退級時に提出する書類》

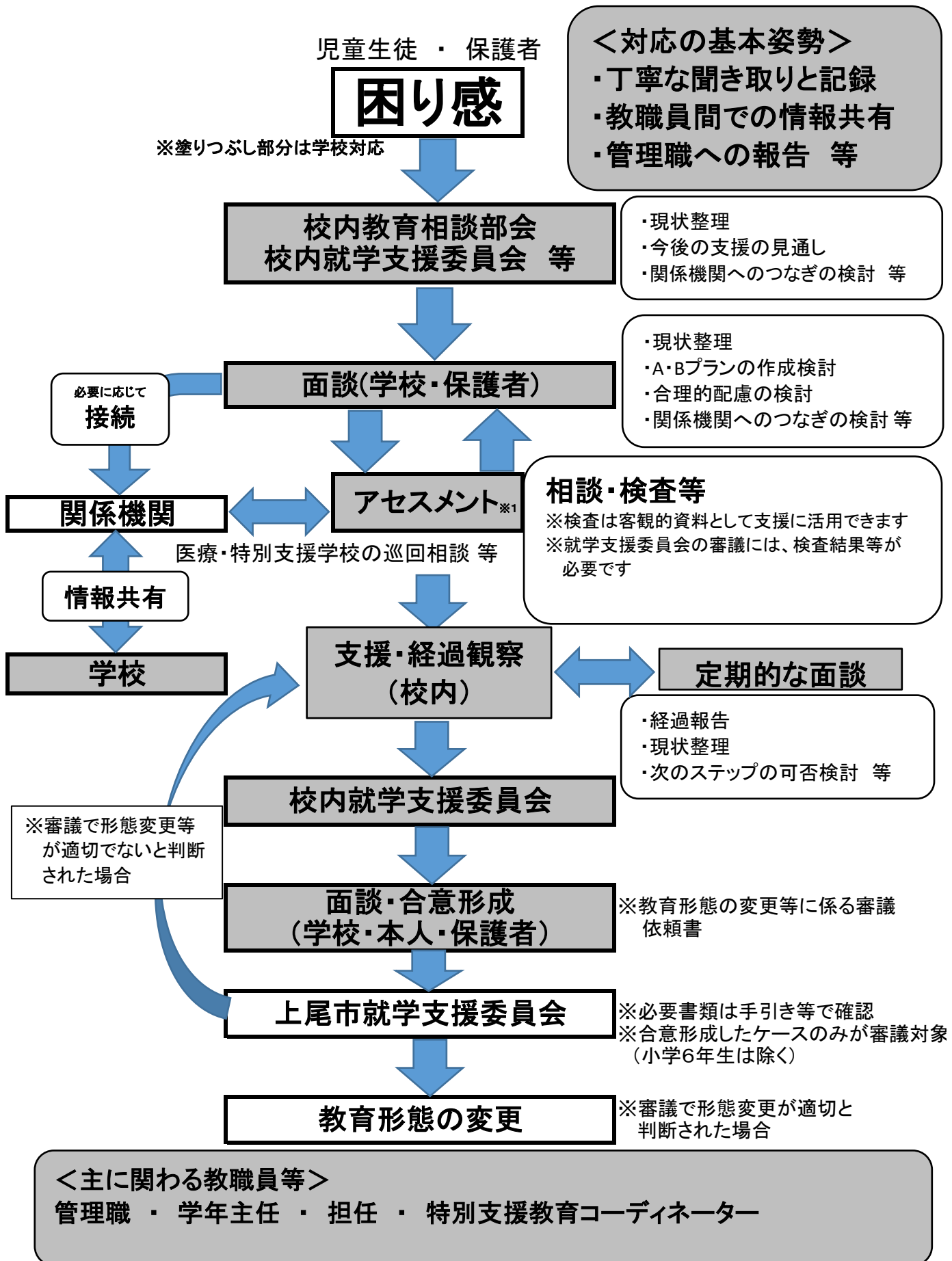
- 就学相談報告書、支援プランA, B ※最新の様式をC4thからダウンロードして使用。
- ※ 就学支援委員会開催日の2週間前までに提出のこと。
- ※ 記載の住所、電話番号で直接連絡をとることがありますので、確実な記入をお願いします。

6 令和7年度 上尾市就学相談計画



## 7 学校における就学相談の流れ

対象となる就学相談: 教育形態の変更、特別支援学校への転学、発達障害・情緒障害通級指導教室入級



※1 アセスメント・・・児童生徒の学びの場について、客観的に分析・判断すること

令和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

教育形態の変更等に係る審議依頼書

標記の件について、下記のとおり希望するので、上尾市就学支援委員会での審議を依頼いたします。

尚、本人も本件について同意しており、必要な関係機関への情報提供についても同意いたします。

記

学校・学年・組	上尾市立 学校 年 組
ふりがな 児童・生徒氏名	
ふりがな 保護者氏名	続柄 ( )
住所	上尾市
電話番号	
希望する教育形態等	
希望の教育形態の 変更日	令和 年 月 日
実施したことがある 発達検査の有無	有 ・ 無 検査等名称： 実施機関名： 実施日：令和 年 月 日

**記入例**

令和〇年〇月〇〇日

上尾市立 上尾北小 学校長 様

この文書は学校保管  
のため教育センター  
への提出は不要です。

保護者氏名 上尾 太郎

教育形態の変更等に係る審議依頼書

標記の件について、下記のとおり希望するので、上尾市就学支援委員会での審議を依頼いたします。

尚、本人も本件について同意しており、教育形態の変更先等への情報提供についても同意いたします。

記

学校・学年・組	上尾市立 上尾北小 学校 6 年 4 組	
ふりがな 児童・生徒氏名	あげお はなこ 上尾 花子	
ふりがな 保護者氏名	あげお たろう 上尾 太郎 続柄 ( 父 )	
住所	上尾市上町2-14-10	<input type="radio"/> 小・中通常の学級 <input type="radio"/> 小・中●●障害特別支援学級 <input type="radio"/> 小通級指導教室(難聴・言語障害) <input type="radio"/> 小・中通級指導教室(発達障害・情緒障害) <input type="radio"/> 障害特別支援学校 など 正確に御記入ください
電話番号	048(776)	
希望する教育形態等	上尾市立〇〇中学校 知的障害特別支援学級	
希望の教育形態の 変更日	令和〇年〇月〇日	※学校と確認し、御記入ください
実施したことのある 発達検査の有無	有 ・ 無 検査等名称：WISC-IV 実施機関名：〇〇〇医療センター 実施日：令和6年6月30日	

※ 審議の客観的視点の1つとして、有効期間内の検査結果を求めています。  
 <有効期間の例>田中ビネーV(概ね1年間)、WISC-IV V(概ね3年間)

### Ⅲ 学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）

- 1 設置の目的 学校適応指導教室は、通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい状態にある児童・生徒に対して、よりよい成長と**社会的自立**を目指すために指導・支援を行う。
- 2 設置場所 ○かもめ・けやき教室  
上尾市教育センター  
埼玉県上尾市上町2-14-19  
Tel 048-776-7600  
Fax 048-776-7604  
○かもめ・けやき教室分室 おおやサテライト  
埼玉県上尾市大谷本郷528（上尾市立大谷小学校内）
- 3 開 設  
開設期間 5月～翌年3月  
毎週、月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後2時00分  
※ 本人の状況に合わせた日時とし、随時調整する。
- 4 対象児童生徒  
本人・保護者が希望する者、あるいは小集団での指導・支援が適切かつ有効であると判断され、本人・保護者が了承した者とする。原則として以下の事項を満たす児童生徒とする。
  - (1) 通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい状態であること
  - (2) カウンセリングが可能であること
  - (3) 必要に応じて保護者が来所できることなお、入級児童生徒が通所した場合は、指導要録上、校長の判断で出席扱いとすることができる。要録の出欠席備考欄に、「教育センター（○日）」と記載する。
- 5 活動内容
  - (1) 活動の進め方
    - ・グループ活動及び個人活動を行う。
    - ・個別面談をとおして、一人一人の児童生徒に合った社会的自立に向けた個別支援計画を作成する。
    - ・指導員による指導を中心とし、活動支援ボランティアの協力を得る。
    - ・様式5により、教育センター所長が対象児童生徒の通級状況を毎月校長に連絡する。
    - ・様式5は、2か月通級がなかった場合には、停止する。
    - ・指導員は入級前に**学校**、家庭・本人と各々面談を行い、指導方針を確認する。また、状況に応じて保護者・本人・学校等と定期的に面談等を行い、活動内容を見直していく。
    - ・1か月以上通級できない場合、再度面談を行い、通級継続の意思を確認する。（教育センターと在籍校で協議する。）

(2) 体験的な活動の重視

- ・年間を通して体験的な活動を重視し、積極的に多種多様な活動を取り入れる。
- ・活動ごとにねらいや活動内容の在り方を検討し、一人一人の実態や状況に応じた支援を行う。
- ・活動終了後、一人一人に感想や作文等をとおして自己評価をさせることにより、自己肯定感や達成感を高める。
- ・体験活動は、上尾市教育センター学校適応指導教室およびおおやサテライトの合同で行う。

(活動例) 施設体験（動物園や博物館）、宿泊体験、調理実習、味覚狩り、グラウンドゴルフ、スポーツレクリエーション、護身術教室、子供安全見守り講座等

(3) 1日の流れ（一例）

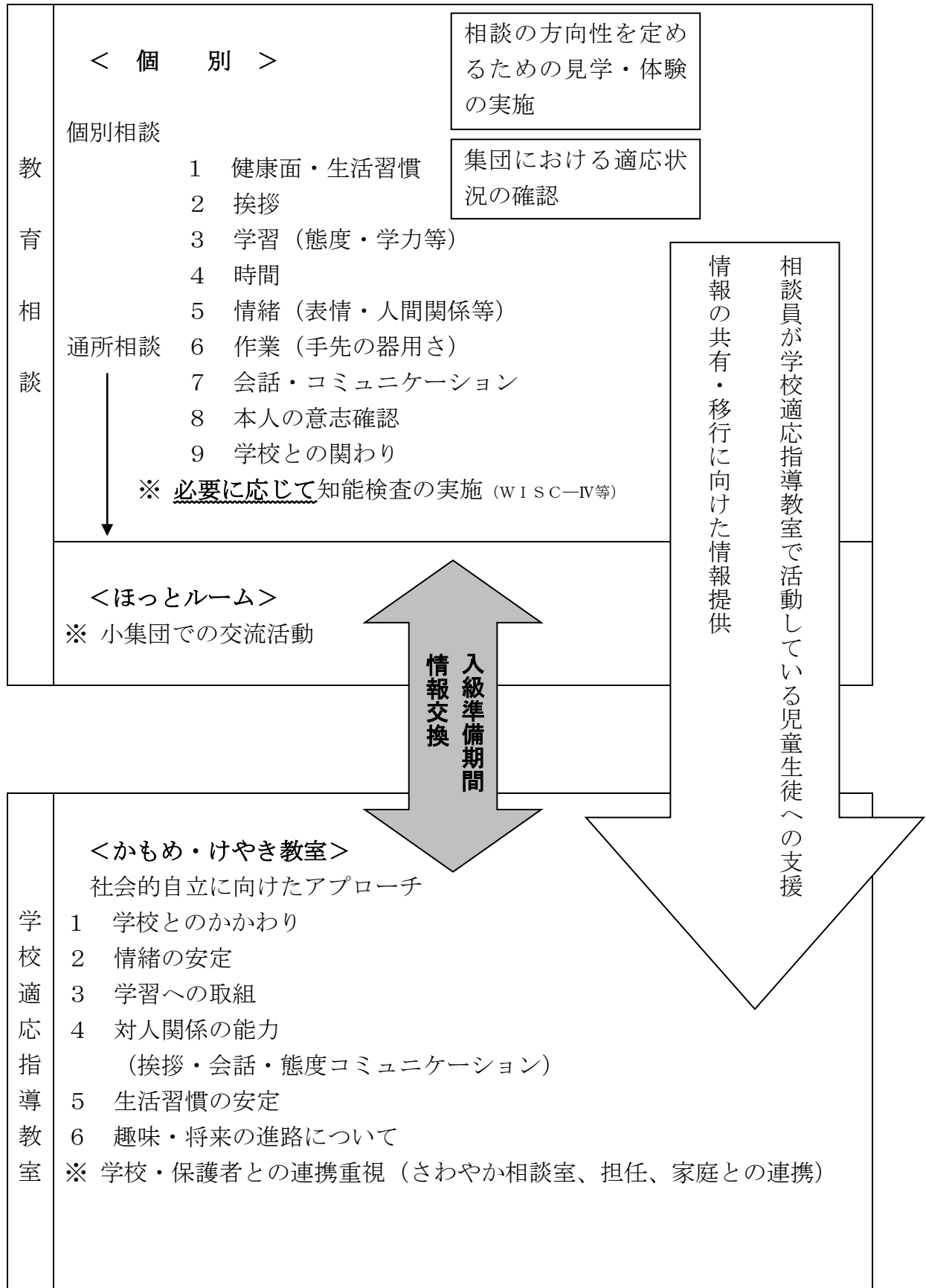
時 間	A	B	C
9:30～ 9:50	自主活動・朝の会		
9:50～10:30	学 習 I	学 習 I	
10分休憩			
10:40～11:20	学 習 II	学 習 II	
5分休憩			
11:25～12:00	小集団活動	小集団活動	小集団活動
12:00～12:50	昼食・昼休み	昼食・昼休み	昼食・昼休み
12:50～13:00	掃 除	(学校) さわやか 相談室 スペシャル サポート ルーム	掃 除
13:00～13:40	学 習 III		学 習 III
5分休憩			
13:45～14:00	振り返り 帰りの会		振り返り 帰りの会

通級時間や  
活動内容は  
児童生徒の  
実態に応じ、  
弾力的に  
組み立てる。

(4) その他

- ・通級の仕方 中学生は自主通級する（徒歩、自転車、バス利用など）。ただし、小学生は保護者の送迎のみ可とする。
- ・昼 食 原則として弁当と水筒（中身は水又はお茶、スポーツドリンク）を持参する。
- ・服 装 制服（学校指定のジャージでも可）※ 必要に応じて相談  
小学生は、学習や運動にふさわしい服装
- ・生 活 適応指導教室のルールを守る。  
人間関係の安定を保つよう努力する。

6 通所相談から学校適応指導教室へ（例）



## 7 学校適応指導教室入級手続について（入級までの流れ）

### （1）保護者から学校へ

学校は、保護者からの申し出により、「入級願（様式1）」を保護者に渡す。保護者は様式1を校長へ提出する。

<文書保管場所>

C 4 t h - 指導課 - 教育センター

### （2）学校から教育センターへ

保護者の記載による「入級願（様式1）」をもとに、校長は「入級申込書（様式2）」を作成し、教育センターに提出する。

※提出は様式2のみ（様式1は学校保管）

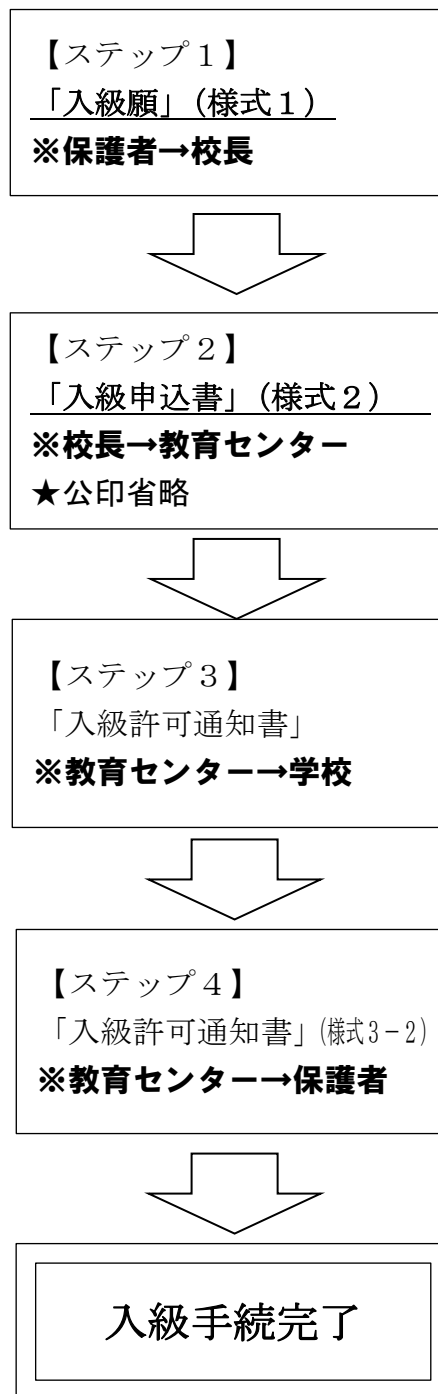
### （3）教育センターから学校・保護者へ

教育センターは、「入級許可通知書」を学校及び保護者へ送付する。

### （4）入級以降の流れ

教育センターでは、入級した児童生徒について、個々の「社会的自立に向けた個別支援計画」を作成するとともに、継続通級が適切であるか検討を重ねていく。併せて、学校が児童生徒を受入れる体制作りのために、指導及び支援を継続する。

また、不登校児童生徒の居場所となるとともに、児童生徒が学校復帰、教室復帰を果たした後も、学校及び家庭と連携し、児童生徒の状況把握を行う。必要に応じて児童生徒へのカウンセリングや保護者面談を実施し、完全復帰へ向けた支援を行う。



※ 学校適応指導教室入級に関する詳細は、冊子「学校適応指導教室の概要及び入退級の手続について」（C 4 t h 掲載）を参照

(様式1)

令和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

保護者氏名

学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）入級願

下記の者を学校適応指導教室〈かもめ・けやき教室〉に入級させたいので、  
よろしくお取り計らい願います。通級については、責任をもって安全に留意  
いたします。

記

学校・学年・組	上尾市立 学校 年 組
ふりがな 児童・生徒氏名	
ふりがな 保護者氏名	続柄 ( )
住 所	
電 話 番 号	<自 宅> <緊急時> (名称)
場 所	<input type="checkbox"/> 上尾市教育センター <input type="checkbox"/> おおやサテライト

(様式2)

令和 年 月 日  
第 号

上尾市教育委員会教育長 様

上尾市立 学校長

学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）入級申込書

下記の保護者から申し出があり、学校適応指導教室〈かもめ・けやき教室〉に入級することが適当と考えますので申込みいたします。

なお、学校適応指導教室で指導を受けた場合の出欠の取扱いに配慮することや諸活動は学校管理下と見なすことについても了承しております。

記

保護者氏名	
住所 電話番号	
児童・生徒氏名	
学年・組	
担任氏名	
場所	<input type="checkbox"/> 上尾市教育センター <input type="checkbox"/> おおやサテライト

(様式5)

事 務 連 絡  
令和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

上尾市教育センター所長

「かもめ・けやき教室」通級状況について  
このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

児童・生徒氏名		第 学 年 組			担当				
月の通級状況				児童・生徒の出席日数					
日(曜)	概 要	学校	日(曜)	概 要	学校	日(曜)	概 要	学校	
1			1 1			2 1			
( )			( )			( )			
2			1 2			2 2			
( )			( )			( )			
3			1 3			2 3			
( )			( )			( )			
4			1 4			2 4			
( )			( )			( )			
5			1 5			2 5			
( )			( )			( )			
6			1 6			2 6			
( )			( )			( )			
7			1 7			2 7			
( )			( )			( )			
8			1 8			2 8			
( )			( )			( )			
9			1 9			2 9			
( )			( )			( )			
1 0			2 0			3 0			
( )			( )			( )			
						3 1			
						( )			
連 絡									
学校 の 対 応									

※ 学校では、概要の学校欄に登校した日は○印を、学校の対応の欄に本人及び保護者への関わり等の概要を記入し、データを月末までにファイルシェアに格納願います。

## IV 総合的な不登校対策・支援プロジェクト推進計画

### 1 趣旨

不登校問題の解消を目指し、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を重点に、より一層きめ細かな支援を行うため、学校と教育センターが連携しながら事業を展開する。本年度も引き続き、「新たな不登校児童生徒を生み出さない各学校の組織的取組」・「自校の大切な児童生徒であることを念頭においた社会的な自立を目指した支援」について実践的研究を行い、検証する。

### 2 不登校の状況

#### (1) 不登校児童生徒数・不登校の割合の推移<R3～R6年度>

		R3	R4	R5	R6	R7目標値
小学校	人数	87人	126人	123人	244人	220名以下
	割合	0.79%	1.15%	1.13%	2.26%	2.16%以下
中学校	人数	257人	308人	332人	391人	352名以下
	割合	4.53%	5.45%	6.08%	7.36%	7.26%以下
全体	人数	344人	434人	455人	635人	572名以下
	割合	2.06%	2.62%	2.78%	5.43%	5.33%以下

#### (2) さわやか相談室相談員の不登校相談件数<R6年度>

	実件数	延べ人数		
		男子	女子	合計
面接相談	110	1,303	3,054	4,357
電話相談		545	560	1,105

#### (3) スクールカウンセラーが関わった不登校相談件数<R6年度>

実件数	児童・生徒	保護者	教員	養護教諭	さわやか相談員	その他	計
111	142	224	251	5	62	2	686

#### (4) 昨年度の成果と課題

【成果】令和6年度は長期欠席者の状況を丁寧に聞き取るにより、単なる病気ではなくその背景にある不安や友人とのトラブルなどが明らかになることで不登校の人数が増加したことが考えられる。

中学校においては、スクールカウンセラーとさわやか相談室相談員等との連携が進んできており、学校内での支援の充実が進んできている。

民間施設を利用する生徒への出席扱いも進んでおり、連携した支援が民間施設に関するガイドラインを活用し進んでいる。

【課題】現在の不登校児童生徒数を減少させるため、学校における不登校の未然防止、不登校児童生徒の状況に応じた組織的支援等について具体的に示し、さらに対策を推進する必要がある。

今年度は、校内教育支援ルーム（スペシャルサポートルーム）のサポートルームティーチャーの効果的な活用など不登校児童生徒の居場所づくりを進めていく。

### 3 令和7年度の取組

#### (1) 数値目標の設定（不登校児童生徒数・不登校の割合）

令和6年度	小学校	244名	不登校率	2.26%
	中学校	391名	不登校率	7.36%
令和7年度目標値 昨年度より1割減	小学校	220名以下	不登校率	2.16%以下
	中学校	352名以下	不登校率	7.26%以下

#### (2) 不登校解消に向けた重点対策

- 1 教育センターと家庭・関係機関の連携
- 2 教育センターの相談機能の充実
- 3 学校適応指導教室の充実（体験活動・学習支援の強化）
- 4 小学生、中学校1年生・2年生への重点的な対応

#### (3) 上尾市不登校対策基本方針 令和5年3月策定

○上尾市不登校対策キャッチフレーズ

「寄り添う つながる 支える ～安心できる居心地のよい居場所づくりのために～」

○不登校の未然防止の視点「一人一人に居場所がある魅力的な学校づくり・温かな学級づくり」

○学校の取組「児童生徒の状況に応じた段階的な対応」

○学校内の組織づくり「組織的対応のための体制づくり」

○保護者との連携及び支援

○地域及び関係機関等との連携

○教育委員会の役割

新たな不登校を生み出さない取組	不登校児童生徒の状況に応じた組織的支援
① 学校の早期対応 ・欠席1日目・・・電話連絡 ・欠席3日目・・・家庭訪問 ・欠席4日以上・・・校内で会議 ② 不登校の早期解決をめざした月例欠席状況調査の実施 ・学校と連絡・確認、正確な情報の共有 ③ 不登校対策コーディネーター研修会の実施 ④ 教育相談主任会議・研修会の充実 ・教育相談主任の資質向上 ⑤ さわやか相談室相談員会議・研修会の充実 ・さわやか相談員の資質向上 ⑥ 不登校解消を目指した小・中の連携 ・小学校の欠席状況を中学校へ情報提供 ・中学校区小・中学校の情報交換	① 「総合的な不登校対策・支援プロジェクト」による不登校調査の実施 ② 「上尾市教育センター」の相談活動の充実と学校との連携 ○面接相談 ○電話相談 ○訪問相談 ○「教育相談の案内」を全家庭に配布 ③ 個に応じた指導支援の充実 ・相談対応→学校適応指導教室への移行 ・相談対応→関係機関と連携 ④ 学校適応指導教室の充実 ・体験活動の充実及び学習支援の強化 ⑤ 不登校対策事業講演会の開催 ・教育センター職員・教育相談主任・さわやか相談員等対象の講演会実施と資質向上 ⑥ 教育センター職員による小・中学校訪問（SSWやさわやか相談員との連携） ⑦ SSWの積極的な活用促進

#### 各学校の本年度の取組

- ① 学校は、新たな不登校を生み出さない取組・取組を明確にして取り組む。
- ② 学校は、不登校児童生徒の状況を把握し、組織的に支援する。

## V いじめ相談専用ダイヤルについて

いじめ根絶対策事業の一事業として、平成25年4月より教育センター内にいじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」を開設した。平成26年度からは小学校入学児童のみの配布としている。

### 1 対応の仕方

- (1) 電話があった場合は、教育相談担当指導主事を中心として、教育心理専門員が対応する。
- (2) 夜間及び休日については、留守番電話機能及びナンバーズディスプレイを活用する。

### 2 連絡先

- (1) 子ども・いじめホットライン【いじめ相談専用ダイヤル】  
電話番号 0120-556-290
- (2) 子ども・いじめホットメール  
アドレス 556soudan@city.ageo.lg.jp

上尾市教育センター【いじめ相談】  
**だいじょうぶ たすけるゆうき だしてみる**  
平方小学校 松本 匠生 さん  
子ども・いじめホットメール  
556soudan@city.ageo.lg.jp

上尾市少年愛護センター  
☆悩みごと・心配ごと電話相談・面接相談☆  
フリーダイヤル（無料電話）  
**0800-800-4188**  
(携帯電話からは048-775-8718)  
相談時間 月～金（祝祭日を除く）  
AM9:00～12:00 PM1:00～4:00  
◇匿名OK！ 保護者からの相談も受け付けます！

一人で悩まないで  
**相談しよう！**  
あなたのことを心配している人がいます。  
いじめ、悩みや心配ごと…、  
一人で悩まないで電話してみよう！

何か違う  
その違和感が 友救う  
上平中学校 上田 美颯 さん  
上尾市教育センター【いじめ相談専用ダイヤル】  
子ども・いじめホットライン  
**0120-556-290**  
(フリーダイヤル こころに苦なし)

標語は、令和6年度「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」最優秀賞を掲載

【小学校の部】 松本 匠生 さん（平方小学校）

**だいじょうぶ たすけるゆうき だしてみる**

【中学校の部】 上田 美颯 さん（上平中学校）

**何か違う その違和感が 友救う**

## VI 教職員研修

上尾市教育センターでは、教職員の資質の向上を目指して次の研修に取り組んでいる。

### 1 各年次経験者研修等（県立総合教育センター・南部教育事務所と共催）

#### (1) 初任者研修（小学校12名、中学校14名 合計26名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○上尾市初任者研修施設体験研修 7月22日（火） 上尾市教育センター研修 ○所属校研修 年間150時間以上 ・計画書、報告書等、上尾市教育センターに提出	※ 県立総合教育センターの通知参照（資料はHPからダウンロード）

#### (2) ステップ・アップ研修（小学校24名、中学校7名 合計31名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○欠席等の報告受付	【1日目】7月28日（月） 所属校における非集合型 【2日目】8月5日（火） 県民活動総合センター

#### (3) ジャンプ・アップ研修（小学校17名、中学校7名 合計24名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○欠席等の報告受付 ○所属校研修の報告書提出	【1日目】夏季休業中 ※所属校 【2日目】※所属校における非集合型 小学校 2月12日（木） 中学校 2月3日（火）

#### (4) 5年経験者研修（小学校23名、中学校11名 合計34名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：田畑	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○選択コース 8月6日（水）【上尾市担当：小学校国語】 9月～11月の中で1日 ○異校種授業研究会（9～11月に1日実施） 【上尾市担当：中学校】 ○所属校研修 3回（計画書・報告書等の提出） ・所属長が計画し、所属校で実施 ・社会貢献の活動に関する体験【希望者】夏期休業中1日	※南部教育事務所の通知（開催案内）参照

#### (5) 中堅教諭等資質向上研修（小学校15名、中学校12名 合計27名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：田畑	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○学校研修 年間18日程度（1日3時間程度） ・計画書、報告書等、上尾市教育センターに提出	※県立総合教育センターの通知参照（資料はHPからダウンロード）

#### (6) 20年経験者研修（小学校16名、中学校2名、養護教諭1名、栄養教諭1名 合計20名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：田畑	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○校内研修 ・授業研究会を1回以上行い、実施報告書等を上尾市教育センターに提出	※県立総合教育センターの通知参照（資料はHPからダウンロード）

(7) 臨時的任用者教員・任期付教員研修 (小学校11名、中学校11名 合計22名)

上尾市教育センターでの研修等 担当：田畑	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○上尾市臨時的任用教員・任期付教員研修会 8月20日(水) ア 「勤務中の服務」「教員としての在り方」(講義) イ 「児童生徒への接し方」(講義) ウ 「特別支援教育の推進」(講義) ○所属校研修 所属校にて講義・授業研究 等	※南部教育事務所の通知 (開催案内) 参照

(8) 埼玉県特定研修 (生徒指導・教育相談中級研修会) ※ 旧カウンセリング中級研修会

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○生徒指導・教育相談中級研修会 上尾伊奈ブロック ア 7月25日(金)「生徒指導課題解決ロールプレイング」 イ 7月28日(月)「事例研究」「面接演習」 ウ 7月29日(火)「面接演習」	※県立総合教育センターの 通知(開催案内) 参照

## 2 特別支援・教育相談関係研修等 (上尾市教育センター主催)

(1) アップスマイルサポーター研修会 (91名)・特別支援学級補助員研修会 (22名) 担当：田畑・幸田

回	期 日	回	期 日
1	共 4月15日(火)	4	ア 10月28日(火) 特 11月21日(金)
2	ア 5月13日(火) 特 6月4日(水)	5	ア 2月13日(金) 特 2月13日(金)
3	ア 7月8日(火) 特 9月10日(水)		

(2) さわやか相談室相談員研修会 (11名) 担当：田畑

回	期 日	回	期 日	※合同は、不登校対策コーディネーター研修会と合同開催 ※1月の合同研修会は不登校対策事業講演会(変更可能性有)
1	4月4日(金)	3	10月2日(木)	
合同	5月30日(金)	合同	1月13日(火)	
2	8月26日(火)	4	1月30日(金)	

(3) サポートルームティーチャー (SRT) 研修 (14名) 担当：田畑

回	期 日	回	期 日
1	4月7日(月)	4	1月13日(火) ※合同
2	7月18日(金)	5	2月17日(火)
3	10月2日(木) ※合同		

(4) 不登校対策コーディネーター研修会 (33名) 担当：田畑

回	期 日	回	期 日	※さわやか相談室相談員研修会と合同開催
1	5月30日(金)	2	1月13日(火)	

(5) 児童理解のための知能検査講習会 (田中ビネー) 担当：田畑

回	期 日	回	期 日	※2日間で実施 ※希望者で実施(少人数で実施予定)
1	8月4日(月)	2	8月5日(火)	

(6) 知能検査経験者講習会 (田中ビネー) 担当：田畑

回	期 日	※知能検査講習会受講済かつ検査実施経験者を対象に実施 ※フィードバックや支援への活用について研修
1	8月7日(木)	

## Ⅶ 上尾市スクールソーシャルワーカー活用事業の運用について

上尾市教育センター

1 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項及び埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針に基づき、上尾市教育委員会におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の運用について以下に定める。

### 2 活用事業の趣旨について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、非常に大きな課題である。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている。

児童生徒等が置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、小・中学校が関係機関等と連携し、児童生徒の問題行動等への対応を図ることをねらいとする。

3 スクールソーシャルワーカーの派遣については、以下の事由により実施する。

- (1) 小・中学校の校長から派遣依頼がある場合
- (2) 上尾市教育委員会が派遣を必要と認める場合
- (3) その他、関係諸機関等から要請を受けた場合

4 スクールソーシャルワーカーは、小・中学校の校長の依頼を受け、以下の業務について係わる。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動等
- (6) 校内いじめ防止等の対策の組織に関すること

従来の不登校支援に加えて、関係機関へのコーディネートや学校教育相談により深く関わられるように努めて参ります。

5 スクールソーシャルワーカーの派遣申請の手順については、以下に定めるとおりとする。

<派遣申請の手順>

- ① 学校（校長）が、スクールソーシャルワーカー派遣申請書<様式1>を上尾市教育委員会（教育センター）に提出する。（公印省略）
- ② スクールソーシャルワーカーの派遣に係るケース会議が実施され、相談活動や会議・研修等が行われる。
- ③ 派遣内容が終了した時点でスクールソーシャルワーカー実施報告書<様式2>を提出する。ただし、事案が長期に継続する場合でも、3月6日（金）までに報告書を提出する。

6 スクールソーシャルワーカーの派遣に伴う留意事項について

- (1) スクールソーシャルワーカーの派遣にあたり、上尾市教育委員会から指導主事が同行し、学校でケース会議を実施する。
- (2) スクールソーシャルワーカーが関係諸機関へ単独での連絡・会議等は行わないこととする。
- (3) スクールソーシャルワーカーの派遣に伴う諸連絡については、校長又は、教頭が行うものとする。

様式 1

第 号  
 令和 年 月 日

上尾市教育委員会教育長 様

上尾市立 学校  
 校長

スクールソーシャルワーカーの派遣申請について(依頼)

このことについて、下記のとおり派遣について御配慮をお願いします。

記

派遣事由	相談 コーディネート ケース会議 研修(職員・保護者) その他
依頼内容	
派遣日時	令和 年 月 日 ( ) 時 ~
対象児童生徒氏名	生年月日 ( )

担当者 連絡先	職 名	
	氏 名	
	電 話	

様式 2

第 号  
 令和 年 月 日

上尾市教育委員会教育長 様

上尾市立 学校  
 校長

スクールソーシャルワーカー活用事業に関する実施報告書について(報告)

このことについて、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

派遣開始日 派遣回数	派遣開始日及び回数 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 派遣回数 ( 回)
成 果 及 び 課 題	学年・児童生徒名 ( )
担当者 氏 名	

※様式1・2は「C4th 書庫—指導課—教育センター」からダウンロードして活用願います。

## スクールソーシャルワーカー活用事業に係るQ & A

### Q 1 スクールソーシャルワーカーに係る業務は？

A 以下の業務について、学校の担当者等と連携を図りながら児童生徒・保護者等の支援にあたります。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
  - ・いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為など、児童生徒の問題行動等における家族、友人関係、学校、関係諸機関、地域等への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
  - ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せなど
- (3) 学校におけるチーム体制の構築、支援
  - ・校内ケース会議等への参加とケースのアセスメント(実態・状況把握)及び問題解決のプランニング(短期・長期目標と支援計画)のサポート
  - ・校内チーム体制のサポート
- (4) 保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供
  - ・家庭訪問や来校、電話等による相談活動
  - ・教職員と保護者間の調整
- (5) 教職員等への研修活動
  - ・校内研修やPTA研修における講師
- (6) 校内いじめ防止等の対策の組織に関すること
  - ・校内における組織づくりや指導等におけるアドバイス

### Q 2 具体的にスクールソーシャルワーカーが対応するケース例とは？

A 主に以下の事案に対して対応します。

- (1) 不登校に係る事案
  - ・学校や教育センターとの関係が構築されていない事案
- (2) 虐待に係る事案
  - ・児童虐待による養育困難な事案
- (3) 保護者等の養育困難な事案
  - ・精神疾患等によるもの
  - ・家庭環境により養育能力の劣る保護者
- (4) 学校の教育相談・生徒指導におけるサポート体制への支援
  - ・事案に係るケース会議の推進
  - ・対象児童生徒や保護者への支援
  - ・職員研修会の講師
- (5) 保護者等への講演等

**深刻化する前の早期支援が  
カギとなります。**

### Q 3 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの違いは？

A 「スクールソーシャルワーカー」は教育分野と社会福祉等の専門的な知識を有するものです。また「スクールカウンセラー」は臨床心理等の心理の専門的知識を有するものです。

連携にあたっては、以下のことに留意して進めることが大切です。

- ① それぞれの専門性の観点から問題の見立てを報告し、情報の共有化をする。
- ② 解決にあたっては、それぞれの専門性からどのような支援ができるか話し合い、解決に向けての役割分担をする。
- ③ それぞれの支援の取組の経過について、ケース会議を通して報告し、次の役割分担を協議する。

### Q 4 校長とスクールソーシャルワーカーとの連携はどうするのか？

A 校長は、校内組織等を連携調整し、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）と連絡・調整をします。主な内容は以下の通りです。

(1) 相談の受付

(2) SSWまたはSCとの連携・調整

- ・本人が抱える問題が、「環境に起因する問題なのか」「心の問題なのか」を判断し、SSW及びSCにつなぐ。
- ・SSWとSCの両方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図る。

(3) 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

(4) 個別記録等の情報管理

(5) ケース会議の実施

- ・事例に応じて「学年ケース会議」「校内ケース会議」「関係機関連携ケース会議」の開催を決める。

### Q 5 スクールソーシャルワーカーは小学校のみの対応か？

A 小学校・中学校の線引きは難しいが、中学校には、スクールカウンセラーやさわやか相談室相談員が配置されているため、基本的には小学校の事案に対応する。

しかし、ケースによりスクールソーシャルワーカーの支援が必要な事案については、対応する場合があります。

#### 案内

「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック

～福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策～」埼玉県教育委員会



URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sswbook/sswhandbook.html>

## Ⅶ さわやか相談室相談員の活動

### 1 学校での位置付け等

- (1) さわやか相談室相談員の指導・監督の責任者は校長である。
- (2) さわやか相談室相談員の活動を効果的なものにするためには校長のリーダーシップのもと校内外の連携が必要である。
- (3) 学校においては、連携するための窓口が必要である。
  - ・教頭、主幹教諭（教務主任）、教育相談主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、不登校対策コーディネーター等が考えられる。
  - ・すべての教職員がさわやか相談室相談員と連携する立場にある。
- (4) 学校の教育活動の組織に位置づける。
- (5) さわやか相談室相談員を学校全体でバックアップする姿勢が、相談活動の充実につながる。
  - ・日常的に、学校職員とさわやか相談室相談員が互いに人間関係の醸成に努め、さわやか相談室相談員を学校内で孤立させない。
  - ・さわやか相談室相談員の抱える課題に対し、学校が真摯に対応する。
- (6) 出勤時、退勤時の報告と業務報告書の提出について
  - ・実効性のある報告になるようにする。
- (7) 職員会議・研修会・学年会議への参加について
  - ・さわやか相談室相談員は、教育相談に関する事例などがある時は各会議に参加することができる。

### 2 さわやか相談室相談員の活動と教員との連携

- (1) 相談活動をさわやか相談室相談員任せとせず、教員による相談活動の一層の充実を図る。
  - ・「相談事は、さわやか相談室相談員だけ」ではいけない。
  - ・教員が日常的に生徒の状況を把握した内容を共有し、相談活動の充実に努める。
  - ・教員は、さわやか相談室相談員と連携して問題解決に当たることが求められる。学校として、ゆとりが生じる夏季休業中には、教員だけでなくさわやか相談室相談員も含めた教育相談週間を設けたり、教員と連携して継続的な相談が必要な児童生徒の相談に当たったりするなど、さわやか相談室相談員の一層の活用に努める。
- (2) さわやか相談室相談員が学校（相談室）にいるときは、いつでも相談に応じる体制を確保する。
  - ・さわやか相談室相談員と教員とで見解の不一致が生じた時は、校長の指導のもと組織で対応する。

### 3 関係諸機関との連携

- (1) 関係諸機関と連携をとる時は、校長の許可を得るよう指導する。ただし、上尾市教育センターへの連絡はその限りではない。
- (2) さわやか相談室相談員や教員では対応が難しい事例については各中学校に派遣されているスクールカウンセラーとの面談を設定したり、上尾市教育センター、児童相談所、県立総合教育センター等と連携をとったりする。この場合、旅費の関係については、十分留意する。
- (3) 保護者、関係小学校への周知徹底
  - ・当該中学校及び中学校区内小学校の保護者がさわやか相談室相談員の存在を知らなかったということのないように、学校便り等を通じてさわやか相談室の開設日、時間、場所を周知する。
  - ・「さわやか相談室だより」などを発行し、児童生徒や保護者へ定期的な情報発信を行う。

### 4 相談活動について

- (1) 当該中学校生徒・保護者、当該中学校区内小学校児童・保護者が相談の対象者になる。
- (2) 悩みや不安を抱えた児童生徒等がいつでも気軽に相談できるということが大切である。
  - ・授業をさぼる口実に利用されることがないように配慮する。
  - ・相談室に気軽に児童生徒が出入りすることはよいが、たまり場とならないよう配慮する。
  - ・本当に相談したい児童生徒が相談室を訪れにくい状況にならないようにする。
- (3) 中学校長と該当小学校長との連携の下、当該中学校区内小学校を計画的に訪問（概ね月に1～2回程度、1回2時間程度）し、児童・保護者等の相談・支援にあたり、学校担当者（教頭、主幹教諭、教育相談主任等）と相談や支援を必要とする児童・保護者についての情報交換をしたり、授業参観をしたりする。訪問終了後は、業務報告等で訪問相談の状況を小学校長に報告する。併せて、業務報告等で訪問の概要を中学校長に報告する。
- (4) さわやか相談室相談員は必要に応じて、不登校児童生徒の家庭を訪問して相談・支援にあたることができる。
- (5) 小学校訪問や家庭訪問をする場合、配置中学校の相談活動に大きな支障が生じないように十分留意する。（中学校長の判断）
- (6) 相談内容については教員（担任等）との連携を緊密にとる。
  - ・担任等への相談から、さわやか相談室相談員につなぐということもある。
  - ・さわやか相談室相談員への不信感を招くことがないように留意する。
- (7) 相談室に登校する児童生徒への相談・支援に留意する。
  - ・さわやか相談室の利用状況について十分教員（担任等）と情報共有しておく。
  - ・社会的自立や教室復帰を目指して、児童生徒の状況を共有・理解し、全校をあげて対応することが求められる。（必要な環境調整、支援方針、目標、対応、役割分担等の確認）

## 5 児童生徒への支援

- (1) 児童生徒へのさわやか相談室相談員配置の意義と活用について指導の徹底を図る。
  - ・校長講話、学年集会、各学級での指導など
- (2) 学校全体として、誰もが相談室へ行きやすい雰囲気の醸成に努める。
- (3) 相談室へ行ったことで、児童生徒が偏見視されないような指導の徹底に努める。

## 6 さわやか相談室相談員の仕事の範囲

- (1) 相談活動を優先する。
- (2) 相談活動につながる活動については、必要な範囲で協力できる。
  - ・学年集会での相談室の活動についての説明など
  - ・相談活動の充実につながる調査等の実施協力など
- (3) いじめや不登校などの問題の状況把握に努め、情報提供する。
- (4) 自習時間の監督等は不可である。

## 7 その他

消耗品、役務費等、相談活動に要するものについては、教育センター予算内で執行する。

## Ⅸ 上尾市スクールカウンセラー活用事業の運用について

上尾市教育センター

- 1 スクールカウンセラー活用事業実施要項及び埼玉県スクールカウンセラー活用指針に基づき、上尾市教育委員会におけるスクールカウンセラー活用事業の運用について以下に定める。
- 2 活用事業の趣旨について  
不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる埼玉県スクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図ることをねらいとする。
- 3 スクールカウンセラーの勤務日等について
  - (1) 勤務日は、週当たり1～3日、勤務時間は1日につき5時間50分とする。
  - (2) 勤務時間は、学校の実情に応じ、常勤職員の勤務時間内で、校長が割振りを行う。適正な勤務時間で活動が行われるように徹底を図る。
  - (3) 勤務日は、月曜日から金曜日までの間に、原則として曜日を固定するものとする。
  - (4) 勤務の内容については、「スクールカウンセラー業務報告書」及び「スクールカウンセラー業務報告書総括表」により、報告する。
  - (5) 勤務日及び勤務時間の割振りは、配置校の校長が定めるものとする。
- 4 スクールカウンセラーの業務について  
スクールカウンセラーは、小・中学校の校長の依頼を受け、以下の業務を行う。
  - (1) 教職員と共に児童生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
  - (2) 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
  - (3) 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
  - (4) (校長が必要と認めた場合) 他校への助言・援助及び児童生徒・保護者へのカウンセリング
  - (5) いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること
  - (6) 校内いじめ防止等の対策の組織に関すること
  - (7) その他緊急時における対応（県教育委員会との協議による）
- 5 スクールカウンセラーについて教職員、生徒・保護者への周知
  - (1) 県SCの着任後、できるだけ早い時期に、朝の打ち合わせや職員会議の時間を利用し、教職員への紹介の機会をつくる。

- (2) 配置が決まり次第、できるだけ早い時期に生徒、保護者等に紹介する。
- ・全校集会等で紹介し、相談日・相談方法等を知らせる。
  - ・保護者に、学校通信等で相談日・相談方法等を周知する。

## 6 校内組織への位置付け

- (1) 学校の実情に合わせた、適切な活用推進上の研究課題を設定する。
- (2) 学校の実情に応じて校務分掌上の位置付けをし、組織的に活動できるようにする。
- (3) 学校からスクールカウンセラーに対して望む活動や役割、留意点などを明確にし、教職員・スクールカウンセラーで共通理解を図る。
- (4) 校内にスクールカウンセラーとの窓口となるコーディネーター（教頭・教育相談主任など）を位置づけ、スムーズな連携が図れるようにする。

## 7 スクールカウンセラーの活動場所

- (1) 職員室や相談室等にスクールカウンセラーの席を設けるとともに、ロッカー、靴箱、駐車スペース等を準備する。
- (2) 相談場所として、生徒や保護者と相談をする場合は、秘密が保持でき、落ち着ける場所を確保する。
- (3) 適切な見立てをする上で、必要に応じ、生徒の様子を把握できる場面をつくる。授業や給食、清掃、休み時間など必要な場面に入っていけるようにする。

## 8 守秘義務・情報漏えいの防止

- (1) スクールカウンセラーの使用する情報の保管場所、管理方法等を明らかにし、保管状況などの定期的な確認を行う。
- (2) 個人記録・個人シート等は、作成の目的、記述内容、活用方法等について教職員で共通理解を図る。
- (3) 個人記録等は校外へ持ち出さない。やむを得ず持ち出す必要のあるときは、必ず校長の許可を得る。
- (4) 学校における相談内容については、スクールカウンセラーを含む教職員が集団として守秘義務を有する。

## 9 心理検査や発達に係る検査

- (1) 心理検査等については、実施可能な専門機関で行うことが望ましい。
- (2) 臨床心理士等は検査を実施し、結果をまとめることはできても、診断はできない。また検査によって児童生徒にレッテルを貼るようなことにならないように留意する。
- (3) 実施しようとする検査について、検査技術、解釈、指導への活用ができることを確認した上で実施する。（十分な経験のない場合は検査を実施しない。）
- (4) 検査結果については、他の個人記録と同様に保管に留意する。なお、検査結果の廃棄は学校が責任を持って行う。
- (5) 検査結果は検査を受けた個人の情報であり、結果の内容は本人又は保護者に伝える。

## スクールカウンセラーに期待される役割について

スクールカウンセラー(以下SC)は児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者とされています。しかしながら、本市では業務報告書や関係職員への聞き取りなどから、これまでのSC活用は面接相談(カウンセリング)に偏っていた実態がありました。しかし、これだけではSCが「教職員の代わりに児童生徒や保護者の話を聞く人」になりかねず、本当の専門性を発揮しているとは言えません。そこで、よりよいSC活用につなげるために、SCが期待される(本来求められている)業務について、SC本人及び学校職員が改めて認識するとともに、本市における活用事例を紹介するために本資料を作成いたしました。

### 1 職務について

SCの職務は主に次の7つとされています。

- (1) 教職員と共に児童生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
- (2) 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- (3) 教職員・保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- (4) 校長が必要と認めた小学校での助言・援助及び児童・保護者へのカウンセリング
- (5) 関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動
- (6) いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること
- (7) その他、緊急時における対応(県教育委員会との協議による)

【埼玉県スクールカウンセラー等活用事業実施要項】

### 2 学校現場で期待される業務について

これらのことから、上尾市においてSCは日常的な役割として、教職員等と連絡・調整を十分に行いながら、「コンサルテーション」、「カウンセリング」、「研修・資料提供」などの業務をバランス良く担うものとします。以下にその業務例などを記しますので、各学校の実態に応じた活用につなげていただければと思います。

#### (1) コンサルテーション(主に教職員への助言・援助等)

心理の専門家として、行動観察、面接、アンケート、スクリーニング、諸検査、医療機関での診断などからアセスメント(見立て)を行い、SC自身を含めた校内外の資源を確認の上、支援方法や支援体制づくりについてアドバイスを行うことを指します。

また、教育相談部会やケース会議などに参加し、コンサルテーションを行うことで、心理的側面から教育的支援を充実させることは重要な役割です。SCがアドバイスを求められる場面として、以下に具体例を示します。

- ・不登校の理解の仕方とそれに対する対応、学校外の関係機関の必要性や意味
- ・児童生徒の課題となる行動(学習面・生徒指導面・発達面等)の理解の仕方と対応
- ・学級等が上手く機能しない場合の事態の理解の仕方と対応

- ・虐待の理解の仕方と、被虐待児への対応
- ・校内いじめ対応組織などの委員としての調査や対応への助言
- ・災害・事件・事故などへの対応、心のケアの行い方
- ・教職員のメンタルヘルスに関する管理職の相談

SCがコンサルテーションを行うことは、教職員個人や集団としての教育相談対応力を向上させ、教職員が児童生徒一人一人をより丁寧に見ることにつながります。結果、いじめ・不登校、学校生活上のつまずきなどを未然防止、早期発見・早期対応でき、子供たちが安心して通うことができる学校づくりにつながります。

また、保護者面談の中でもSCによるコンサルテーション的な働きかけが求められる場合もあります。ただし、指導的関わりとならないよう十分留意する必要があります。

## (2) カウンセリング

これまでも、重視されてきたように、カウンセリングはSCの主要な職務です。しかしながら、SCは学校に勤務する時間は限られており、他の職務もバランス良く行うことが求められます。そのため、特に時間を要するカウンセリングは以下のことに留意する必要があります。

- ・緊急性や重要性、効率性を考慮し、面談時間などを柔軟かつ適切に計画する
- ・予防的カウンセリングとしての全員面接（学年を限定して個別・集団）を行う  
→子供たちが自らSOSを出せるようにする
- ・学校からの依頼による面談は、その状況の全体像をつかんだ上で実施する
- ・児童生徒の面談を行う際は、学習などへの影響も考慮して計画する
- ・教師の代わりに話を聞く立場ではなく、あくまで心理的側面から面談を行う
- ・必要に応じて教職員の面談を行うこともできる（特に私的なことは時間に留意）  
→初任者などの比較的経験が少ない職員等へのサポートなど

これらのことはSC本人だけでなく、SC活用（面談計画など）に関わる教職員も十分に理解していることが重要です。

## (3) 研修・資料提供

SCの持つ専門性を一度に広く伝える有効な場であり、令和5年度から上尾市では、SCによる全教職員を対象とした研修会を年1回以上実施することとしています。SCは他自治体や他業種での勤務経験がある者も多く、自校の実態について、教育とは異なる視点からアドバイスを得ることは、その視野を広げることになります。

また、保護者に対しても講話や体験講座などでの直接的関わりや「SCだより」などで継続した情報提供を行うことで、困った際に相談しやすくなると考えられます。

研修会等における方式やテーマとしては、次のようなものが考えられます。

- 情報伝達型（ストレスマネジメント、年齢における発達特性、〇〇とは 等）
- 参加・体験型（ロールプレイ、エンカウンター、リラクゼーション 等）
- 事例研究型（不登校、生徒指導、特別支援教育、発達、虐待、心的外傷など）

## X 校内教育支援ルーム(SSR:スペシャルサポートルーム)の活用について

### 1 校内教育支援ルーム（SSR：スペシャルサポートルーム）

在籍する児童生徒が登校はできるが教室に入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる学校内の空き教室等を活用して居場所として設置したものである。

### 2 サポートルームティーチャー（SRT）

上尾市立小・中学校において、SSRを利用する児童生徒に対して、学習支援等を行う支援員（会計年度任用職員）である。

### 3 SRTの業務内容

主な業務は、児童生徒の学習及び学校生活における支援に従事する。各学校の実情によるが、概ね次のとおりとする。

- (1) SRT及び学級における児童生徒への学習支援
- (2) 不安や混乱に陥り、気持ちの切り替えのため一時的に学級を離れる児童生徒への支援
- (3) 登校及び教室復帰への支援
- (4) 教職員との情報共有及び連絡調整
- (5) 保護者への連絡、家庭訪問（徒歩等）
- (6) その他

### 4 服務

- (1) 勤務開始時刻までに出勤し、勤務校の校長又は教頭にその旨を報告する。
- (2) 退勤する際は、「サポートルームティーチャー業務報告」に業務内容等を記入し、勤務校の校長又は教頭にその旨を報告する。
- (3) 市職員としてふさわしい服装、言動等に留意し、信用を傷つけ、又は市職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 職務上知り得た個人情報等の秘密事項を絶対に漏らしてはならない。このことは職を退いた後も同様とする。
- (5) 勤務の態様については、勤務校の管理職の指示に従う。
- (6) 勤務時間中は職務に専念し、勤務校の管理職の許可なく職場を離れてはならない。
- (7) 年次有給休暇を取得する場合は、あらかじめ「年次休暇簿」に記入の上、勤務校の校長の承認を受ける。
- (8) 毎月3日までに、「サポートルームティーチャー業務報告書」を教育センター所長に提出する。
- (9) 「勤務整理簿」は、毎月1日までに教育センター所長に提出する。

## サポートルームティーチャールの重点業務について

### 1 重点事項

校長の指示の下、「校内教育支援ルーム（SSR）」を効果的に運営し、長期欠席・不登校傾向の児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。

### 2 重点事項に係る業務

#### (1) SSRの環境整備

- ・行動予定のわかる掲示板づくり
- ・リラックスできるスペースの確保
- ・在籍学級とのつながりを確保するための各種掲示物（学級便り、学年便り）づくり

#### (2) 対応している不登校児童生徒等の教育ニーズなどの把握

- ・児童生徒及び保護者との教育相談の実施（担任が同席するなど各学級に所属していることに留意する）
- ・学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、教育相談員、管理職、SC、SSW等との情報共有

#### (3) 児童生徒援支援シート等による情報共有

- ・担任や教科担当が作成する児童生徒支援シート等をもとに、対象児童生徒の実態の把握および支援の実態についての情報共有

#### (4) 学習支援

- ・児童生徒支援シートをもとに、当該児童生徒の意欲や希望に応じた学習を支援  
**学習支援例** 教科書、プリント、オンライン授業、オンラインドリル学習 等

#### (5) 居場所づくり

- ・発達段階や、学校の実態に応じて、交流活動等を取り入れるなど、SSRにおける活動を検討

中学校区での一貫した支援の視点（校区学校のSSR支援状況）をふまえて計画することが望ましい

#### (6) 校内組織（不登校対策委員会等）への参加

- ・関わる児童生徒の情報共有及び指導・支援方策を検討 ※教育センターとの連携

#### (7) 不登校等児童生徒等の自宅へ家庭訪問

- ・SRT任せにならないように担任及び管理職と十分な確認をしながら必要に応じて実施すること

#### (8) ICT機器を活用したオンライン授業参加支援

- ・保護者や学級担任、授業担当者等との連絡調整、機材の準備 等
- ・例「教室とSSR」「自宅と教室」「自宅とSSR」をつなぐ

#### (9) 中学校区内での見通しをもったSSRの運営

- ・研修会での情報共有や管理職からの指示をもとに、SSRにおける支援が、小中学校間でつながりがあるものになるように留意する。

## XI 資料

○上尾市教育センター教育相談リーフレット

○学校適応指導教室かもめ・けやき教室分室おおやサテライトリーフレット





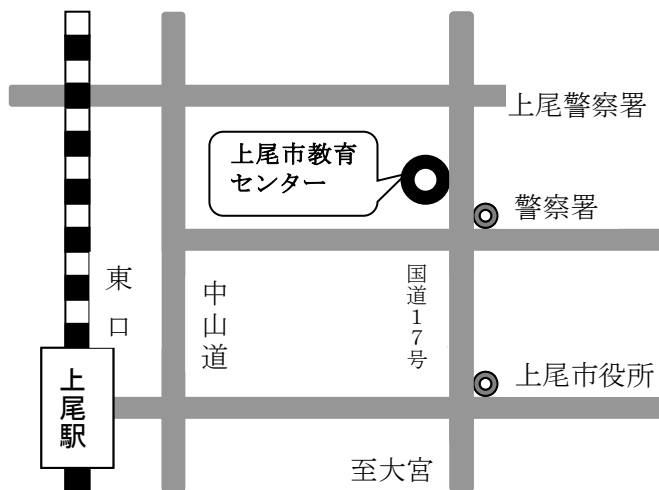
# 教育相談の御案内

一人で悩まずに、

誰かに話をしてみませんか？

不登校、いじめ、性格、学習など、教育に関する相談をお受けします。

相談対象：市内在住の小学生・中学生・保護者及び関係教職員



## 上尾市教育センター

上尾市上町2-14-19

TEL 048-776-7600

- 駐車場有り
- JR上尾駅東口から徒歩15分




— 君の心を聴くよ —

上尾市教育センターホームページはこちらから →

URL: <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s733000/>



# 相談方法

<p><b>①電話相談</b></p> 	<p>受付 月・火・水・木・金</p> <p>受付時間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで</p> <p>電話番号 776-7600</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名での相談もお受けします。</li> <li>・時間によって、折返しのお電話となる場合があります。</li> </ul>
<p><b>②メール相談</b></p> 	<p>受付 随時</p> <p>受付時間 随時</p> <p>メールアドレス t733100@city.ageo.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容を送信される際は、アドレスを十分ご確認ください。</li> <li>・返信には数日を要することがあります。</li> <li>・緊急を要する内容については、電話相談をご利用ください。</li> </ul>
<p><b>③来所相談</b></p> 	<p>受付 月・火・水・木・金</p> <p>相談時間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで</p> <p>電話番号 776-7600</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予約制です。</li> <li>・相談時間は45分です。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p><b>お申し込みから来所相談までの流れ</b></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">電話で申し込みます</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">後日担当者が決まります</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">担当者との日時を決めます</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">来所相談が始まります</div> </div>
<p><b>④出前相談</b></p>	<p>電話相談・来所相談を進める中で、必要に応じて学校や家庭を訪問して相談を実施します。</p>



# おおやサテライト

令和6年度より、上尾市教育センター内に設置している学校適応指導教室の分室として、上尾駅西側エリアの上尾市立大谷小学校内に「おおやサテライト」を設置しました。



友達との  
コミュニケーション

**交流**



自習を中心とした

**学習**



折ったり 切ったり  
つなげたり

**制作**

## 対象とする児童生徒

通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい

状態にある児童生徒であり、継続的な来所を希望する者

- ・継続したカウンセリングが可能であること
- ・必要に応じて保護者が来所し、面談できること
- ・学校、保護者との連携が図れること

## 開室場所・日時

開室場所：上尾市立大谷小学校内

開室日時：毎週 月、火、木、金の4日間

午前10時～午後2時

\*本人の状況に合わせた日時を調整します。

お問い合わせは、上尾市教育センター 学校適応指導教室担当まで電話 048-776-7600

# おおやサテライト Q&A

Q 学校適応指導教室とはどんなところですか？

A 学校に登校できない、あるいは、登校が難しい児童生徒にとっての居場所として、ひとり一人の状況に応じた様々な活動や相談などを通じて、自己実現を図り、学校への復帰や社会的自立を目指していくところです。

Q 「おおやサテライト」ができた理由は、なんですか？

A 学校適応指導教室は上尾駅東側にある上尾市教育センター内、一か所のみであったことから、遠方等の理由により、通うことが難しいという課題がありました。そこで、上尾駅西側エリアにも児童生徒の新たな居場所として、分室を設置しました。

Q 何をするとところですか？

A 自習を中心とした学習、制作、交流、様々な体験活動をしています。

Q 行事などはありますか？

A あります。昨年度は、イングリッシュクリスマスパーティーを実施しました。その他、調理実習、子供安全見守り講座、動植物教室、宿泊体験学習、スポーツレク、スケート教室、作品展、護身術教室を上尾市教育センターの学校適応指導教室で実施しました。

Q 通級方法は？

A 中学生は、徒歩、自転車、バスなどで通級します。  
小学生は、保護者の送迎を原則とします。

Q 出席はどうなりますか？

A 入級児童生徒が通級した場合は、指導要録上、校長の判断で出席扱いとすることができます。



Q 持ち物はありますか？

A 上履き（初回のみ）、学習用具、筆記用具、水筒、弁当（昼食を食べる場合）等です。

Q 入級するには、どうしたらいいですか？

A まず、教育センターにご連絡ください。その後、施設の見学や説明を行い、在籍校と教育センターで連絡を取り合いながら、進めていきます。

## アクセス

### 上尾市立大谷小学校内

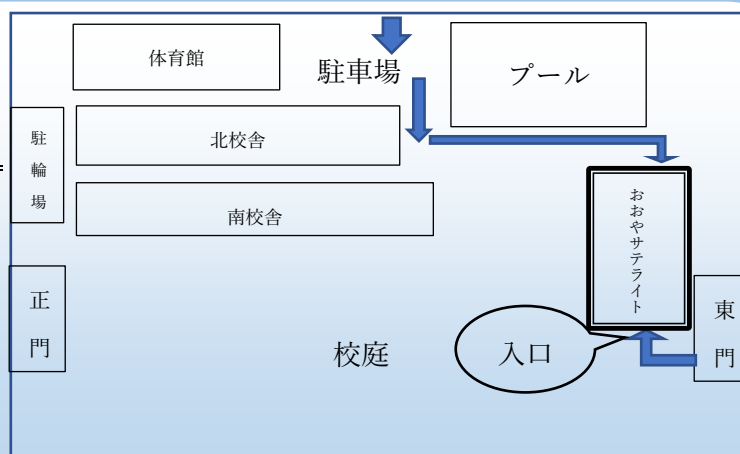
東門を入ってすぐ右側の別棟にあります。

〒362-0044

埼玉県上尾市大谷本郷528

電話 048-776-7600

(上尾市教育センター)



上尾市不登校対策キャッチフレーズ

よそ 寄り添う つながる ささ 支える

～安心できる居心地のよい居場所づくりのために～

君の心を聴くよ。



上尾市教育センター

## ⑦ 上尾市いじめ防止子供サミット

### 1 趣 旨

いじめ未然防止に向け、上尾市の児童生徒の意識を高め、各学校での主体的な取組を実践し、活動意欲の向上を図る。

### 2 概 要

いじめ防止に向け、児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。具体的には、令和6年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて各中学校区での協議を経て実施した「いじめをなくす取組」の成果の発表を行うとともに、「いじめを生まないための取組を改善しよう」を協議題として、さらに効果的な取組となるようグループで話し合う。

また、「なかよく 楽しい 学校生活を送るための標語」の選定を行う。

### 3 参加者

代表児童生徒2名、教員1名

### 4 日程等

- (1) 日時 令和7年12月26日（金）午前9時15分から午前11時30分まで
- (2) 会場 上尾市立富士見小学校 体育館

### 5 内 容

- (1) 協 議
  - ア 基調提案
  - イ 基調提案を受けた話し合い
  - ウ 取組成果の発表
  - エ グループ協議 協議題「いじめを生まないための取組を改善しよう」
- (2) 振り返り
  - ア 各グループの協議内容の紹介
  - イ 感想発表





○ネットトラブル防止啓発資料の作成

・啓発内容

ネットトラブルを防ぎ、情報機器を安全に使用するための「行動指針」

・作成物

令和4、5年度・・・クリアファイルを配付

令和6、7年度・・・付箋を配付

・作成個数

11, 100個作成

・配付対象

市内小学校配布（対象：1, 3, 5年生）

市内中学校配布（対象：1, 3年生）

市内高等学校配布（対象：1年生）

市内特別支援学校配布（対象：小学部第5学年～高等部第1学年）

**上尾市・ネットトラブル防止宣言**

**ネット社会  
子供を守る  
大人の目**

**行動指針**

**あ** 与える前に、  
十分検討しましょう！

**げ** ゲーム機やスマホの使用の  
ルールを決めましょう！

**お** 親が見守り、気軽に相談  
できるようにしましょう！




上 尾 市  
上尾市教育委員会  
上尾市PTA連合会  
上尾市青少年育成連合会  
上尾市生徒指導推進協議会



# 資料 1 2

## いじめの防止に関するアンケート等の実施について

### 1 趣旨

いじめは決して許されないことであり、また、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものである。いじめをいち早く把握し、迅速且つ組織的に対応するためには、児童生徒の実態を常に把握することが重要である。

教育委員会では、各学校が児童生徒の実態をより詳細に把握するために、児童生徒及び保護者を対象とするアンケートを作成するとともに、保護者用チェックリスト、教師用チェックリストを作成している。

各学校においては、アンケートを実施するとともに、児童生徒の実態把握に努め、全ての児童生徒が、なかよく元気に学校生活を送ることができる学校の実現に努める。

### 2 アンケート調査の実施について

#### (1) 学校の生活アンケート（様式1～様式3）

- ・毎月1回実施する。
- ・アンケートの実施は、全校（または学年ごとに）一斉に行う。
- ・原則として記名とするが、記名とすることに支障がある場合は、無記名でも良い。
- ・回収にあたっては、記入した内容が周りに分からないように十分配慮する。

#### (2) 子供のサイン発見アンケート（別紙2）

- ・每学期1回実施する。
- ・アンケートの実施は、全家庭を対象に一斉に行う。
- ・原則として記名とするが、記名とすることに支障がある場合は、無記名でも良い。
- ・アンケート用紙は、原則として封筒に入れて配布し、回収にあたっては、配布した封筒に入れて担任に提出してもらう。

### 3 アンケート結果の処理

- ・アンケートに「いじめ」または「いじめが疑われる」記載があった場合、担任は、速やかに管理職に報告するとともに、全教職員の共通理解を図り、「職員会議」、「学年会議」、「生徒指導委員会」及び「いじめ対策支援チーム」等において、組織的且つ適切に対応する。
- ・「アンケート用紙」については、5年間保存する。なお、小学校卒業に当たり、いじめが解消できていない場合は小学校長から中学校長へ引き継ぐ。

#### ※留意事項

アンケートの実施に限らず、児童生徒及び保護者からいじめに関する相談があった場合には、常に迅速且つ真摯に対応する。

#### 4 子供のサイン チェックリスト（別紙3）

- ・全家庭に配布し、保護者が子供の様子を観察する際の資料として活用する。

#### 5 いじめのサイン発見 チェックリスト（様式4）

- ・毎月1回チェックリストで児童生徒の様子を観察する。
- ・チェックリストは、学年主任、生徒指導主任が集約し、速やかに校長、教頭に報告するとともに、職員会議及び生徒指導委員会等で報告し、全教職員で共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・「アンケート用紙」については、5年間保存する。なお、小学校卒業に当たり、いじめが解消できていない場合は小学校長から中学校長へ引き継ぐ。

#### 6 教育委員会への報告

- ・学校でいじめを認知した場合は、「いじめ認知後の流れ」（別途通知）に従って、教育委員会に報告する。

保護者 様

上尾市教育委員会

上尾市立 学校

### 子供のサイン発見アンケート（家庭用）

保護者の皆様には、日頃より本市教育行政、本校教育活動にご理解・ご支援をいただきまして、ありがとうございます。

さて、学校では、「いじめはどこの学校でも、どの子にも起こり得ることである」との強い危機意識を持ち、学校生活アンケート等を実施し、児童生徒の心配ごとや悩みの把握と、早期対応に努めております。

児童生徒のより一層の実態把握に努め、いじめ防止を図り、楽しい学校生活を送れるようにするため、保護者の皆様に以下のアンケートにご協力をお願いいたします。

記入済みのアンケートにつきましては、アンケートの入ってありました封筒にお入れいただき、学校まで提出をお願いいたします。

なお、以下の項目に当てはまり、特に気になる内容がある場合には、担任に御相談ください。

年 組 保護者氏名

お名前は記入されなくてもかまいません。

お子さまに、あてはまる場合は○を、あてはまらない場合は×をつけてください。

番号	項 目	○×
1	食欲がなかったり、朝から体の不調を訴えたり、登校をしづらくなった。	
2	すり傷やあざ等を隠すようになった（自分でけがをしたと言う）。	
3	友だちからの電話やメールに、暗い表情が見られるようになった。	
4	衣類が汚されていたり、学用品などが壊されたりすることが増えた。	
5	家からお金を持ち出したり、使い道のはっきりしない小遣いなどを要求したりするようになった。	
6	「転校したい」、「引っ越しをしたい」と言うようになった。	
7	家で与えた以上のお金や買い与えていない物を持っている。	

その他、気になることがありましたらお書きください。

**子ども・いじめホットライン・ホットメール**  
 電 話 0120-556-290（フリーダイヤル）  
 メール 556soudan@city.geog.jp



## 子供のサイン チェックリスト

上尾市立〇〇〇学校

以下の項目を参考に、お子様の様子をご覧ください。当てはまる項目があり、度重なったり、継続したりする場合は、担任にご相談ください。

番号	項目
1	表情が暗くなり、学校のことをあまり話さなくなった。
2	食欲がなかったり、朝から体の不調を訴えたり、登校をしづらくなった。
3	感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。
4	すり傷やあざ等を隠すようになった（自分でけがをしたという）。
5	家族と過ごすことを避け、部屋にひとりでいることが多くなった。
6	友だちからの電話やメールに、暗い表情が見られるようになった。
7	衣類が汚されていたり、学用品などが壊されたりすることが増えた。
8	投げやりな態度が増え、集中力が続かないようになった。 言葉遣いが乱暴になった。
9	家からお金を持ち出したり、使い道のはっきりしない小遣いなどを要求したりするようになった。
10	「転校したい」、「引っ越しをしたい」と言うようになった。
11	友だちへの口調が命令口調になってきた。
12	家で与えた以上のお金や、買い与えていないものを持つようになった。



お子様の様子で気になるところがありましたら、いつでもご相談ください。【学校ℓ: 〇〇〇-〇〇〇〇】

子ども・いじめホットライン・ホットメール

電話 0120-556-290（フリーダイヤル）

メール 556soudan@city.ageo.lg.jp

がっこう せいかつ あんけーと ていがくねんよう  
**学校の生活アンケート(低学年用)**

( 月から 月ころのできごと)

※ このアンケートは、みんなでなかよく元気に学校で生活するためにおこないます。自分の正直な気持ちなどを書いてください。

1 あてはまるこたえを○でかこんでください。

番号	しつもん	こたえ
1	がっこう たの 学校にくるのが楽しい。	たの 楽しい ・ たの 楽しくない
2	いえ ひと がっこう せんせい はなし 家の人や学校の先生とよく話をする。	する ・ しない
3	がっこう い おも ひ いやなことがあり 学校に行きたくないと思う日がよくある。	ある ・ ない
4	ともだちから なかまはずれにされることがよくある。	ある ・ ない
5	ともだちから たたかれたり、けられたりすることがある。	ある ・ ない
6	ともだちから いじわるをされることがよくある。	ある ・ ない
7		

2 ともだちをいじめていたり、ともだちがいじめられていたりするのを見たことがありますか。クラスでよくがんばっている人はいますか。いましたら、下に書いてください。

○なまえをかける人は書いてください

(なまえ )

あげおし ぼうしこどもさみつとせんげん  
**上尾市いじめ防止子供サミット宣言**

【上尾・原市・瓦葺 中学校区】 相談とアドバイスで明るい雰囲気をつくります。

【上平・東 中学校区】 決めつけをせずに、正しい区別をして、直接話します。

【西・大石中学校区】 「いじめの線引き」を理解し、自分の行動が正しいのかを考えます。

【太平・大石南中学校区】 相手の立場になって、思ったことをしっかり伝えます。

【南・大谷中学校区】 言葉や行動に責任をもち、正しい選択をします。

## 学校の生活アンケート(中・高学年用)

※ このアンケートは、みなさんが楽しく元気に学校生活を送ることができるよう、みなさんと先生が  
いっしょになって考えるために行うものです。心の中のことなどを正直に教えてください。

( 月から 月ころのできごと)

1 自分に当てはまるときは○を、当てはまらないときは×をつけてください。

番号	項 目	○ ×
1	学校生活は楽しい。	
2	こまったときに親や先生、友だちなどそうだんする人がいる。	
3	いやなことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。	
4	いやなことがあり、朝からお腹がいたかったり、頭がいたかったりする日が多い。	
5	自分の持ち物をかくされたり、こわされたりすることがある。	
6	自分の名前が黒板や教室のかべなどにらくがきされていることがある。	
7	友だちに、自分のお金や持ち物をあげたりすることがある。	
8	クラスの人に話しかけたときに“むし”されることが多い。	
9	何か失敗をしたり、まちがえたりすると、クラスで笑われることがある。	
10	なかまに入れてもらえないことがある。	
11	係の仕事などを押しつけられることがある。	
12	いやな気持ちになる言葉を言われることがある。	
13	かげ口を言われたり、遠くで笑われたりしていることがある。	
14	友だちからたたかれたり、けられたりすることがある。	
15	けいたい電話・スマホを使ってSNSサイト《ライン、エックス(旧ツイッター)、フェイスブック、インスタグラムなど》に悪口などを書かれる。	
16		

各校の実態に合わせて、質問項目を設定、または欄を削除してください。

2 あなたのまわりで、いじめられていたり、だれかをいじめたりしている人を見たことがありますか。あなたのまわりで、クラスや友だちのためにがんばっている人はいますか。いましたら、内容をぐたいてきに書いてください。

○自分の名前を書いてもいい人は書いてください。(名前 )

### あげおし ほうしこどもさ み っ とせんげん 上尾市いじめ防止子供サミット宣言

【上尾・原市・瓦葺中学校区】 相談とアドバイスで明るい雰囲気をつくります。

【上平・東中学校区】 決めつけをせずに、正しい区別をして、直接話します。

【西・大石中学校区】 「いじめの線引き」を理解し、自分の行動が正しいのかを考えます。

【太平・大石南中学校区】 相手の立場になって、思ったことをしっかり伝えます。

【南・大谷中学校区】 言葉や行動に責任をもち、正しい選択をします。

## 学校の生活アンケート(中学校用)

※ このアンケートは、皆さんが楽しく元気に学校生活を送ることができるよう、皆さんと先生が一緒になって考えるために行うものです。心の中のことなどを正直に教えてください。

( 月から 月頃の出来事)

1 自分に当てはまるときは○を、当てはまらないときは×をつけてください。

番号	項目	○ ×
1	学校生活は楽しい。	
2	困ったときに保護者や先生、友だちなど相談する人がいる。	
3	学校生活で嫌なことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。	
4	学校生活で嫌なことがあり、朝からお腹が痛かったり、頭が痛かったりする日が多い。	
5	自分の持ち物を隠されたり、壊されたりすることがある。	
6	自分の名前が黒板や教室の壁などに落書きされていることがある。	
7	友だちに、金品を要求されることがある。	
8	クラスの人に話しかけたときに無視されることが多い。	
9	何か失敗をしたり、間違えたりすると、クラスで笑われることがある。	
10	仲間に加えてもらえないことがある。	各校の実態に合わせて、質問項目を設定、または欄を削除してください。
11	係の仕事やそうじ分担などを押しつけられることがある。	
12	嫌な気持ちになる言葉を言われることがある。	
13	陰口を言われたり、遠くで笑われたりしていることがある。	
14	友だちからたたかれたり、けられたりすることがある。	
15	携帯電話・スマホを使ってSNSサイト(LINE、X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram など)等に悪口などを書かれる。	
16		
17		

2 あなたの周りで、いじめられていたり、誰かをいじめたりしている人を見たことがありますか。あなたの周りで、クラスや友達のために頑張っている人はいますか。いましたら、内容を具体的に書いてください。

○自分の名前を書いてもいい人は書いてください。(名前 )

### 上尾市いじめ防止子供サミット宣言

- 【上尾・原市・瓦葺中学校区】 相談とアドバイスで明るい雰囲気をつくります。
- 【上平・東中学校区】 決めつけをせずに、正しい区別をして、直接話します。
- 【西・大石中学校区】 「いじめの線引き」を理解し、自分の行動が正しいのかを考えます。
- 【太平・大石南中学校区】 相手の立場になって、思ったことをしっかり伝えます。
- 【南・大谷中学校区】 言葉や行動に責任をもち、正しい選択をします。

様式4

いじめのサイン発見 チェックリスト(教職員用)

記入者 ( )

場面	番号	項 目	該当児童生徒名
登校時	1	登校時刻が遅れがちである。	
	2	表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3	服装が汚れたり破れたりしている。	
健康観察	4	遅刻や欠席が続いている。	
	5	腹痛や頭痛が続いている。	
	6	話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7	おどおどした様子が見られる。	
	8	発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9	班やグループを作る時に孤立している。	
	10	提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
	11	机が離されていたり、配布物がとばされたりしている。	
	12	教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	13	遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	14	周りからちょっかいを出されている。	
	15	職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	16	人目の付かない場所に行くことが多い。	
給食・清掃	17	給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	18	給食の食べ残しが多い。	
	19	周囲の友だちと会話が弾まない。	
	20	準備や片付けなど、仕事を押しつけられている。	
	21	清掃時に机を運んでもらえない。	
下校	22	下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	23	一人で帰ることが多い。	
その他	24	作品や掲示物、机等に落書きや破損が見られる。	
	25	持ち物等が隠されたり、なくなったりすることがある。	
	26	日記等に、嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	27	急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	
その他気付いたこと			

※ 毎月1回( )日全教職員がチェックする。

※ チェック日にかかわらず、チェックリストの項目に該当する児童生徒を認知した場合は、遅滞なく校長、教頭、生徒指導主任、学年主任に報告する。

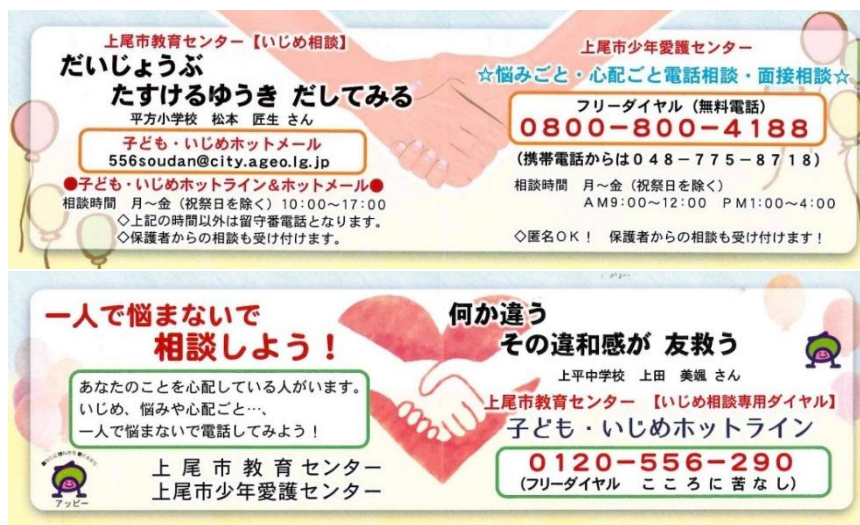
## ① 子ども・いじめホットライン・ホットメール

### 1 設置目的

いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、市内児童生徒および保護者からのいじめに関する相談を24時間受け付ける。

### 2 広報活動

(1) 「いじめ電話相談カード」を小学校1年生に配布



(2) 広報「あげお」に掲載している。

<b>いじめ相談</b> いじめに関する相談(電話)	(土)日祝を除く毎日 10:00~17:00
<b>子ども・いじめホットライン・ホットメール</b> ☎ 0120-556-290(フリーダイヤル) ✉ 556soudan@city.ageo.lg.jp	

### 3 活 用

ホットライン・ホットメールに入った情報は、学校へ情報提供するなど、いじめの早期発見、早期対応に役立てている。

令和7年度相談件数

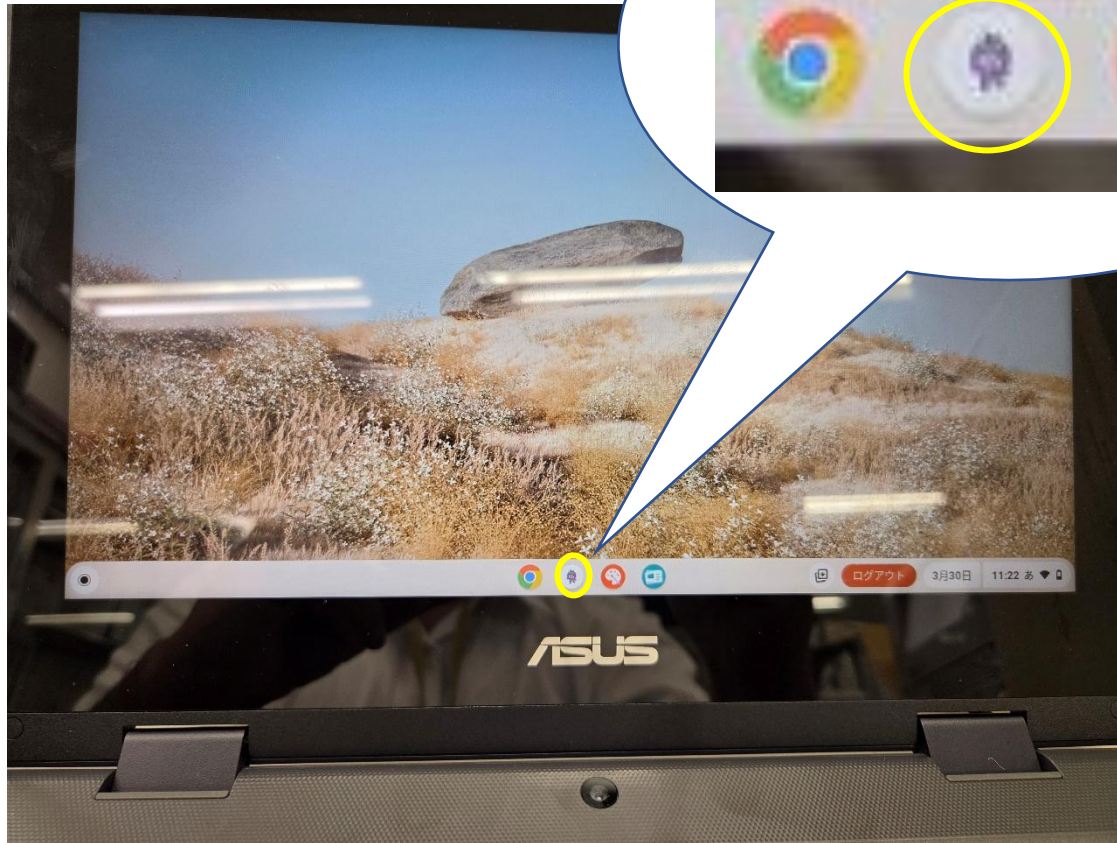
- ・いじめホットライン2件
- ・いじめホットメール2件

(令和7年12月末時点)

ICT 端末（児童用）タスクバーに「小中学生のための相談窓口」を常駐

利用方法

①「小中学生のための相談窓口アプリ」を押下する。



②相談したい「なやみの種類」を選択する。

小中学生のための相談窓口

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2025年8月7日更新 ページID：0374202

学校や家庭において、なやんでいることはありませんか？

なやみがある場合は、学校の先生などちかくの大人に相談（そうだん）しましょう。

ちかくの大人に相談がしづらい場合や、できない場合は、専門（せんもん）の相談窓口（そうだんまどぐち）があるので、下に書いてある「なやみの種類」から近いものをえらんで、相談してみてね。

※相談窓口で相談を聞いてくれる人は、みなさんと同じようななやみをたくさん聞いている専門の人なので、安心してなんでも相談してね。

相談でなくても、少し話をするだけでも気持ちが楽になることもあります。間違ってもかまわないので、なんでも話をしてみてね。

▶ なやみの種類（しゅるい）

下にある「いじめについて」、「生活について」、「家族のお世話について」の中から、近いなやみのボタンをえらんで押してね。

ボタンを押すとお話のできる専門の場所がわかるよ。

<p><b>いじめについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともだちが無視（むし）されることがある。</li> <li>・ともだちに叩かれる（たたかれる）ことがある。</li> </ul> <p>など</p>	<p><b>生活について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活について、なやみがある。</li> <li>・家族や人間関係について、なやみがある。</li> <li>・性について、なやみがある。</li> </ul> <p>など</p>	<p><b>家族のお世話について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のお世話で、つらいと感じることがある。</li> <li>・家族のお世話を、自分の時間がもてない。</li> <li>・家族のお世話で、習い事や部活ができない。</li> <li>・家族のお世話で、学校を休んでしまう。</li> </ul> <p>など</p> <p>※相談内容は市役所で管理するため、学校や家族に直接知られることはないので、安心してください。</p>
--	--	---

③リンク先に表示される相談先に連絡する。

(「いじめについて」を押下した場合)

## 子ども・いじめホットライン



### 【いじめ相談】

いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホット」を受け付けています。子どもたちのSosを受けとめるとともに、いじめの解消に向け

「子ども・いじめホットライン」 電話 0120-556-290 (フリーダイヤル)

「子ども・いじめホットメール」 電子メール [556soudan@city.ageo.lg.jp](mailto:556soudan@city.ageo.lg.jp)

＜相談時間＞ 月から金（祝祭日を除く）10時00分から17時00分

※上記の時間以外は留守番電話となります。

※保護者からの相談も受け付けます。



(「生活について」を押下した場合)

## 自分のことを大切にするための相談

印刷用ページを表示する 掲載

### 自分のことを大切にするための相談

### 悩みがあったら、話してみよう


国、県、上尾市が設置している  
各種相談窓口から、  
悩みの種類に合わせて連絡

#### 子どもの相談先（こどもむけ）

相談場所	電話やメールなど	その他
24時間子どもSosダイヤル 【にじゅうよじかんこどもえ すおーえすだいやる】 (文部科学省)	0120-078-310	毎日 24時間受付
子どもスマイルネット 【こどもすまいるねっと】 (埼玉県)	048-822-7007	毎日 10時30分から18 時00分
子どもの人権110番 【こどものじんけんひやくと うばん】 (さいたま地方法務局)	0120-007-110 または 048-859-3515 メール Line相談はHPから <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a>	平日 8時30分から17 時15分
よい子の電話教育相談 【よいこのでんわきょういく	#7300 または 0120-86-3192	18歳までの埼玉県の人

(「家族のお世話について」を押下した場合)

## ヤングケアラー相談窓口

 印刷用ページを表示する 掲載日：2025年6月6日更新 ページ

### 上尾市ヤングケアラー相談窓口（市役所5階 子ども家庭保健課内）

自分がヤングケアラー・若者ケアラーかと思ったとき、周りにヤングケアラー・若者ケアラーかと思う人がいたとき、市の窓口にご相談ください。

1 電話で相談する場合（平日9時から17時まで※年末年始を除く）

- ・18歳までの方専用の無料ダイヤル 0120-677-727
- ・上記以外の方（18歳までの子の保護者を含む） 048-783-4964（子ども家庭保健課直通）

2 メールで相談する場合（確認後、順次回答いたします）

s172100@city.ageo.lg.jp

3 Webから相談申請をする場合

上尾市ホームページから申請できます。

 みんながのりこ

# 資料 15

## <様式B>児童生徒のいじめに係る報告書(速報概要)

様式Cによる報告の有無

※本様式で報告する事案は、原則、いじめの情報を把握してから1週間以内に初期対応を行い、提出願います。

学校名  校長名  報告者(教頭)

いじめの認知日 令和  年  月  日

報告日 令和  年  月  日

### 1 対象児童生徒について

年  組 名前  担任

※部活動が関係する場合、所属部・顧問名をご記入ください。 →

欠席日数 前々月  前月  今月

### 2 関係児童生徒について

年  組 名前  選択してください

年  組 名前  選択してください

年  組 名前  選択してください

### 3 いじめの態様(該当する項目に√を入れてください)及び概要について

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる                                     | <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる             |
| <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする                                  | <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする      |
| <input type="checkbox"/> 金品をたかられる  | <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする |
| <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする                                | <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話等で、誹謗や中傷などをされる       |
| <input type="checkbox"/> 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。 |  |
| <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>  |  |

いじめの概要(訴えのあったいじめ行為が発生した時間、場所、またその経緯等について、数値や言葉等を含め、具体的かつ客観的に記載してください。)

### 4 初期対応について

①いじめの情報把握日 令和  年  月  日

- |                                    |                                      |                                  |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教職員等による発見 | <input type="checkbox"/> アンケート調査     | <input type="checkbox"/> 本人からの訴え |
| <input type="checkbox"/> 保護者からの情報  | <input type="checkbox"/> 周囲児童生徒からの情報 |                                  |

②対象児童生徒聴き取り日 令和  年  月  日

対応者①  対応者②  時間  場所

③管理職等報告日 令和  年  月  日

④対策会議初回実施日 令和  年  月  日

(管理職による対応指示を含みます)

参加者①  参加者②  参加者③  参加者④

参加者⑤  参加者⑥  参加者⑦  参加者⑧

⑤関係児童生徒聴き取り日 令和  年  月  日

名前  対応者①  対応者②  時間  場所

名前  対応者①  対応者②  時間  場所

名前  対応者①  対応者②  時間  場所

### ⑥児童生徒に聴き取りを行ったことを保護者に連絡した

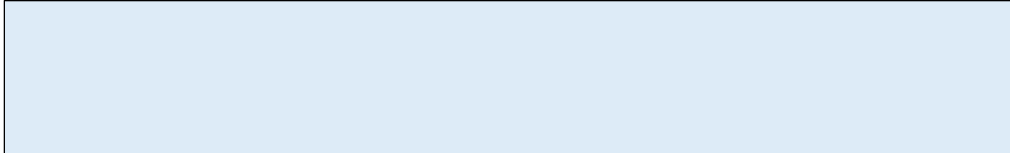
対象児童生徒保護者 令和  年  月  日  
関係児童生徒保護者

名前  令和  年  月  日

名前  令和  年  月  日

名前  令和  年  月  日

4 初期対応の後の対応について(指導や謝罪の状況、保護者の状況、今後の予定等について客観的に記載してください。)



## ⑥ 令和7年度「いじめを考える授業」研究協議会

### 1 目的

「いじめを考える授業」の参観、研究協議を通して、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや、学年・学級経営方法等について学び、いじめ問題に対する指導力を高める。

### 2 概要

各上尾市立小・中学校のいじめの未然防止に繋がる「いじめを考える授業」の実践やいじめの未然防止の取組を確認し、より効果的な授業実践や取組について、協議する。

3 参加者 各上尾市立小・中学校特別活動主任等（34人）

### 4 日程等

- (1) 日時 令和7年9月30日（火）午後1時25分から午後4時30分まで
- (2) 場所 上尾市立大谷小学校 教室

### 5 内容

#### (1) 提案授業

- ・令和7年9月30日（火）実施
- ・教科等 学級活動（2）（イ）
- ・教材名 「いじめをなくすために」
- ・授業者 上尾市立大谷小学校 高橋 美穂 教諭

#### (2) 研究協議

- ・指導者 上尾市教育委員会学校教育部指導課指導主事 飯島 幸司



教師用指導資料

## いじめを見逃さない学校を目指して

上尾市教育委員会

いじめは決して許されないことであり、また、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものです。また、いじめにより児童生徒自らが命を絶つという取り返しのつかない事態につながる危険性もはらんでいます。この教師用指導資料は、学校がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速かつ組織的に対応し、いじめを見逃さない学校を実現するために作成しました。

### いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの「7つの特徴」は

- 1 **いじめの初期は、言葉の暴力から始まる**
  - ・きもい・うざい・死ね・むかつく・ださい・ばい菌・くさい・障害者など
- 2 **いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい**
  - ・じゃれあいやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 **集団化してくる**
  - ・いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化してくる
- 4 **長期化すると陰湿化・悪質化する**
  - ・いじめに気付かないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 **場面が変われば立場も変化する**
  - ・小学校ではいじめる側だったのに、中学校では自分がいじめられる
- 6 **犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある**
  - ・暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 **教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある**
  - ・教師の不用意な発言や児童生徒への接し方が、児童生徒をいじめの対象にしてしまう

### ○ いじめはあるものと思う

いじめはないと思い込んでしまうと、見えるものも見えなくなる。

教職員一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

### ○ いじめは教師の目の届かないところで多く行われる

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われる。児童生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

### ○ いじめに気付かない・注意しない教師の前では、だんだんエスカレートする

教師がいじめに気付かないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。誠意をもった態度が、相談しやすい「先生」となる。

### ○ 保護者との連携及び信頼関係の醸成を図る

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。保護者との信頼関係は、いじめを早期に発見し解決する上で極めて大切である。

### ○ SNS等、インターネットを通じて行われるいじめについて啓発する

SNS等、インターネットを通じて行われるいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性がある。児童生徒の携帯電話や、スマートフォン、インターネットの利用実態等を適切に把握し、情報モラル教育等により具体的な事例を挙げ、予防に努めることが大切である。

◎ 以下の項目に当てはまる場合は、直ちに児童生徒に声をかける。

【 登 校 】

- 登校時刻が遅れがちである。
- 表情が暗く、あいさつの声が小さい。
- 服装が汚れたり破れたりしている。

【 健康観察 】

- 遅刻や欠席が続いている。
- 腹痛や頭痛が続いている。
- 話しかけても目を合わせようとしない。

【 授 業 中 】

- おどおどした様子が見られる。
- 発表を笑われたり、からかわれたりしている。
- 班やグループを作る時に孤立している。
- 提出物や学習用具を続けて忘れる。
- 机が離されていたり、配布物がとばされたりしている。
- 教科書やノートに落書きが多く見られる。

【 休み時間 】

- 遊んでいるときにも笑顔が少なく、表情が暗い。
- 周りから、ちょっかいを出されている。
- 職員室や保健室に出入りすることが多い。
- 人目の付かない場所に行くことが多い。

【 給食・清掃 】

- 給食配膳時に避けられる様子が見られる。
- 給食の食べ残しが多い。
- 周囲の友だちと会話が弾まない。
- 準備や片付けなど、仕事を押しつけられている。
- 清掃時に机を運んでもらえない。

【 下 校 】

- 下校時刻になっても学校に残ろうとする。
- 一人で帰ることが多い。

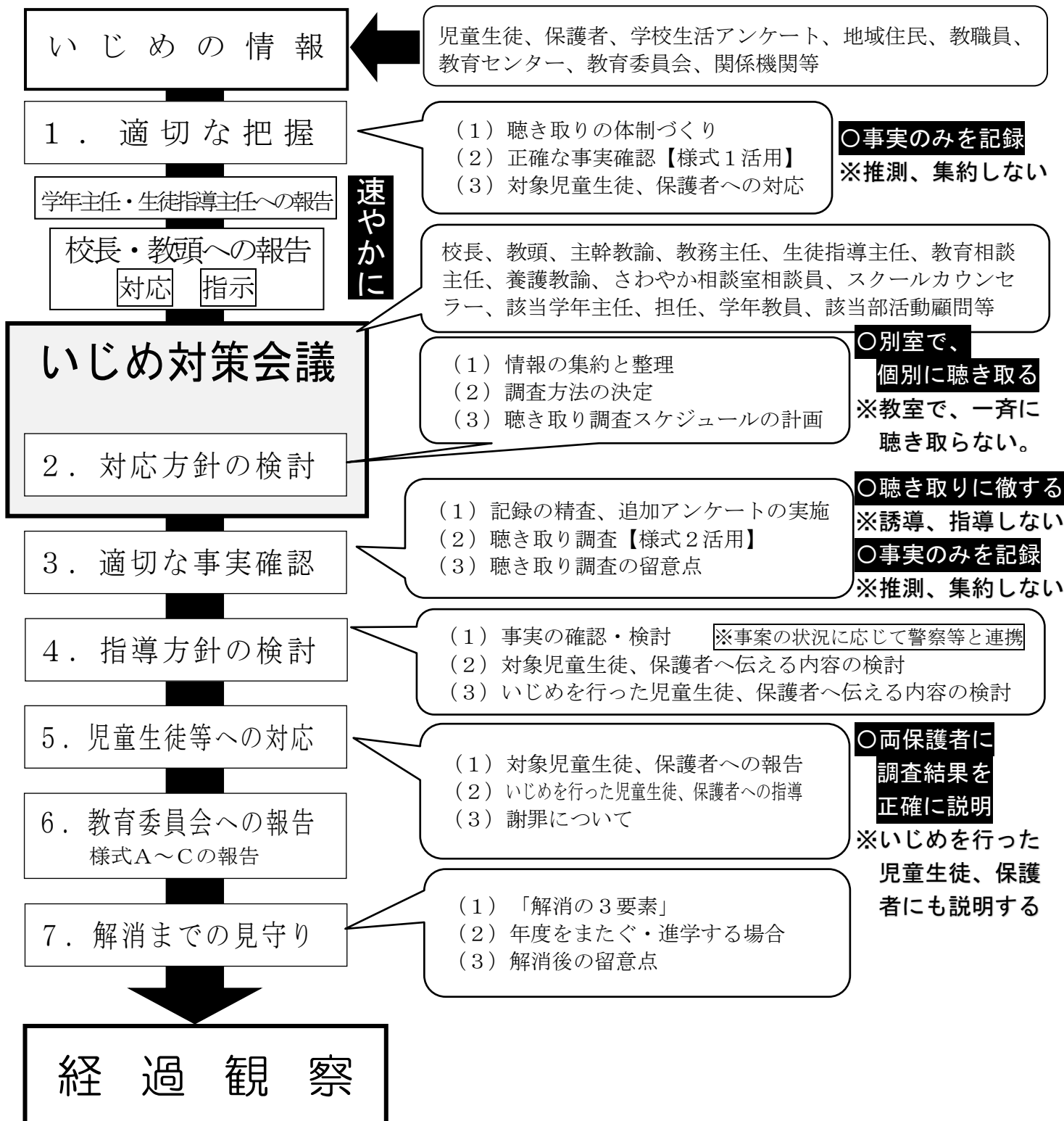
【 その他 】

- 作品や掲示物、机等に落書きや破損が見られる。
- 持ち物等が隠されたり、なくなったりすることがある。
- 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。
- 日記等に、嫌だったことなどをよく書いてくる。
- 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。

# いじめを認知した際の具体的対応 フロー図

## いじめが生じた際は

- \* 「いじめではない」と否定せず、疑いがあるものとして捉える。
- \* 学校が組織として、いじめの事実を確認する。
- \* 家庭や関係機関との連携を密にし、学校のみで解決することに固執しない。



## 1. 適切な把握

### (1) 聴き取りの体制づくり

ア 安心できる環境づくり：周囲の目が気にならず、落ち着いて話せる場所を確保する。

イ 担当者の決定：信頼関係のある教職員を含め、複数名で対応する。

(事案に応じて対象児童生徒と同性の教職員を配置する)

ウ 秘密を守る：対象児童生徒に「秘密は守る」「全力で守る」と伝え、不安を和らげる。

### (2) 正確な事実確認

ア 5W1Hの徹底：「いつ、どこで、だれに、どんなことをされたか」を正確に聴き取る。

イ 記録に残す（公文書）：教職員の主観的な気持ちを入れず、児童生徒が話した事実のみを「いじめ訴え聴き取り記録用紙」**様式1**に記録する。

### (3) 対象児童生徒、保護者への対応

ア 安全性の保証：継続して支援していく等を約束し、対象児童生徒の不安を和らげる。

イ その日のうちに：第一報の時点で必ず当日中に行う。

ウ 情報の共有：把握した内容の事実のみを正確に伝え、家庭での様子を把握する。

## 2. 対応方針の検討

### (1) 情報の集約と整理

ア 聴き取り内容の共有：教職員が聴き取った内容を対策組織にて共有を図り、いじめの内容を把握する。

イ 聴き取り内容の整理：「いつ、どこで、だれに、どんなことをされたか」について、どのような内容を、どのような質問で尋ねるか検討する。

### (2) 調査方法の決定

事実関係を明らかにするために、以下の方法から最適な組み合わせを検討する。

ア 資料の精査：過去の指導記録や、これまでの学校生活アンケート等を見直す。

イ 児童生徒への聴き取り：関係児童生徒、見ていたとされる児童生徒に話を聴く。

ウ アンケートの実施：必要に応じて、学級全体へ調査を行う。

### (3) 聴き取り調査スケジュールの計画

児童生徒への聴き取りは、以下の3つを検討しながら計画を立てる。

- ・個別：心理的安全性を担保する。
- ・別室：周囲の目が気にならず、落ち着いて話せる環境で行う。
- ・同時：口裏合わせや情報漏れを防ぐ。

### 3. 適切な事実確認

#### (1) 記録の精査、追加アンケートの実施

- ア 資料の精査：個人面談記録、過去のアンケート等を再点検する。
- イ 追加アンケートの実施：情報が不足する際は、新たに実施する。

#### 検討内容

- ・対象児童生徒の名前をどこまで出すか。 ・調査範囲はどこまでとするか。
- ・記名式とするか。 等

※追加アンケートを実施する際は、事前に必ず対象児童生徒の保護者へ連絡し、調査方法や調査内容について理解を得る。

#### (2) 聴き取り調査

- ア 個別・別室・同時：口裏合わせを防ぎ、整合性を保つため、複数の教員で一斉に行う。
- イ 質問項目を定める：予め質問項目を決めておき、聴き手による差をなくす。  
聴き取り時間が長時間にならないよう配慮する。

#### (3) 聴き取り調査の留意点

- ア 質問の仕方：5W1Hを明確にした質問を行う。  
教職員が答えを誘導せずに、児童生徒自身の言葉で話させる。
- イ 聴き取り方：聴き取り調査中は、「指導」を行わず、「聴き取り」に徹する。
- ウ 視覚化の工夫：発言が曖昧なときは、当時の位置関係や状況を図に表して確認する。
- エ 記録の作成（公文書）：教職員の主観的な気持ちを入れず、児童生徒が話した事実のみを「事実確認聴き取り記録用紙」様式2に記録する。

### 4. 指導方針の検討

#### (1) 事実の確認・検討

聴き取り調査の結果やアンケート調査の結果、複数の資料から事実を確認する。

※いじめ行為が曖昧な際は、周囲の児童生徒への聴き取りや、追加アンケートを速やかに行う。なお、聴き取り調査が長引く場合は、対象児童生徒保護者の不安を払拭するため、現時点での状況を共有する。

#### (2) 対象児童生徒、保護者へ伝える内容の検討 「何を、どのように伝えるか」

- ア 事実確認の結果
- イ いじめを行った児童生徒への指導方針
- ウ 今後の支援方法
- エ 再発防止策

#### (3) いじめを行った児童生徒、保護者へ伝える内容の検討 「何を、どのように伝えるか」

- ア 事実確認の結果
- イ 指導方針

※上記（2）及び（3）における「ア」については、必ず、明らかになった事実確認の結果をそのまま正確に伝えるようにする。

## 5. 児童生徒等への対応

### (1) 対象児童生徒、保護者への報告

- ア 事実確認の結果：調査を通して明らかになった結果を伝える。  
明らかにならなかったことがある場合も、対象児童生徒、保護者の心情に寄り添いつつ丁寧に説明する。
- イ いじめを行った児童生徒への指導方針：どのような指導を行うか説明する。
- ウ 今後の支援方法：安心、安全に学校生活を送れるような支援方法を説明し、全教職員で見守る姿勢を示す。
- エ 再発防止策：同様の事案が発生しないようどのような策を講じるか説明する。

### (2) いじめを行った児童生徒、保護者への指導

- ア 事実確認の結果：調査を通して明らかになった結果を伝える。  
明らかにならなかったことがある場合も、丁寧に説明する。
  - イ 指導：行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にしてはいけないことを説明する。  
行為の背景にも目を向け再発防止に向けた継続的なケアを行うことを説明する。
- ※いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、時には寄り添い、時には毅然とした態度で対応し、対象児童生徒が受けたいじめの状況等を正確に伝え、事態の重大さを説明する。  
その上で、学校の指導方針をしっかりと伝え、今後の対応への協力を得る。

### (3) 謝罪について

- ア 対象児童生徒、保護者に「謝罪を受け入れる意思」があるか確認する。
- イ いじめを行った児童、保護者に「謝罪の意思」があるか確認する。
- ウ 謝罪は教職員の同席のもとで行う。

## 6. 教育委員会への報告

### (1) 様式Aについて（月例一覧）

- ア 認知した全てのいじめについて記録する。
- イ 認知したらその都度記録しておく。

### (2) 様式Bについて（速報概要）

- ア 様式Aのみで報告する要件に当てはまらない事案について作成する。
- イ 関係児童生徒が複数の場合、悪質な場合等に作成し、原則、認知後一週間以内に提出する。

### (3) 様式Cについて（速報詳細）

- ア いじめ重大事態として対応する事案、深刻な事案について作成する。
- イ 認知後、1週間以内に提出する。

## 7. 解消までの見取り

### (1) 「解消の3要件」

以下の3つが全て満たされる必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月間）継続していること。
- ②いじめを受けた本人が苦痛を感じていないこと。
- ③対象児童生徒の保護者が本人に苦痛を感じていないことを確認していること。

### (2) 年度をまたぐ・進学する場合

- ア いじめが解消に至るまでの間、対象児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責務があるため、年度内に解消しない場合は、次の学級担任へ確実に引き継ぎを行う。
- イ 小学校6年生、また、中学校3年生で発生したいじめが未解消のまま進学した場合、解消確認は認知した学校が行う。

### (3) 解消後の留意点

「いじめが解消している状態」とは、あくまで一つの段階であるため、再発の可能性を常に念頭に置き、当該児童生徒たちの関係性を日常的に深く見守る。観察した内容は、必要に応じて、記録に追記し、次の学級担任へ引継ぎを行う。

## 各種記録の保存年限について

### (1) 実施年度後5年間

保管方法は問わないが、実施年度及び保存年度を記載し適切に管理する。

- ①学校の生活アンケート（児童生徒対象）
- ②子供のサイン発見アンケート（保護者対象）  
(例) 令和7年度実施アンケート  
→令和12年度末まで保存

### (2) 認知年度後5年間

～令和8年度より～  
年度、月ごとに「いじめ事案」に係る①から⑤の記録をデータで保管する。

【保管場所】

「ファイリングシステム  
フォルダ管理表」  
生徒指導フォルダ内

- ①対策会議記録（会議録）
- ②いじめ訴え聴き取りシート **様式1**
- ③事実確認聴き取り記録用紙 **様式2**
- ④児童生徒への支援及び指導を行った記録（対応記録）
- ⑤教育委員会への報告様式 等

(例) 令和7年度認知

→令和12年度末まで保存

様式等記入上の注意

- ①様式1、2は、そのまま公開対象文書となります。
- ②児童生徒の発言が分かるよう客観的な記録となるよう努めてください。

### (3) 卒業後5年間

～令和8年度より～  
年度ごとに「重大事態」に係る記録をデータで保管する。 【保管場所】

「ファイリングシステム  
フォルダ管理表」  
生徒指導フォルダ内

- ①重大事態として対応した事案に関する資料（アンケート、聴き取り記録 等）

(例) 令和7年度小学校3年生児童 いじめ重大事態認定

令和8年度小学校4年生児童 調査終了案件

→令和15年度末まで保存 ※指導要録（指導）と同様

## 【取組例1】組織的ないじめの認知

●対象児童 小学5年男子A（1名） ●関係児童 小学5年男子B、C、D（3名）

## ●いじめの概要

- 小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者より学級担任に相談があった。
- Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのことであった。

## ●事案の経緯及び対応

## いじめの発見

- 担任は保護者からの相談により、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや心身の状況を丁寧に聞き取るとともに、今後、校内いじめ防止対策会議（学校いじめ対策組織）に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、今後、保護者と相談の上で進めていくことを話した。
- 担任は、保護者からの相談内容を学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに校内いじめ対策会議を開催した。対策会議では、これまでに実施したアンケートや関係児童の生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。
- 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

## 情報共有

- Aの聞き取り後、対策会議でAの状況を情報共有し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして対応することを確認した。また、Aからの聞き取りにおいて、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、その内容に即してB、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。
- 学校はB、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

## いじめに該当するか否かの判断

- 対策会議では、これまでの情報を整理し、本件の「言葉による嫌がらせ」はいじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

## 関係保護者への報告及び謝罪と見守り

- 学校は対策会議での調査の結果を関係保護者へ報告し、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者ともに事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察へ相談し、法的手続きも検討している

## 【取組例2】管理職を中心とした組織的対応により事案が好転した事例

●対象児童 小学5年男子A（1名） ●関係児童 小学5年男子B、C（2名）

### ●いじめの概要

- ・小学5年男子Aの体育着袋に入っていたシャツとズボンの名前をマジックで塗り消されたり、シャツが隠されたりすることが数回続いた。そのいじめは、放課後の児童がいない教室や廊下で起こっているため、発見が難しくなっていた。
- ・Aの母親が犯人捜しを徹底して行うよう強く要求し、犯人が見つからなければ、警察に被害届を出すと要望してきた。

### ●事案の経緯及び対応

- ・学級担任は、Aから訴えを聞き、学年主任、生活指導に相談するとともに、教頭、校長に報告した。校長は、校内いじめ対応ミーティングを速やかに行い、いじめ対策会議を招集し、教頭に情報の収集とAへの対応、役割分担を指示した。Aの母親に対し、学級担任とともに校長自ら家庭訪問し、事件の経緯と学校の対応について随時説明した。
- ・校長の指示で、Aの心のケアを最優先し、養護教諭やスクールカウンセラーから心に寄り添い、不安感を取り除くケアを行わせた。
- ・母親の怒りに対し、校長自ら対応するとともに、関係機関に依頼し第三者（スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー）が母親の怒りや不安、不満を取り除く対応を行った。
- ・学級便りや保護者会、児童へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている児童に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取することを指示した。
- ・全校児童に対し、校長講話を行い、被害児童の心情に寄り添い、心の痛みを感じることを訴えた。校長の心に響く話やアンケート調査から、加害児童2名が分かった。加害児童の保護者に連絡を行い、事情を説明するとともに、児童が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導した。

## 【取組例3】いじめに係る情報の保護者との共有

●対象児童 小学2年男子A（1名） ●関係児童 未特定

### ●いじめの概要

- ・友達から「ブタと言われた」と、被害児童が保護者に訴えた。
- ・保護者から、担任に電話相談をしていじめが発覚。
- ・被害児童は「学校には言わないでほしい」と保護者に訴えていた。
- ・担任と保護者で本人にわからないように電話で対応方法を検討。
- ・被害児童に対して、保護者が相談したことがわからないように、自然を装って、被害児童に事実確認をする方向で指導を進めていくことに決定。

### ●事案の経緯及び対応

- ・保護者からの電話相談に対して、担任が保護者の訴えを丁寧に受け止め、今後の対応の仕方について保護者の意向に沿って一緒に考えた。
- ・被害児童は、保護者に「学校には言わないでほしい」と訴えていたため、その意図を汲み取り、自然に被害児童に接触し、最近の学校生活について聞き出すようにした。
- ・担任は、翌日の朝にAと朝の挨拶を交わし、「何か困っていることはない？」と尋ね、事実確認を行った。
- ・Aは「僕の頭はスッキリしているから大丈夫だよ」と答え、母親に昨日訴えたことは話さなかった。いじめの事実確認や加害児童の特定はできなかった。
- ・Aから、いじめの事実確認はできなかったが、しばらくの間、全職員が関わり、注意深く行動を見守ることにした。
- ・保護者に、対応時の状況について伝えるとともに、今後注意深く見守ることを確認した。
- ・以後、友達同士のトラブルは見られないが、様々な目でAを観察し、情報を共有するようにしている。そして、その結果を、しばらくの間、保護者に伝えることを行った。
- ・加害児童を特定できなかったため、直接の指導はできないが、道徳の授業で、言葉の大切さについて考えさせた。

#### 【取組例4】 小学校におけるいじめを見逃さない学校を目指した取組

- 学習規律や生活規律の定着を目指して、規律ある態度の育成に全校で計画的に取り組んでいる。
- 学級を超えて少人数指導を実施し、一人一人のよさを伸ばす学習形態を工夫している。学年の教師が全児童を指導する体制の確立に努めている。
- 学校・学年行事で児童の自主的活動の場を設けて、学級・学校生活を充実させる。また、清掃活動などボランティア活動に取り組んでいる。
- 学校生活の中で、互いに助け合ったり協力し合ったりする活動を全校で推進している。（休んだ友達への手紙、縦割り集団の活動、誕生日の色紙など）
- 学級遊びなどを通して、教師と児童、児童同士の間関係づくりに努めるとともに、日頃の児童の気になることを把握して指導記録カードに記録し、指導に生かしている。
- 遊びの中で横行していた一部の児童の自分勝手な行動によって起こるトラブルを、その都度自分たちで解決させている。
- 教育相談週間を設け、学級担任が個別面談を通していじめやいじめの兆候について情報収集や実態把握をしている。
- いじめが生じた際は、「いじめ対策支援チーム」で対応や指導方法について話し合い、迅速に対応している。
- 保護者の授業参観日を多く設定するなど、保護者が来校する機会を多くしている。
- 暴力行為やいじめに対する警察等との連携した対応、並びに学校内外の相談窓口について、保護者に周知している。

#### 【取組例5】 中学校におけるいじめを見逃さない学校を目指した取組

- 教育相談週間を年間計画に位置付け、学級担任が個別面談を通していじめやいじめの兆候について情報収集や実態把握をしている。
- いじめ対策強調月間を設定し、全校ぐるみで集中的に取り組む、生徒の人権意識の高揚を図っている。
  - ア 人権擁護活動週間の設定（非行防止教室の開催、学級の道徳の時間で一斉指導など）
  - イ いじめ防止に関する標語募集
  - ウ 生徒会を中心とした「いじめ撲滅宣言」に向けた学級活動での討議
- 日常的に「生活記録ノート」を活用し、生徒の一人一人の状況把握に努めている。
- いじめが生じた際は、生徒指導委員会で対応や指導方法について話し合い、迅速に対応している。
- 学習規律や生活規律の定着を目指して、規律ある態度の育成に全校で計画的に取り組んでいる。
- 保護者懇談会で、いじめに関する相談機関の案内を配付するなど、早期発見・早期対応について協力を依頼している。
- 中学校区生徒指導連絡協議会で、いじめについて地域の関係機関・団体、地域住民等と意見交換し、協力を依頼している。
- 暴力行為やいじめに対する警察等との連携した対応、並びに学校内外の相談窓口について、保護者に周知している。

様式 1

(対象児童生徒用)

もう一方の用紙と区別するため、本シートを印刷する際は、桃色の用紙に印刷してください。

いじめ訴え聴き取りシート (例) 面談・電話・その他 ( )

対象児童生徒	年 組 番 氏名 <small>(Aとする)</small>			本人・保護者・その他 ( )	
記録者		聴き取り日時	年 月 日	: ~ :	
訴え					
関係児童生徒	B	年 組 番 氏名			
	C	年 組 番 氏名			
	D	年 組 番 氏名			
行為詳細		いつ	どこで	だれが	どんなことをされた
	行為 1				
	行為 2				
	行為 3				
その時の気持ち					
その他					

公開対象文書となります。以下の留意点を確認し、客観的な記録となるよう努めてください。

聴き取りの際は、原則、本シートを活用ください。

面談・電話・その他（ ）

対象児童生徒	5年 1組 1番 氏名 ○○ ○○ (Aとする)	本人・保護者・その他（ ）
記録者	△△	聴き取り日時 7年 7月 1日 16:30 ~ 16:50
訴え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日帰宅したら、息子が泣いていた。</li> <li>・泣いていた理由を息子に聞いたところ「学校でいやなことがあった」と言った。</li> <li>・息子は「明日は学校に行きたくない」と言っている。</li> <li>・家では詳しい内容を話さないなので、学校で話を聴いて欲しい。</li> </ul>	
	B	5年 1組 2番 氏名 □□ □□ (第1報時点では不明→本人への聴き取りにおいて判明)
	<p>①第一報の内容を記入 →学年主任、生徒指導主任 →校長、教頭に報告（原則即日）</p>	
	<p>②聴き取った内容を記録</p>	
行為の事実	いつ 7/1 (火) 朝	どこで 図書室 前廊下
	だれが B	<p>×表現を変えている。 (誤) 体当たりをして、何回も悪口を言った。 ↓ (正) 体をぶつけて、「じゃまだよ、あっちに行け」と言った。</p> <p>×発言を集約している。 ○発言のとおりに記載する。</p>
その時の気持ち	<p>【聴き取り例】 ※実際の対応においては、より詳しい状況を聴き取ります。</p> <p>行 教師「いつ、どんなことをされたの？」 児童「昨日の朝に、図書室前廊下で、Bが体をぶつけてきて「じゃまだよ、あっちに行け」と言ったんだ。」 教師「そのときどう思ったの？」 児童「急に言われて悲しい気分になった。」 教師「そうだよ。悲しい気持ちになるよね。でも、どうして急にそんなこと言われたのかな。」 児童「昨日遊んだときに、けんかしたからだと思う。」</p> <p>(誤) Bは、6月30日に遊んだときにAとけんかをしたことによるわだかまりを学校でも引きずっていると考えられる。そのイライラをAにぶつけたため、Aが悲しい気持ちになったと考えられる。 ↓ (正) ・Aは、行為1をされて、悲しい気持ちになったとのこと。 ・Aは、6月30日にBと遊んだときに、けんかをしたからだと思うとのこと。</p> <p>×Bの心情を推測して書いている。 ×教師による考察である。 ○発言のとおりに記載する。 ○発言のとおりに記載する。</p>	
その他	<p>記録する際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発言のとおりに記載する。(×集約)</li> <li>・具体的かつ客観的に記載する。(×推測)</li> </ul>	

(対象児童生徒用)

## 事実確認聴き取り記録用紙

児童生徒	年 組 番 氏名 ○○ ○○ (○とする)	聞き取り者	
聴き取り日時	令和 年 月 日 : ~ : 場所	記録者	
確認したいこと	行為 1		
	行為 2		
	行為 3		
具体的に	いつ	どこで だれが・だれに	どんなことをした／見た／聞いた
状況等	【状況】 ※場所の見取り図、人物の配置図など、できるだけ詳細に図示する		
その理由			
確認された事実			

公開対象文書となります。以下の留意点を確認し、客観的な記録となるよう努めてください。

聴き取りの際は、原則、本シートを活用ください。

## 聴き取り記録用紙

児童生徒	5年 1組 2番 氏名 ○○ ○○ (Bとする)	聞き取り者	●●
聴き取り日時	令和7年7月2日 8:30~9:00 場所 学年室	記録者	△△
確認したいこと	行為1	Bが、Aに体をぶつけて、「じゃまだよ、あっちに行け」と言ったこと。	
	行為2	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <b>①様式1の内容を記入</b> </div>	
	行為3		
具体的に	いつ 7/1 朝	どこで 図書室前廊下	だれが Bが、Aに
			<p>×発言を短縮している。</p> <p>×発言を短縮している。</p> <p>×担当者の推測である。</p> <p>(誤) 体がぶつかったから、Cと一緒に なって「じゃまだよ、あっちに行け」と 言った。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(正) Aが走っていて、体がぶつかったか ら「じゃまだよ、あっちに行け」と言っ た。</p> <p>○発言のとおりに記載する。</p>
状況等	<p>【状況】※場所の見取り図、人物の配置図など、できるだけ詳細に図示する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             図書室 学級児童の多く は本を借りていた。         </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【聴き取り例】 ※実際の対応においては、より詳しい状況を聴き取ります。              教員「これから、昨日のできごとについて質問をします。話してくれた内容は何が起きたのかという事実を確認するために使います。そのときのことに              ついて、知っていることを教えてください。」              児童「昨日の朝、図書室前廊下で、Aが走っていて、体がぶつかったから              「じゃまだよ、あっちに行け」と言いました。」              教員「誰かと一緒にいたのかな？」              児童「Cと一緒にいました。」              教員「どうして、「じゃまだよ、あっちに行け」と言ったのかな？」              児童「Cと話していたら、急にぶつかってきたから、むかついて言いま              した。」              教員「BとCはどこにいて、Aはどこから走ってきたのかな？そのときの状況に              ついて、詳しく説明してくれる？図を書いてくれるかな？」</p> </div>		
その理由	<p>・BとCが話していたときに、Aが走ってきて、急にぶつかってきたから。むかついたから。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>聴き取り及び記録する際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発言のとおりに記載する。(×集約) ・具体的かつ客観的に記載する。(×推測)</li> <li>・児童生徒自身の言葉で話をさせる。(×誘導) ・聴き取りに徹する。(×指導)</li> </ul> </div>		
確認された事実	<p>・Bが、Aに「じゃまだよ、あっちに行け」と言ったこと。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <b>③いじめ行為を記録</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             いじめに関する発言は確認できたが、「Aが走っていたこと」や「ぶつかったときの状況」については、Cにも確認するとともに、齟齬がある場合は再度Aにも聴き取りを行う。         </div> </div>		

# いじめの対応について

令和8年4月 上尾市教育委員会指導課

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為です。本資料は、学校が行う「いじめの対応」について、学校と家庭が連携して取り組んでいくことを御理解いただくことを目的に作成しました。保護者の皆様には、ぜひ、お子様と一緒に読みいただき、ご家庭で話し合う機会としてご活用いただけますと幸いです。

## 1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年施行）

児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

このように、現行の法律においては、いじめにあたるか否かは、

**いじめられた児童生徒の立場に立って判断** するものとされています。



この定義に基づきいじめを認知した際、学校では、次のように対応しております。

### 被害児童生徒への支援

- 丁寧な聴き取りを行い、心情に寄り添いながら心のケアに努めます。
- その際、保護者の皆様へも事案の内容を連絡し学校と家庭それぞれでの様子や気になる点を共有し、継続して見守りと支援を行います。

### 加害児童生徒への指導

- 明らかになったいじめ行為を直ちにやめさせるとともに、「いじめは許されない行為」であることを理解できるよう、毅然とした姿勢で指導を行います。
- 併せて、背景にある困難や悩みを踏まえ、継続的な支援と指導を実施します。

## 2 いじめの現状

### 大人が気付きにくい、いじめ

#### 隠れた手口

ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上のSNSやメール等、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりする事例があります。

#### 被害者の心理

「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

「仲間はずれ、無視、陰口」を

被害

された経験がある・・・9割

加害

した経験がある・・・9割

いじめ追跡調査 2016-2018（2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より）

児童生徒にとって**いじめ**は、被害・加害ともに、**身近な問題**です

上尾市立小・中学校では、「いじめは必ず起こりうるもの」という認識のもと、

「いじめ見逃し0（ゼロ）」の姿勢で、ささいな兆候にも積極的に認知し、対応します。

### 3 いじめを受けた、いじめにつながる情報を見聞きした際は

「『いじめ』のことを相談したら、  
もっといじめられるかも…」

「心配されたくない」 「仕返しが怖い」



## 上尾市立小・中学校の約束

# 必ずあなたを守ります。

- 相談してくれたあなたの思いを大切にします。
- 解決する方法を先生方みんなで考えます。

学校では、相談を受けた担任や顧問等を含めた**「複数の教員が組織されたチーム」**で情報を共有し、対応します。



### 4 いじめに対する対応

- 学校は、「いじめに係る相談」等を受けたら、速やかに、いじめの有無を確認するための調査を行います。
- 学校は、明らかになった調査の結果について、被害・加害児童生徒双方の保護者に連絡します。
- 学校は、調査の結果、いじめの事実を確認したら、いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、被害児童生徒、保護者を支援します。併せて、加害児童生徒へ指導を行い、その保護者へ助言を行います。
- 学校は、いじめ事案の状況に応じて、警察等の関係機関と連携して対処します。

### 5 保護者の皆様へ

「いじめ対応」の目的は、「いじめ行為をやめさせ、被害児童生徒をいじめから守り、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすること」です。

また、対応にあたっては「加害児童生徒を罰すること」を目的とするのではなく、「全ての児童生徒が互いに尊重し合える関係」を築けるよう、教育的観点から指導を行うことも重視しています。

そのため、学校では、まず、被害児童生徒の安全確保や心理的ケア等の支援に**最優先**で取り組みます。併せて、加害児童生徒についても、背景にある困難や悩みを受け止め、よりよい行動がとれるよう、継続的に指導・支援を行っていきます。

児童生徒にとって身近な問題である「いじめの対応」を効果的に進めるためには、学校と家庭が連携し、相互理解に基づいて協力することが大変重要です。

保護者の皆様には、引き続きご理解・ご協力をいただけますよう、お願いいたします。

○心配な点等がございましたら、学校にご相談ください。

○上尾市教育センターでも、市内児童生徒および保護者からのいじめに関する相談を受け付けています。

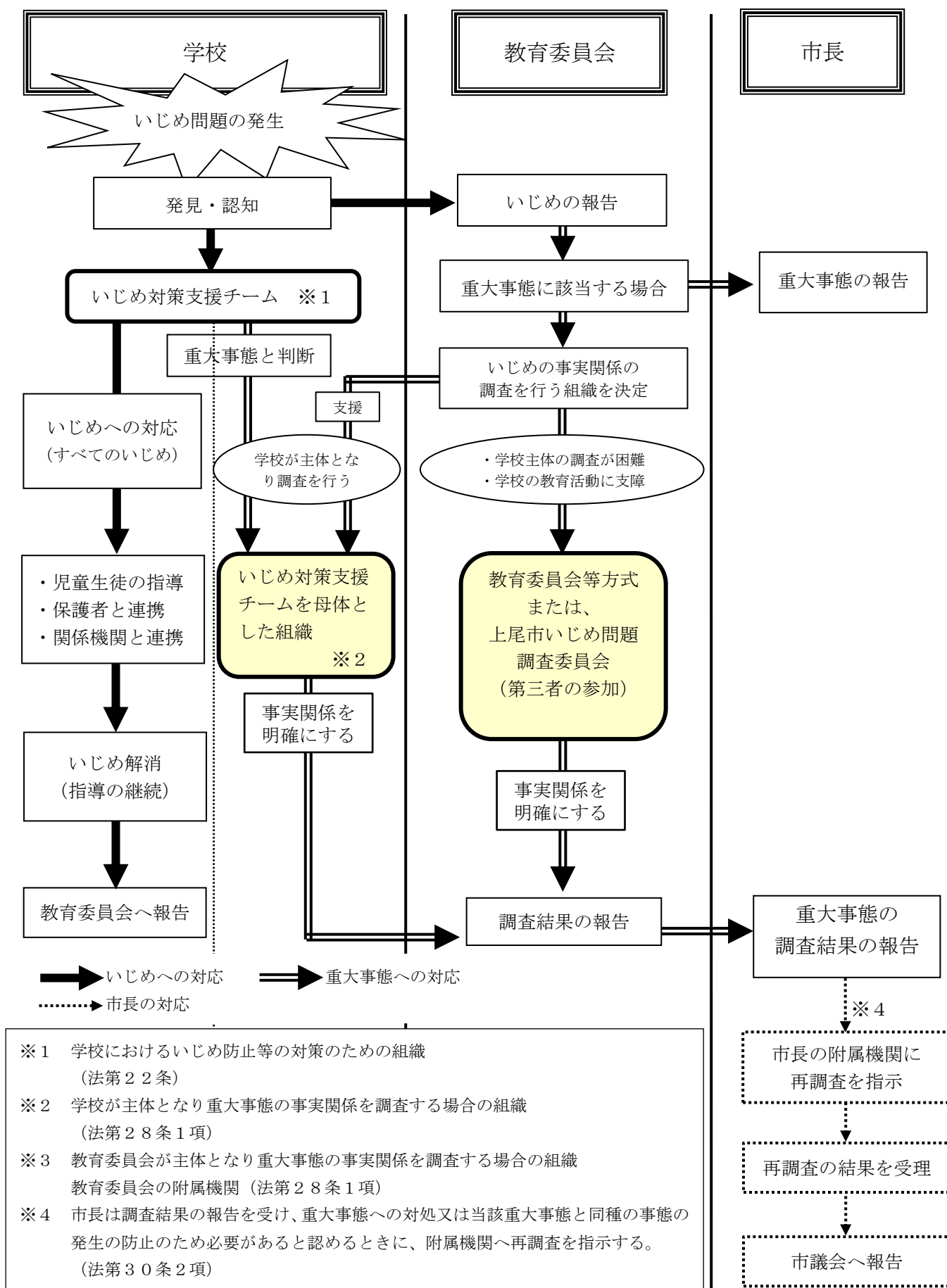
「子ども・いじめホットライン」 電話 0120-556-290(フリーダイヤル)

「子ども・いじめホットメール」 電子メール 556soudan@city.ageo.lg.jp

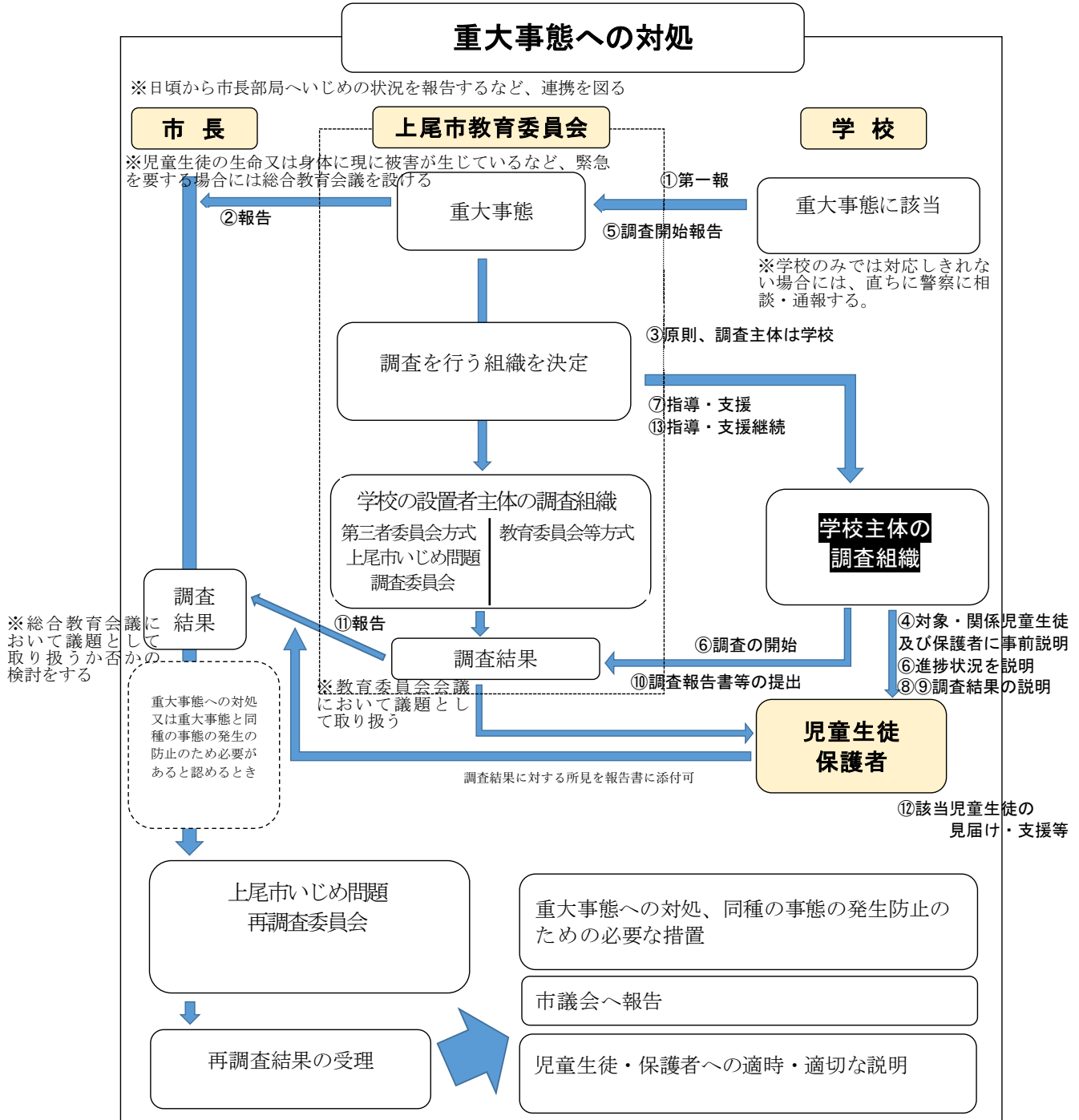
<相談時間> 月から金まで(祝祭日を除く) 10時00分から17時00分まで

# 資料 19

## いじめ発生時の対応

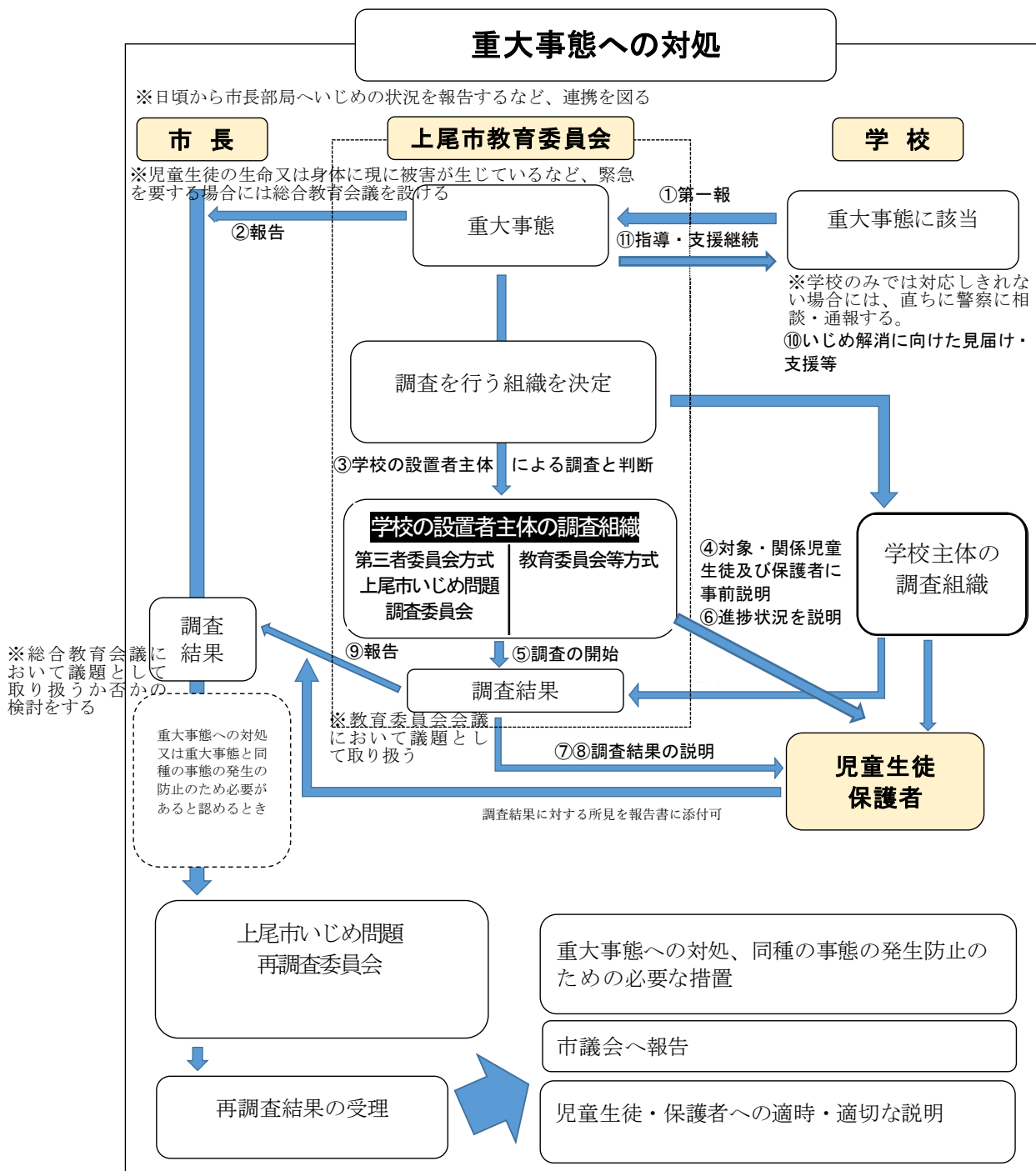



【学校主体の調査組織による対応フロー】



学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p> </div> <p>③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、対応の方針を定める。</p> <p>④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。</p> <p>⑤調査開始日を教育委員会へ報告する。</p> <p>⑥調査を開始する。組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。</p> <p>⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑨いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑩対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査報告書と保護者面談記録を教育委員会に提出する。</p> <p>⑫いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>②市長報告を行う。</p> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> <p>⑦学校と密に連絡をとり、調査状況を把握するとともに、指導を行いながら、いじめ解消に向けて支援する。(学校を支援する。)</p> <p>⑪調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。 ・教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑬連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p> <p>・教育委員会から、いじめ重大事態の調査が完了したことについての報告を受ける。 ・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。 ・更なる調査等が必要と認めたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。 ・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p>

【学校の設置者主体の調査組織による対応フロー】



学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p><b>該当児童生徒への継続的な見届け・支援等</b></p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <p>⑩いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>②市長報告を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> </div> <p>③調査組織を決定し、対応の方針を定める。</p> <p>④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。</p> <p>⑤調査を開始する。</p> <p>⑥組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。</p> <p>⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑧いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑪連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p> <p>・教育委員会から、いじめ重大事態の調査が完了したことについての報告を受ける。 ・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。 ・更なる調査等が必要と認めたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。 ・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p>

# 資料 20

○上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例

平成26年9月26日条例第24号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 上尾市いじめ問題対策連絡協議会（第3条—第10条）

第3章 上尾市いじめ問題調査委員会（第11条—第18条）

第4章 上尾市いじめ問題再調査委員会（第19条—第24条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき上尾市が設置する上尾市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において「いじめ」とは、法第2条第1項に規定するいじめをいう。

## 第2章 上尾市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

**第3条** 法第14条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第4条** 協議会は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）に関し、次に掲げる事項を協議する。

- （1） **上尾市立の小学校及び中学校**におけるいじめの問題の現状の把握及びその分析に関すること。
- （2） 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の推進及びその調整に関すること。
- （3） 基本方針の修正に関すること。
- （4） その他いじめの問題の解決に関し必要な事項に関すること。

（組織）

**第5条** 協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、上尾市教育委員会事務局学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

**第6条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長の職務）

**第7条** 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

**第8条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、協議会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

**第9条** 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

（委任）

**第10条** この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 第3章 上尾市いじめ問題調査委員会

（設置）

**第11条** 法第28条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第12条** 調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態について上尾市立の小学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする。

（組織）

**第13条** 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 心理、福祉等に関し専門的知識を有する者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

**第14条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第15条** 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

**第16条** 調査委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

**第17条** 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(準用)

**第18条** 第8条及び第10条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条第2項中「協議会を組織する者」とあり、及び同条第3項中「委員」とあるのは、「委員（特別の事項を調査する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。）」と読み替えるものとする。

#### **第4章** 上尾市いじめ問題再調査委員会

(設置)

**第19条** 法第30条第2項の規定に基づき、上尾市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第20条** 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行うものとする。

(組織)

**第21条** 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

**第22条** 委員の任期は、委嘱の日から第20条の諮問に対する答申の日までの間とする。

(庶務)

**第23条** 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(準用)

**第24条** 第8条、第10条及び第16条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第8条第2項中「協議会を組織する者」とあるのは「委員」と、第10条中「教育委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(協議会の委員及び調査委員会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される協議会の委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される調査委員会の委員の任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年9月26日条例第24号）

改正案	現 行
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第4条 協議会は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）に関し、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>（1） <u>上尾市立の小学校及び中学校</u>（以下これを「<u>学校</u>」という。）におけるいじめの問題の現状の把握及びその分析に関すること。</p> <p>（2） 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の推進及びその調整に関すること。</p> <p>（3） 基本方針の修正に関すること。</p> <p>（4） その他いじめの問題の解決に関し必要な事項に関すること。</p> <p>第5条～第10条（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第11条 <u>法第14条第3項</u>の規定に基づき、上尾市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第12条 調査委員会は、<u>学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、法第28条第1項に規定する重大事態について学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする。</u></p> <p>第13条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第4条 協議会は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）に関し、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>（1） 上尾市立の小学校及び中学校におけるいじめの問題の現状の把握及びその分析に関すること。</p> <p>（2） 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の推進及びその調整に関すること。</p> <p>（3） 基本方針の修正に関すること。</p> <p>（4） その他いじめの問題の解決に関し必要な事項に関すること。</p> <p>第5条～第10条（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第11条 <u>法第28条第1項</u>の規定に基づき、上尾市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第12条 調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態について<u>上尾市立の小学校又は中学校</u>における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする。</p> <p>第13条～第24条（略）</p>

上教指第 2 4 7 0 号  
令和 8 年 2 月 3 日

各上尾市立小・中学校長 様

上尾市教育委員会教育長

「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大  
事態対応マニュアル」について（通知）

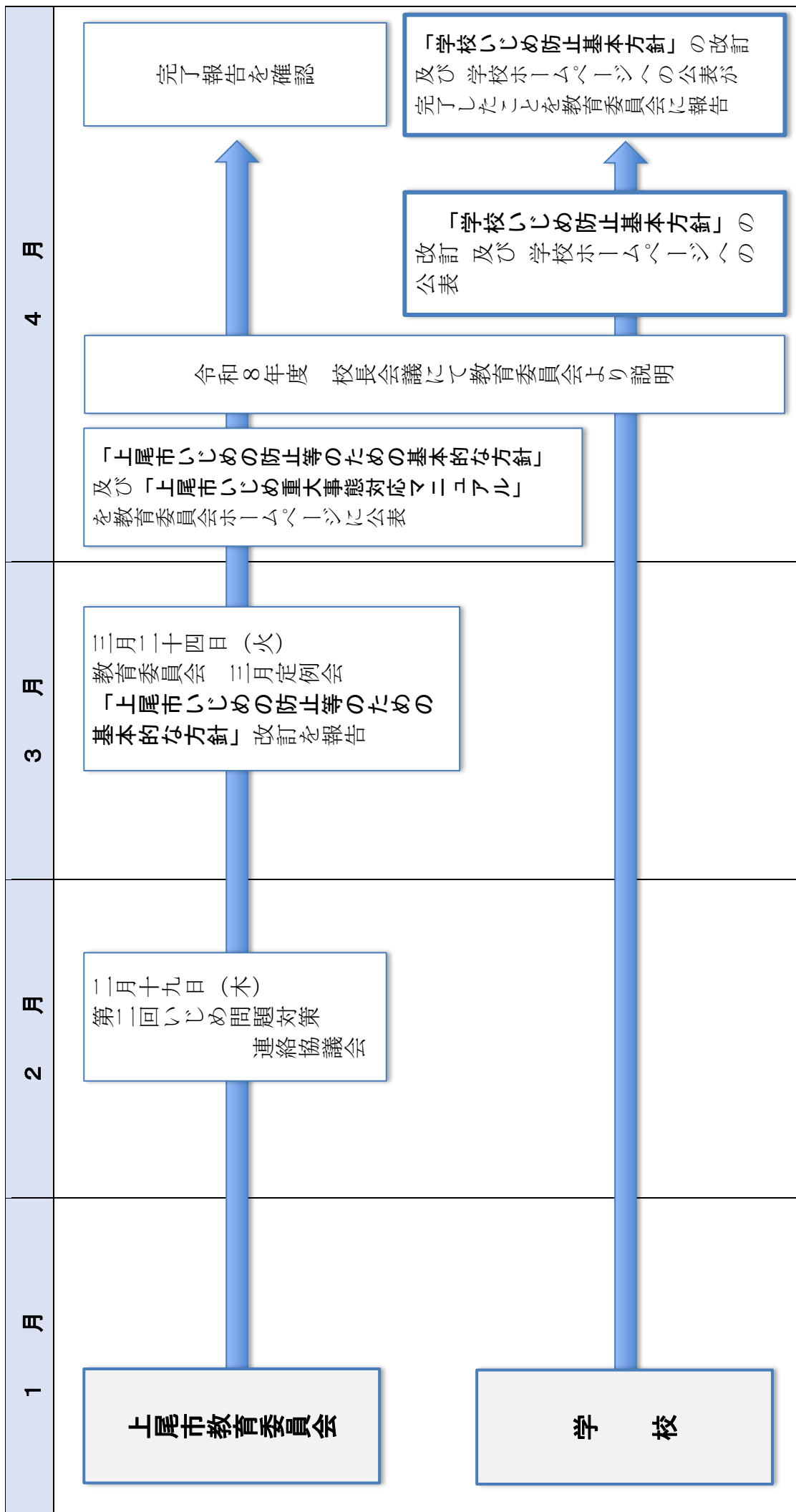
このことについて、別添資料のとおり改訂を進め、市民に広く理解を得るため、別  
添資料を上尾市教育委員会ホームページに掲載します。

つきましては、貴職下全教職員に周知するとともに、スケジュールに合わせて対応  
願います。また、別添資料を学校ホームページに掲載願います。

担 当 学校教育部指導課 飯島 佐野 高橋  
電 話 7 7 5 - 9 6 7 2  
F A X 7 7 5 - 5 6 3 3  
E-mail s732000@city.ageo.lg.jp

# 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」「学校いじめ防止基本方針」 及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」改訂に向けたスケジュール

上尾市教育委員会  
上尾市立小・中学校



各上尾市立小・中学校長 様

上尾市教育委員会教育長

「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」について（通知）

このことについて、上尾市教育委員会令和8年3月定例会における審議・決議を経た上で、改訂する予定としていますが、併せて各学校における「学校いじめ防止基本方針」についても、同時に改訂することとなります。

つきましては、下記のとおり、別添「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」（以下「市方針（案）」とする）を参考に、貴校の「学校いじめ防止基本方針」の見直し及び改訂について実施願います。

### 記

- 1 「学校いじめ防止基本方針」の見直し及び改訂作業について
  - (1) 「市方針（案）」を参照し、改訂箇所について確認する。  
※ハイライト部が改訂箇所となります。また「新旧対照表」も併せて参照願います。
  - (2) 「学校いじめ防止基本方針」の記載を改訂する。  
※「市方針（案）」の以下の①～⑤の内容に合わせて、「学校いじめ防止基本方針」の記載を改訂願います。
    - ① 7ページ・・・・・・・・ク、コ、シ
    - ② 12ページ・・・・・・・・イ（イ）、ウ（ア）（イ）
    - ③ 14ページ・・・・・・・・ウ（ケ）
    - ④ 15ページ・・・・・・・・ア
    - ⑤ 19ページ・・・・・・・・ア（キ）
  - (3) 「学校いじめ防止基本方針」に記載があるものの実施していない取組、また、記載はないが実施している取組等について加筆及び削除する。
- 2 改訂期限 令和8年3月31日（火）
- 3 その他
  - (1) 見直し及び改訂作業後の「学校いじめ防止基本方針」については、令和8年度当初の会議や研修等において、全職員に確実に周知するとともに、令和8年4月1日（水）から4月7日（火）までの期間において、学校ホームページに掲載願います。
  - (2) 学校のいじめ対応方針については、年度当初に、児童生徒及び保護者等に対する周知を徹底願います。
  - (3) 「市方針（案）」については、上尾市教育委員会において、正式に可決されるまで「管理職止め」とします。取扱いに十分留意願います。

担 当 学校教育部指導課 飯島 佐野 高橋  
電 話 775-9672  
FAX 775-5633  
E-mail s732000@city.ageo.lg.jp

上教指第2848号

令和8年3月26日

各上尾市立小・中学校長 様

上尾市教育委員会教育長

「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大  
事態対応マニュアル」について（通知）

このことについて、令和7年10月27日に公表された上尾市いじめ問題再調査委  
員会による調査報告書に記載された7項目の提言を踏まえ、改訂しました。

つきましては、関係文書を送付しますので、貴職下全教職員に周知するとともに、  
本基本方針及び本マニュアルを活用した研修を実施願います。

また、本基本方針を参考に、貴校の「学校いじめ防止基本方針」の見直し及び改訂  
を実施するとともに、令和8年4月1日（水）から4月7日（火）までの期間におい  
て、学校ホームページに掲載願います。

担 当	学校教育部指導課	飯島 佐野 高橋
電 話	775-9672	
FAX	775-5633	
E-mail	s732000@city.ageo.lg.jp	